

重要文化財（建造物）旧目加田家住宅
保存活用計画
（素案）

令和 5 年 3 月
岩国市

例言

1. 本計画書は、山口県岩国市横山2丁目6番31号に所在する「重要文化財旧目加田家住宅」（岩国市所有）の保存活用計画（以下、本計画という）である。
2. 本計画は、令和3年度(2021)～4年度(2022)に実施した文化庁補助の「国宝重要文化財等保存・活用事業」により策定した。
3. 本計画は、「重要文化財(建造物)保存活用計画策定指針」(平成11年3月 文化庁文化財保護部)に基づき策定した。
4. 本計画は、学識経験者や地域住民・関係団体からなる「重要文化財旧目加田家住宅保存活用計画策定委員会」を開催し、合計3回の検討を重ね、とりまとめられたものである。

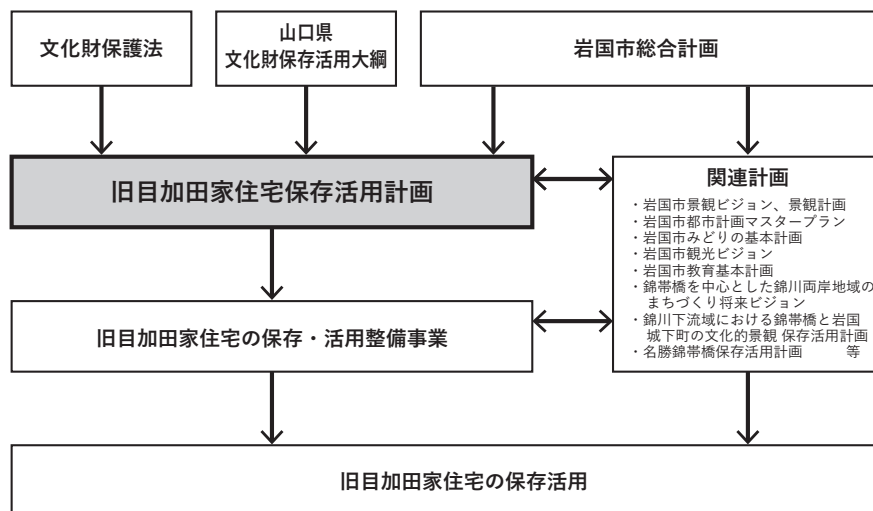
- | | | |
|-----|-------------------------------|---|
| 第1回 | 令和4年（2022）3月9日（水）13:30～16:00 | ・保存活用計画について
・保存活用計画の中間報告 |
| 第2回 | 令和4年（2022）9月7日（水）10:00～12:00 | ・保存活用計画の策定について
・活用計画について
・環境保全計画について
・保存管理計画について |
| 第3回 | 令和5年（2023）1月27日（金）13:00～14:30 | ・第2回委員会からの変更箇所
・防災計画について
・保護に係る手続きについて
・計画全体について |

表 重要文化財旧目加田家住宅保存活用計画策定委員会委員一覧

役割	氏名	所属	分野
委員	金谷 匡人	岩国市文化財審議会委員	歴史・民俗
	多々良 美春	山口県文化財保護審議会委員 岩国市文化財審議会委員	庭園・名勝
	天満 類子	NPO 法人 新川田箆環境資産保全研究会副理事長 九州大学大学院人間環境学研究院 学術協力研究員 岩国市文化財審議会委員	建築・文化的景観
	福田 博一	横山地区自治会連合会会長	地元自治会
	竹本 邦夫	岩国観光ガイドボランティア協会会長	観光
オブザーバー	五島 昌也	文化庁文化資源活用課 整備活用部門	－
	中山 輝樹	山口県観光スポーツ文化部文化振興課	－
事務局	岩国市教育委員会文化財保護課		－

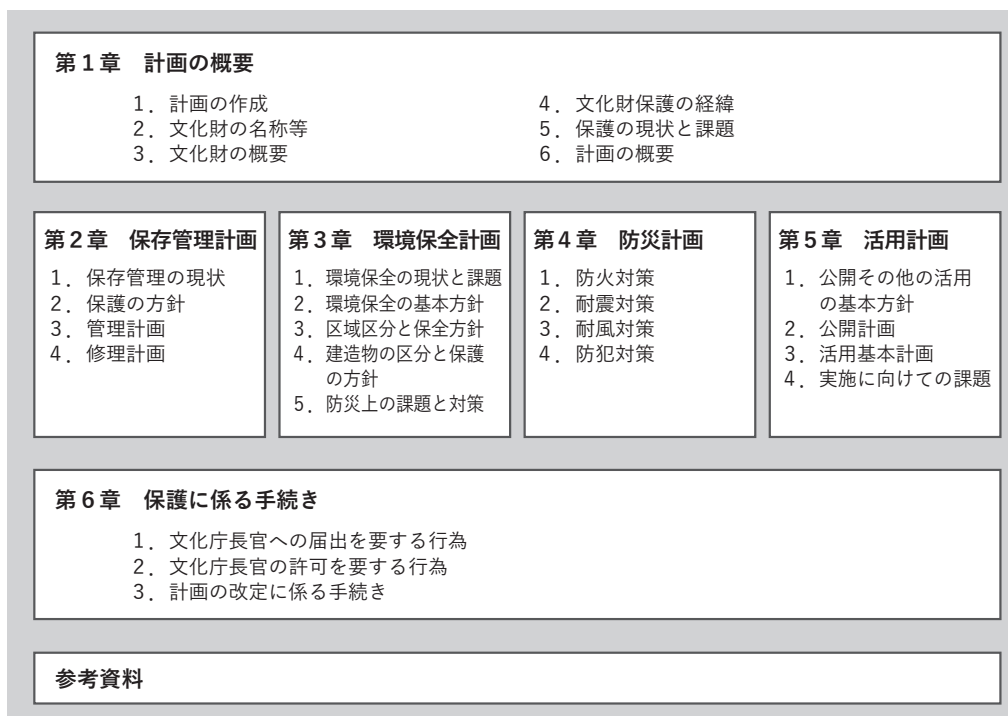
5. 本計画は文化庁文化資源活用課整備活用部門並びに山口県観光スポーツ文化部文化振興課の指導・助言を得て策定した。

6. 本計画は、旧目加田家住宅の保存・活用を計画的に推進するために定める計画である。そのため、重要文化財として文化財保護法及び条例等に準拠するとともに、本市の行政施策として岩国市総合計画その他の関連計画との連携も図っていく。



計画の位置づけ

7. 本計画では、第1章に文化財の概要や計画全体の目的、方針等を示し、第2章から第5章に個々の観点からの計画を定め、第6章に文化財建造物の保護に係る諸手続きを示す構成とし、関連する資料等は参考資料としてとりまとめる。



計画の構成

8. 旧目加田家住宅は南西を正面として建つが、本計画では正面を南として扱った。

9. 本計画の策定に係る業務は、岩国市教育委員会文化財保護課が担当し、重要文化財旧目加田家住宅保存活用計画策定支援業務を株式会社都市環境研究所九州事務所に委託した。

目次

第1章 計画の概要	1
1. 計画の作成	1
2. 文化財の名称等	1
3. 文化財の概要	2
4. 文化財保護の経緯	14
5. 保護の現状と課題	16
6. 計画の概要	22
第2章 保存管理計画	24
1. 保存管理の現状	24
2. 保護の方針	24
3. 管理計画	46
4. 修理計画	49
第3章 環境保全計画	50
1. 環境保全の現状と課題	50
2. 環境保全の基本方針	51
3. 区域区分と保全方針	51
4. 建造物の区分と保護の方針	53
5. 防災上の課題と対策	55
第4章 防災計画	57
1. 防火対策	57
2. 耐震対策	62
3. 耐風対策	62
4. 防犯対策	63

第5章 活用計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 64

1. 公開その他の活用の基本方針・・・・・・・・・・・・・・ 64
2. 公開計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 64
3. 活用基本計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 67
4. 実施に向けての課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 71

第6章 保護に係る手続き・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 72

1. 文化庁長官への届出を要する行為・・・・・・・・・・・・ 72
2. 文化庁長官の許可を要する行為・・・・・・・・・・・・・・ 74
3. 計画の改定に係る手続き・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 75

図面・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 77

第1章 計画の概要

本章では、第2章保存管理計画から第5章活用計画の各種計画を作成する上で、前提となる文化財の概要、保護の経緯を整理するとともに、計画の目標及び基本的な方針等の計画の概要を設定する。

1. 計画の作成

(1) 計画作成年月日

令和5年(2023)3月31日

(2) 計画作成者

岩国市

(3) 計画期間

計画期間は認定日から令和10年(2028)10月までの5年間とする。

(4) 保存活用計画の名称

重要文化財(建造物)旧目加田家住宅保存活用計画

2. 文化財の名称等

(1) 重要文化財(建造物)の名称

1) 名称及び員数

旧目加田家住宅 1棟

2) 指定年月日及び指定書の記号番号

昭和49年2月5日(建第1926号)

3) 所在の場所

山口県岩国市横山2丁目6番31号

(2) 建造物の構造及び形式

1) 構造形式

桁行16.4m、梁間12.54m、一部二階、入母屋造、南面玄関付属、棧瓦葺

2) 規模

延平面積 221.117 m² (一階188.285 m²、二階32.832 m²)

(3) 所有者等の氏名及び住所

所有者：岩国市

所在地：山口県岩国市今津町1丁目14-51

3. 文化財の概要

(1) 文化財の構成

1) 文化財を構成する物件（重要文化財）

主屋 1棟

2) 一体となって価値を形成する物件

文化財を構成する物件（主屋）とともに、土塀、木戸門、表門、中門及び袖塀、井戸、便所、建物跡、庭園を含む屋敷地全体



図 1-3-1 土塀及び表門



図 1-3-2 中門及び袖塀



図 1-3-3 井戸



図 1-3-4 井戸



図 1-3-5 便所



図 1-3-6 建物跡



図 1-3-7 庭園



図 1-3-8 屋敷神

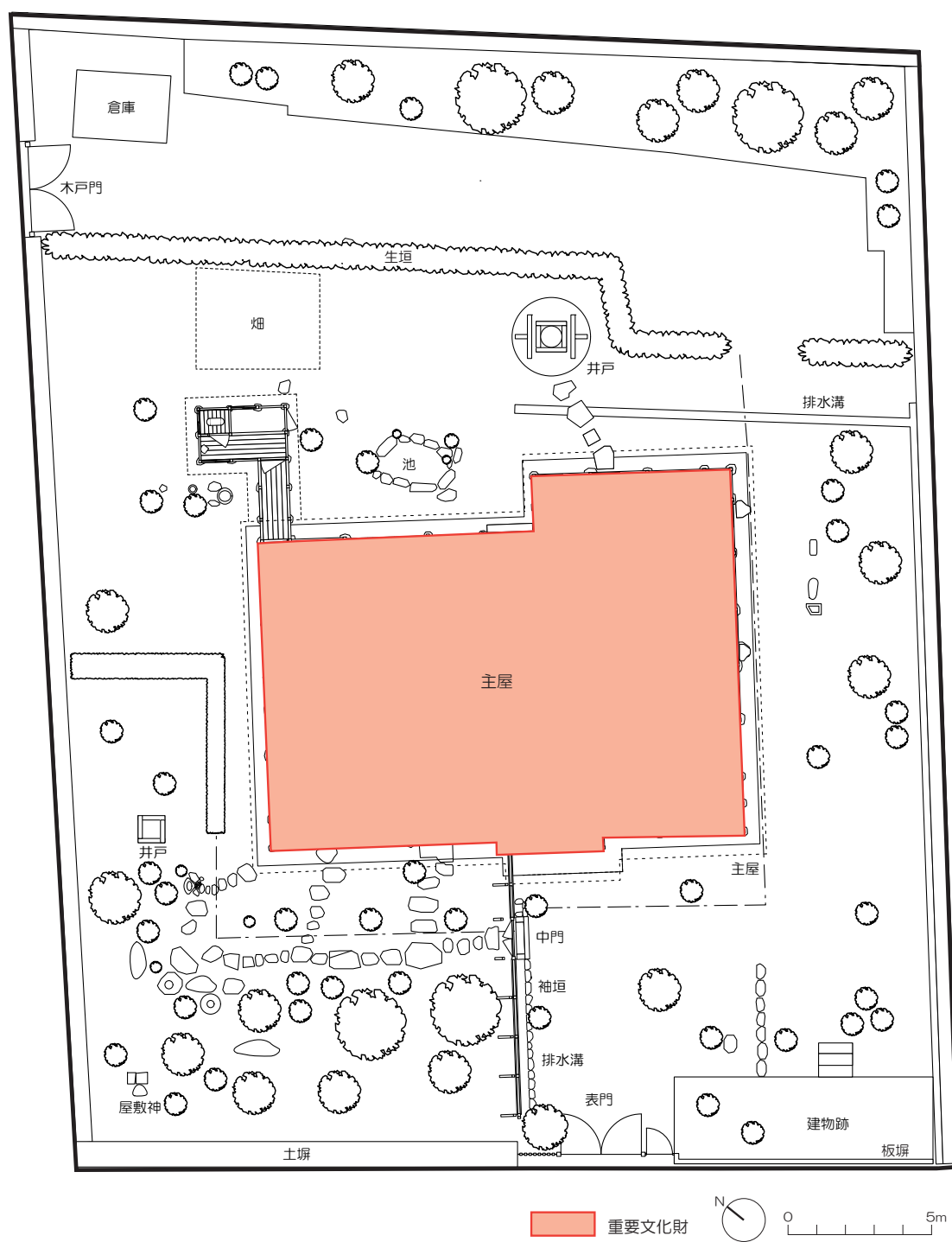


図 1-3-9 文化財の位置図

(2) 文化財の概要

1) 立地環境

ア) 地理的環境

旧目加田家住宅の位置する岩国市は、山口県の東部に位置し、南は柳井市、光市、西は周南市、北は島根県吉賀町、東は和木町、広島県廿日市市、広島県大竹市及び安芸灘に面している。

旧目加田家住宅は、山間部を蛇行しながら流れる錦川と岩国城が築かれた城山に挟まれた横山地区にある。横山地区は、岩国城の旧城下町（以下、旧城下町という）における武家地として形成され、周辺には、香川家長屋門をはじめ、武家屋敷の遺構を伝える建造物等が多数所在している。また、横山地区と錦川対岸を繋ぐ名勝錦帯橋や、重要文化財（建造物）である吉香神社をはじめ、岩国徴古館、吉川史料館などの多くの文化財や文化施設も集積している。

交通面では、山陽新幹線新岩国駅からバスで約20分、JR山陽本線岩国駅から約20分の距離にある。錦帯橋駅にある錦帯橋バスセンターには、広島バスセンターとの間を約1時間で結ぶ高速バスも運行している。



図 1-3-10 岩国市の位置

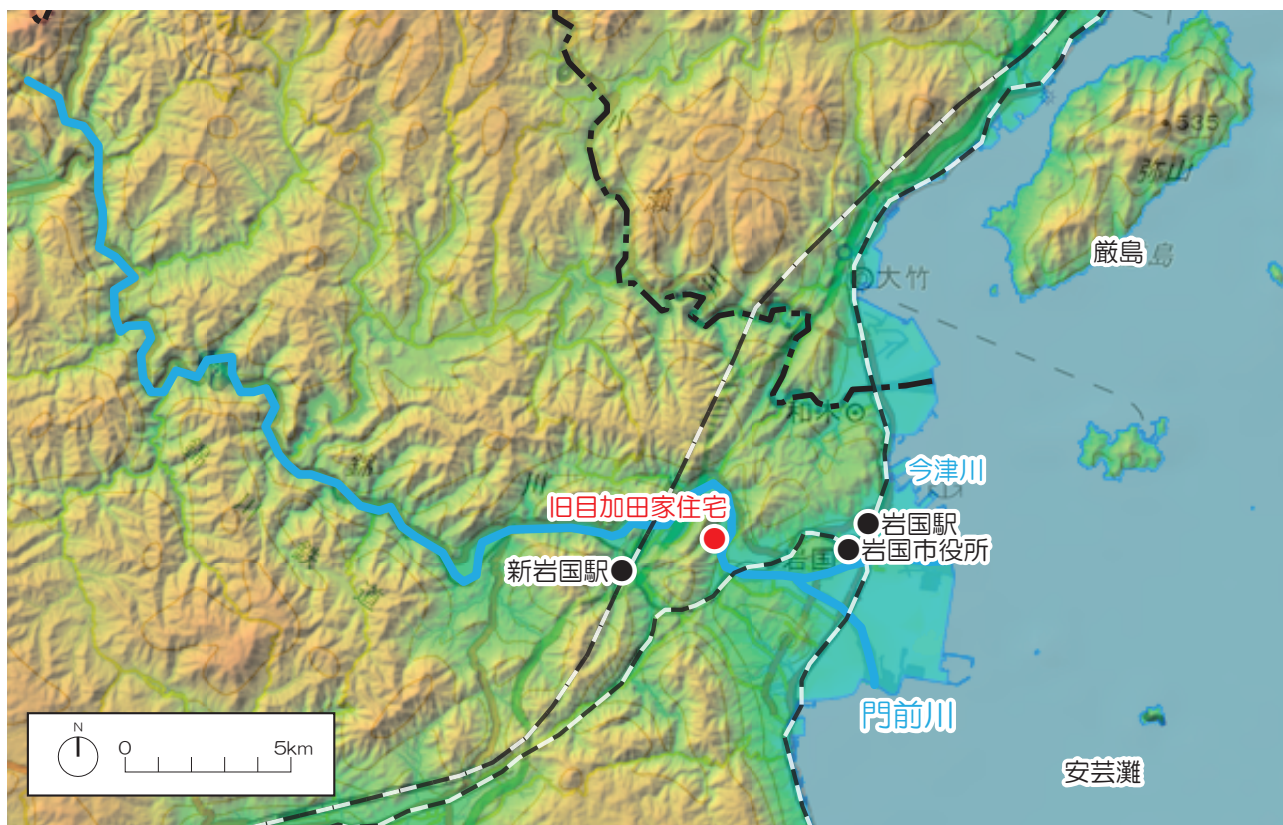


図 1-3-11 旧目加田家住宅周辺の地形（国土地理院色別標高図を基に加工して作成）

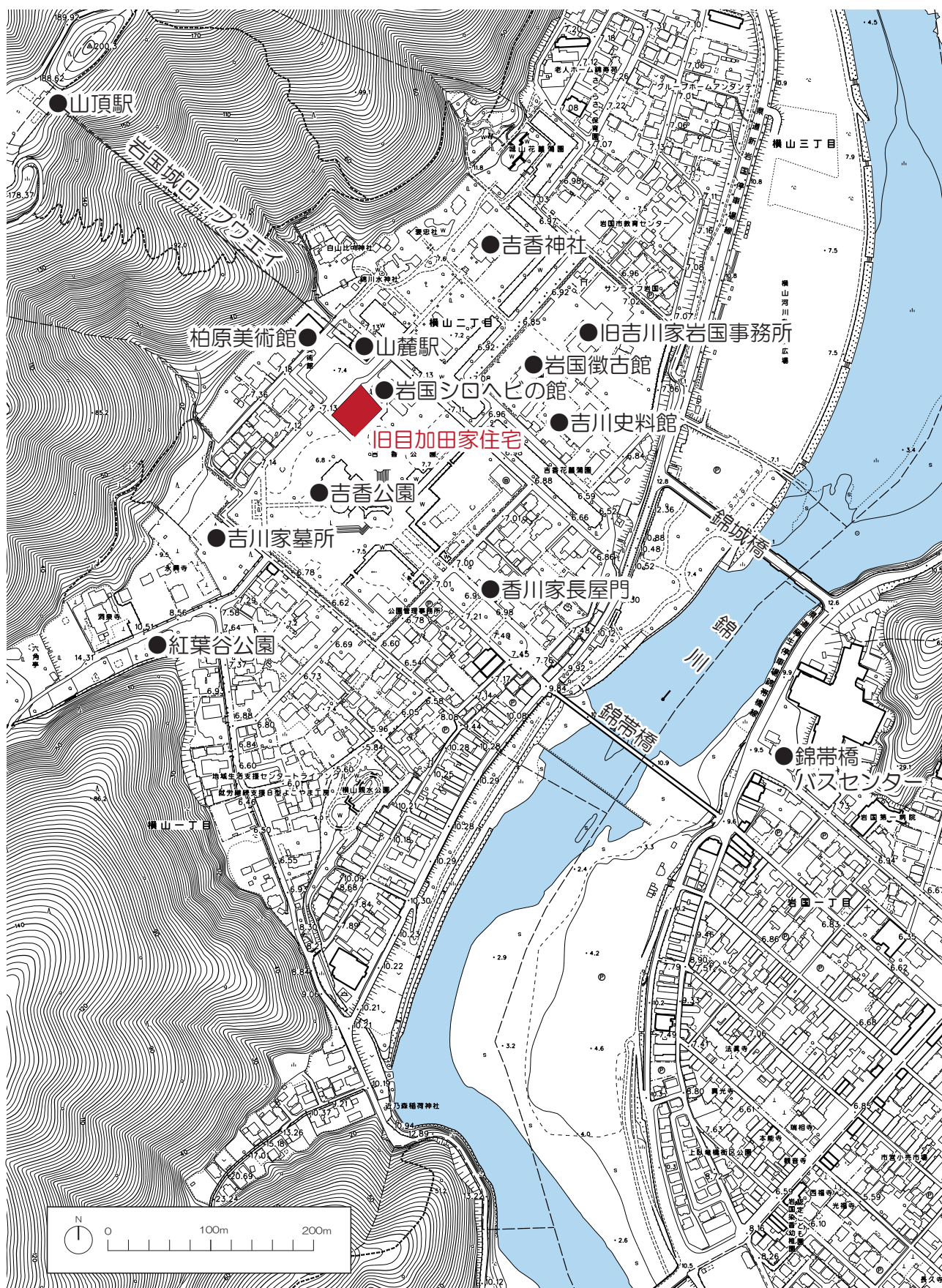


図 1-3-12 旧目加田家住宅の位置

イ) 社会的環境

本市の人口は令和2年（2020）現在、129,125人となっている（国勢調査より）。全国的な人口減少傾向と同様、本市でも昭和60年（1985）の161,682人からみると、徐々に減少している。

本市の観光客数は近年、300万人程度で推移している。

観光客が多く訪れるスポットは、錦帯橋やロープウエー、岩国城、柏原美術館、吉川史料館、岩国シロヘビの館、岩国徴古館、吉香公園などがあり、旧目加田家住宅の周囲に数多くある。

旧目加田家住宅の来館者数は、4万人から6万人程度で推移している。

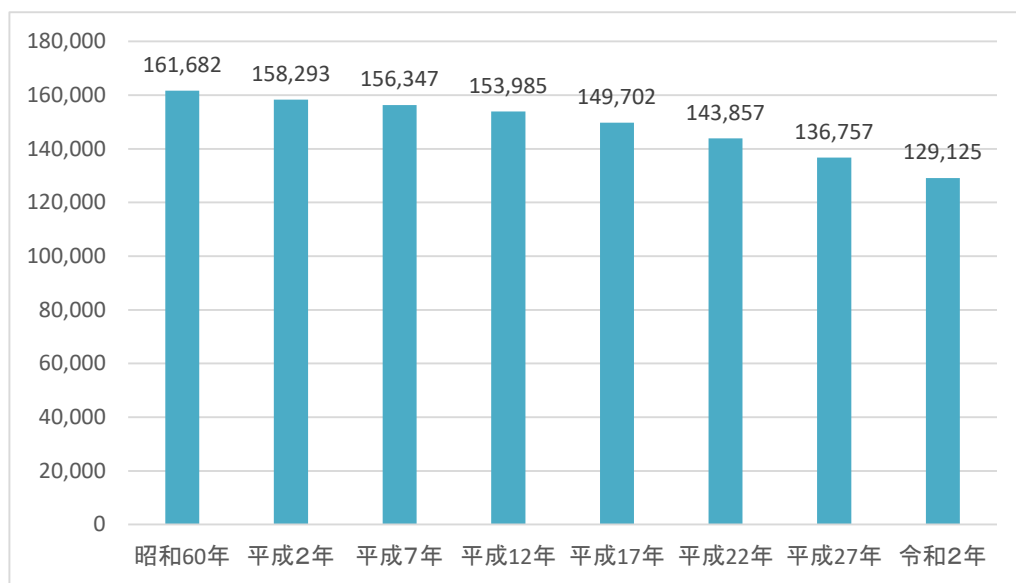


図 1-3-13 岩国市の人口（国勢調査を基に作成）

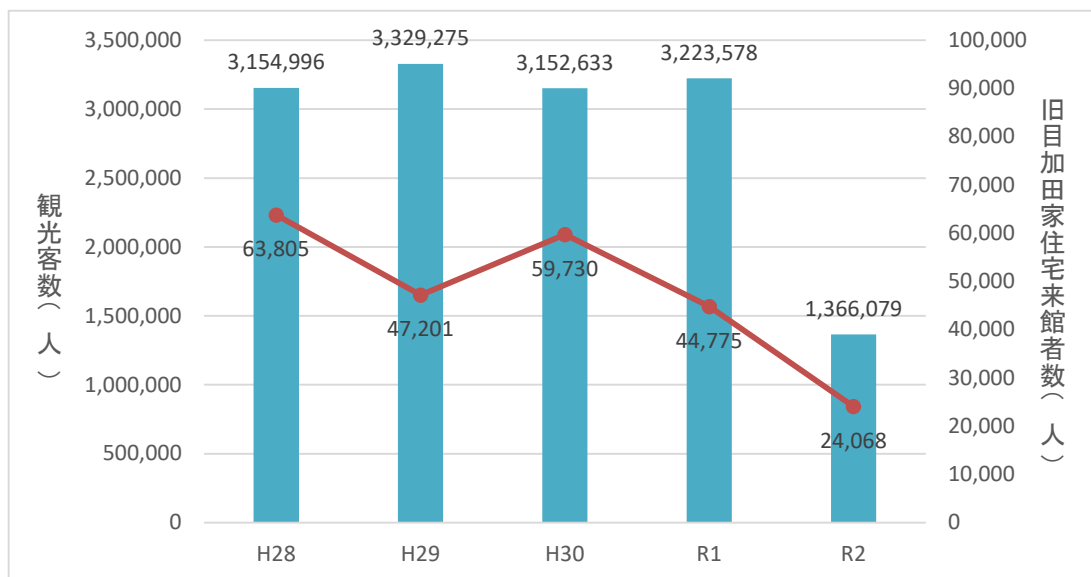


図 1-3-14 岩国市の観光客数の推移（山口県観光動態調査を基に作成）

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症流行拡大の影響を受けて大幅に減少しているとみられる



図 1-3-15 錦帯橋（国指定名勝）



図 1-3-16 吉香神社（国指定重要文化財（建造物））



図 1-3-17 香川家長屋門（県指定文化財）



図 1-3-18 錦雲閣（国登録文化財）



図 1-3-19 岩国徴古館（国登録文化財）



図 1-3-20 吉香公園



図 1-3-21 柏原美術館



図 1-3-22 岩国シロヘビの館

2) 沿革

旧目加田家住宅は、岩国藩主吉川家の家臣であった目加田家の住居として利用された屋敷である。

目加田家は、近江国愛知郡（現在の滋賀県愛知郡愛荘町）の出身で、天正年間に初代岩国藩主吉川広家の父、元春に召し抱えられたという。慶長5年（1600）の関ヶ原の戦いの後、出雲国富田（現在の島根県安来市）から岩国に移封された広家に従って岩国に移住し、以来明治維新まで吉川家につかえた家柄である。吉川家家臣の系図を編纂した『御家中系図』によると、目加田家は天保年間（1831-1845）には、御用人役と呼ばれる藩の政策を審議する役を勤めており、知行170石であった。

旧城下町の骨格は、慶長6年（1601）8月に岩国入りした吉川広家によって整備されていった。横山の山頂に天守を備えた要害を築き、山麓に居館を構えた。城山を取り囲むように流れる錦川を天然の堀として機能するように設計されている。寛文8年（1668）に作成された『御領内之図』には、横山に御館（藩主居館）の堀と上級武家屋敷地の街区が描かれている。また、江戸後期に作成された『旧岩国城下図（横山）』には現在の旧目加田家住宅と同じ位置に「目加田」の記載が確認でき、この頃には現在の位置に目加田家が居を構えていたと考えられる。

明治期に入ると、周辺では、岩国区裁判所や国立百三銀行、旧制岩国中学校などが設けられ、文教的な拠点となっていった。昭和22年（1947）の空中写真から、旧目加田家住宅やその周辺の様子が確認できる。しかし、昭和26年（1951）以降、これらの施設は次々に移転や廃止が進んでいった。

昭和43年（1968）に旧目加田家住宅の隣接する当時の岩国高等学校の敷地跡を中心とした一帯が都市公園として整備されることが決まり、公園計画内にあった旧目加田家住宅は、他の一般住宅とともに移転または買収されることとなった。しかし、昭和48年度（1973）、文化庁による調査が行われ、文化財として指定し、現地保存することが決定した。そして、昭和49年（1974）2月に重要文化財（建造物）目加田家住宅として指定された。同時に、所有者の合意を得て敷地とともに、国庫補助を受けて岩国市が買収し、所有管理を開始した。以降、岩国市の施設として、維持管理や公開に取り組んでいる。昭和55年（1980）1月には「旧目加田家住宅」に指定名称が変更された。



図1-3-23 旧岩国城下図（横山）（江戸後期）（岩国徴古館蔵）



図 1-3-24 昭和 22 年（1947）の旧目加田家住宅周辺の空中写真（日本地図センター 米軍空中写真より）

表 1-3-1 旧目加田家住宅とその周辺に関わる年表

年代		主な出来事
天正年間	1573-1592	目加田家、吉川元春に召し抱えられる
慶長 5	1600	関ヶ原の戦い
慶長 6	1601	吉川広家岩国入り
慶長 13	1608	岩国城 完成
慶長 20	1615	一国一城令発布、岩国城 廃城
江戸時代後期		『旧岩国城下町図（横山）』に「目加田」の記載あり
天保年間	1831-1845	目加田家、御用役人職を務め、知行 170 石
明治 5	1872	岩国区裁判所 完成
明治 9	1876	吉香公園 開設
明治 11	1878	国立百三銀行 開業
明治 13	1880	旧制岩国中学校 完成
明治 17	1884	居館跡に吉香神社移築
明治 18	1885	監獄所開所
明治 42	1909	岩国電気軌道（岩国駅－新町間） 開業
大正 8	1919	史蹟名勝天然紀念物保存法施行
大正 11	1922	錦帯橋名勝指定
昭和 4	1929	岩国電気軌道 廃止
		岩徳線（麻里布－岩国）開通
		岩徳線岩国駅（現西岩国駅）設置
昭和 9	1934	岩徳線（麻里布－徳山）全通
昭和 11	1936	堤防整備、川原町の町屋が旭町に移築
昭和 13	1938	錦帯橋風致地区の指定
昭和 14	1939	第二次世界大戦開戦
昭和 15	1940	町村合併により、岩国市（第一次）誕生
昭和 20	1945	岩国徴古館 完成
昭和 25	1950	文化財保護法施行
昭和 26	1951	国立百三銀行錦見に移転、跡地に税務署開所
昭和 27	1952	岩国区裁判所 移転
昭和 31	1956	岩国地区自治会連合会 発足
昭和 32	1957	横山地区一丁目、二丁目、三丁目自治会発足
昭和 39	1964	県道 新設、臥龍橋拡張整備
昭和 43	1968	都市公園整備区域内となる
昭和 48	1973	文化庁による調査
昭和 49	1974	「目加田家住宅」として重要文化財（建造物）に指定
		国庫補助を受けて公有化、岩国市所有となる
昭和 54	1979	『重要文化財目加田家住宅修理工事報告書』刊行
昭和 55	1980	「旧目加田家住宅」として重要文化財の指定名称を変更
平成 6	1994	『山口県の庭園』に掲載
平成 9	1997	岩国市街なみ景観条例（自主条例） 施行
平成 10	1998	横山地区景観形成計画 策定
平成 17	2005	岩国市岩国地区伝統的建造物群保存対策調査報告書作成
平成 24	2012	岩国市景観計画策定、横山地区を重点地区指定
平成 25	2013	岩国市景観条例 施行
		横山地区景観形成ガイドライン策定
平成 31	2019	岩国市文化財リーフレット発行

3) 施設の性格

入母屋造一部二階建の中級武家屋敷であり、屋根には「二平葺き」と呼ばれる本瓦葺と両袖瓦を併用する旧城下町によく見られる特徴的な形式を残している。『図説岩国・柳井の歴史』（平成17年（2005））によると、両袖瓦が考案されたのは貞享年間（1684～1688）頃と推定されている。両袖瓦は棧瓦に比べ不便であったが、本瓦に準ずる格式をもったものと見なされ、藩政期には根強い需要があったが、近代以降、急激に使われなくなったと考えられている。

平面構成としては、玄関に式台を張り出し、その東に連子窓を付した中間部屋を置くほか、表座敷を裏座敷の境に畳敷きの中廊下を設ける。各部屋の間仕切りや、外廻りの壁面が少なく極めて開放的であることや、構造材として近在で容易に入手できる松材を主材にするなど、江戸時代後期の住宅建築としての一形態を知ることができる。

4) 主な修理等時期とその内容

主屋の建築年代は明らかではないが、『重要文化財目加田家住宅修理工事報告書』（昭和54年（1979）、以下、修理報告書という）によれば、その構造形式や関連文献等から18世紀末から19世紀にかけての建築と推定されている。

『修理報告書』を基に、建築されてから文化庁補助による保存事業（昭和52年（1977）～昭和54年（1979））までの主な修理等を下図表に整理する。

表 1-3-2 主屋の後世修理等箇所の一覧

年代	主な箇所		
明治初期頃	付属屋	①一階	仏間、六畳、茶室、水屋、板の間、便所、タタキ増築
昭和27年頃まで	台所	②一階	北側張り出し部分
昭和27年頃～昭和52年まで	台所	②一階	北側張り出し部分撤去
昭和52～54年	便所	③一階	便所復原修理
	台所	②一階	北側張り出し部分復原修理
		④一階	台所復原修理
		⑤一階	板の間復原修理
		一階	土蔵撤去
	風呂場	⑥一階	風呂場撤去
	付属屋	①一階	仏間、六畳、茶室、水屋、板の間、便所、タタキ撤去
		二階	二室撤去
		⑦一階	押入復原
	階段	⑧一階	位置復原
	中二階	⑨中二階	一部復原

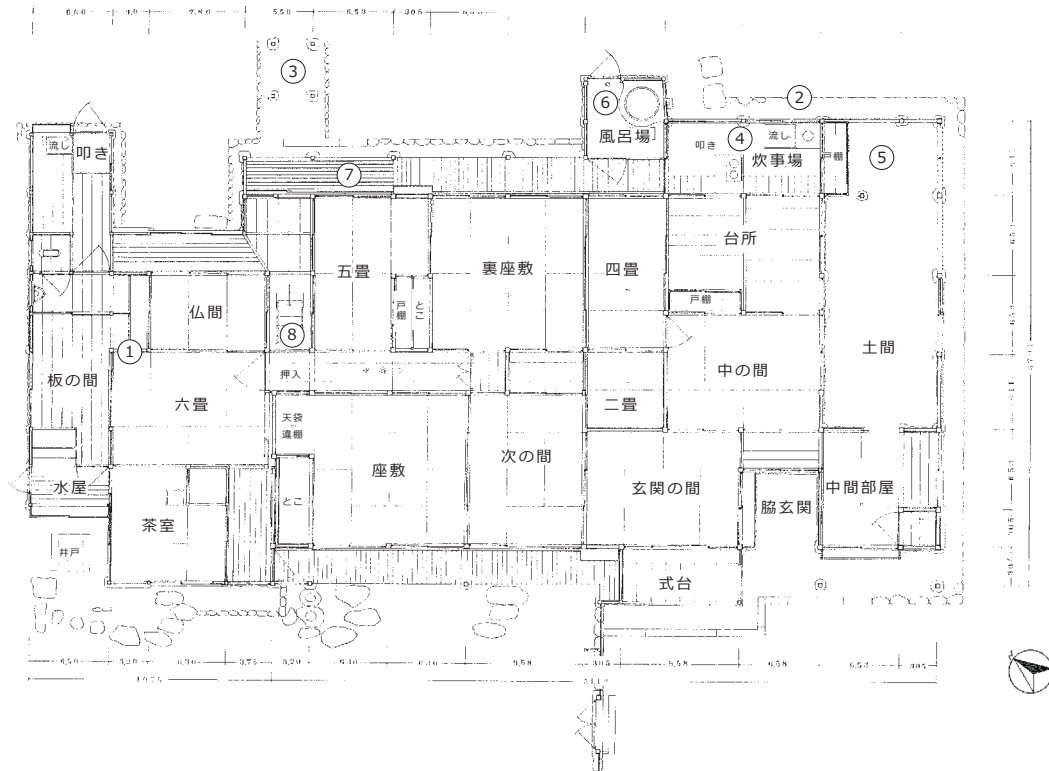


図 1-3-25 主屋修理等箇所の位置（昭和 52 年（1977）修理前）
（『重要文化財目加田家住宅修理工事報告書』を基に加工して作成）

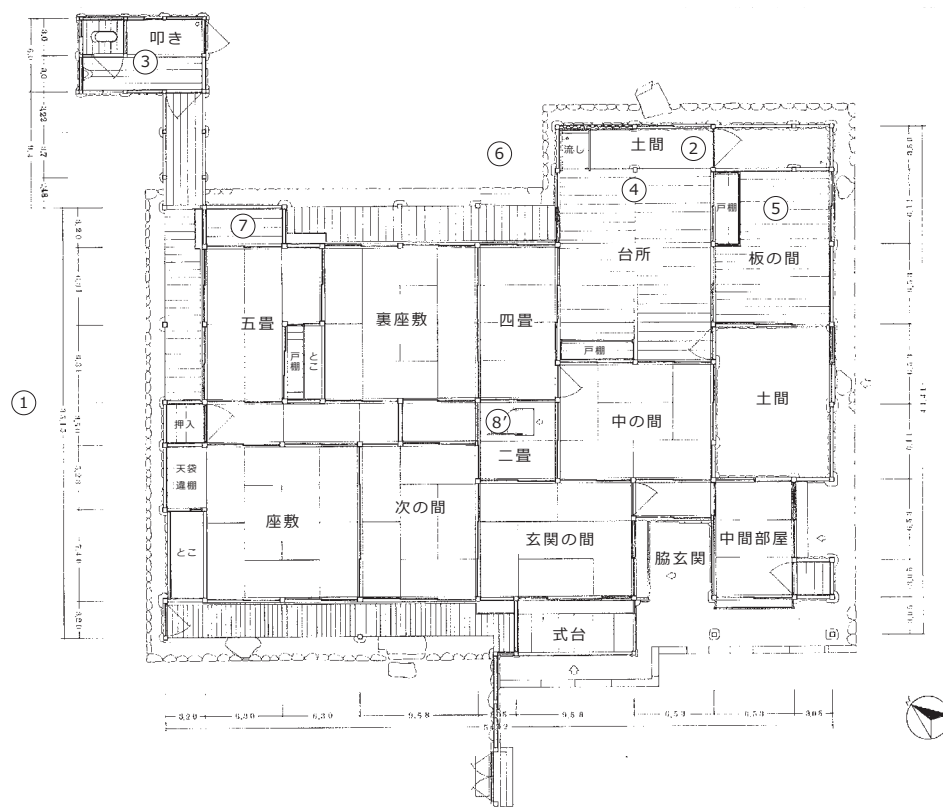


図 1-3-26 主屋修理等箇所の位置（現状）
（『重要文化財目加田家住宅修理工事報告書』を基に加工して作成）

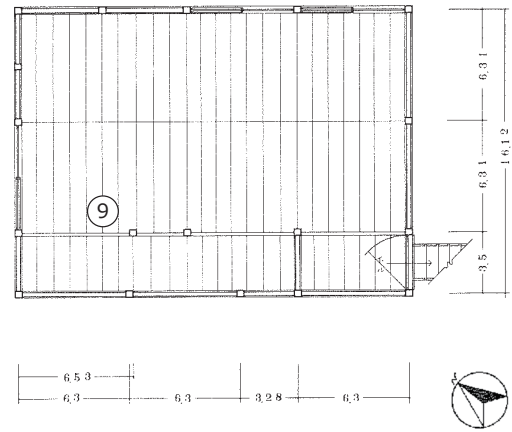
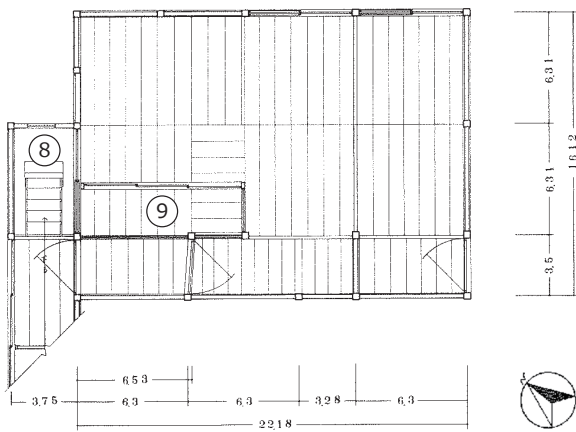


図 1-3-27 主屋中二階修理等箇所の位置（昭和 52 年（1977）修理前） 図 1-3-28 主屋中二階修理等箇所の位置（現状）

（3）文化財の価値

重要文化財の指定当時の価値は以下の通りである（『月刊文化財昭和 48 年 12 月号』より）。

目加田家は岩国吉川藩の藩士で、住宅は錦帯橋を渡った城山の麓にある。系図によると、天正年間吉川元春に召しかかえられ、天保頃には百七十石取りであったという。

現在の住宅は十八世紀中頃の建築とみられ、一部二階、入母屋造、棧瓦葺で南面する。西側面に二階屋を増築しているほかは改造が少なく保存も良い。正面は東半の式台や格子窓などいかにも武家住宅らしい形式になる。内部は土間部分が小さく、床上部の上手は中廊下式の平面をもつ。総体に木割が細くて建ちが低く、柱を比較的こまかく立てて差物はあまり用いない。小屋組は二重梁式で、地棟を二重に通す。

簡素ではあるが端正な意匠になり、全国的にも数少ない本格的な武家住宅の一つである。

上記に記載のある西側面の二階屋を増築していた部分は現在、撤去され、復原されている。

また、屋敷地の表門は残っていないが、大正 10 年（1921）頃の古写真より薬医門であったことがうかがえる。

『山口県の庭園（未指定文化財調査報告 8）』（平成 6 年（1994））によれば、庭園も建物と同様、江戸時代後期の作庭であると推定されている。露地風の平庭式枯山水庭園であり、腰掛待合やつくばい石組の痕跡も残っている。ボダイジュ、カシ、モッコクなどの巨木も残り、庭園としても貴重な遺構である。

このように、一連の屋敷構えを有する本格的な武家住宅であり、地域性、歴史性を伝える文化財としても貴重である。



図 1-3-29 旧目加田家住宅前の様子（大正 10 年（1921）頃）（個人蔵）

4. 文化財保護の経緯

(1) 保存事業履歴

昭和52年(1977)から昭和54年(1979)にかけて補助事業としての修理が行われた。

『修理報告書』からは、修理前、建物全体の緩み、床材の全面的な腐朽及び蟻害、土間及び台所の柱の折損、軒先部分の腐朽、雨漏り、内部造作材や天井材の腐損が生じており、さらに建築から180年ほどが経過し、修理の時期に達していたことから、本格的な修理を実施したことが分かる。附帯工事として、主屋西面にあった明治初期頃の増築と推定される一部二階建の附属建物(57㎡)を撤去している。さらに、痕跡調査を基にした便所の復旧工事、中門及び袖塀の復旧工事、南面、西面及び東面土塀の補修工事、井戸屋形復旧工事を行っている。

便所は、主屋と一体となっているが、修理時の現状変更要旨に含まれていないこと、『修理報告書』の中で後設の可能性があるという記述があることから、復原された建物でないため、指定範囲に含まれていない。

その後、本格的な修理は実施していないが、重要文化財指定外の門や塀等を含め、維持管理、修繕等を実施し、特に平成27年度以降は毎年、保存事業に取り組んでいる。主屋については、平成9年(1997)に瓦ズレの応急処置、平成30年(2018)に屋根修繕を行っている。

表 1-4-1 保存事業の履歴

年月	指定	内容	届出
S52～53	指定内・外	解体修理・門、土塀の修理	有(現状変更)
H 8	指定内・外	消防設備改修	有(き損届)
H9.7	指定内	瓦ズレの応急処置	有(き損届)
H10.5	指定内	樋の交換(住宅南側)	有(修理届)
H10.12	指定外	外側木塀の修理(更新)	無
H11.11	指定外	門の修理	無
H11.11	指定外	塀の修理(中門)	無
H11.11	指定外	東側土塀の修理	無
H21.3	指定外	杉・桧の剪定	有(風致地区行為)
H27.7	指定外	杉・桧の伐採、イヌマキの植樹	有(風致地区行為)
H28	指定外	看板修理	無
H29.1	指定外	看板改訂(英文の添付) 北側看板	無
H29.11	指定外	井戸の蓋取り換え・看板補強等	無
H30.3	指定内	水栓修理	無(維持管理)
H30.3	指定外	外柵取り替え	無
H30.3	指定内	自火報受信機修理	有(き損届)
H30.9	指定外	入口修理(入口部分の整備 土砂流失防止)	無
H30.10	指定内	屋根修繕	有(き損届)
H31.1	指定外	説明看板作成(移動式)	無
H31.3	指定外	貯水槽(40t)の配管修理	無
R 元.9	指定外	枯木伐採(枯れた杏の木を伐採)	無
R2.2	指定外	標柱修理(更新)	無
R2.2	指定外	建物周囲の柵修理(更新)	無
R3.11	指定内	襖・壁紙の修繕	無(維持管理)

(2) 活用履歴

敷地内を日常的に公開しており、建物を周囲から見学できる。

岩国市では、岩国観光ガイドボランティア協会が観光客へのガイド活動をしており、主要な案内コースに旧目加田家住宅が含まれている。観光客は、桜の時期や紅葉の時期に多くなっている。

かつて岩国中学校区では、小中一貫教育の取組として、5・6年生による「子どもガイド」に取り組んでいたことがある。この取組は、子どもたちが錦帯橋周辺を調査し、観光客に魅力を案内するもので、旧目加田家住宅も対象となっていた。一方、遠方の学校からは修学旅行での見学先にもなっている。

さらには、毎年2月～3月に行われる「岩国城下町ひなまつり」の展示会場や琴の演奏会会場、「親子まつり」の会場などとして活用したことがある。「親子まつり」では、瓦職人と元所有者がかつての思い出を語り合った。

表 公開活用状況の概要

開館時間	9:30～16:30
休館日	月曜日（祝日の場合は翌日）、年末年始ほか
料金	無料

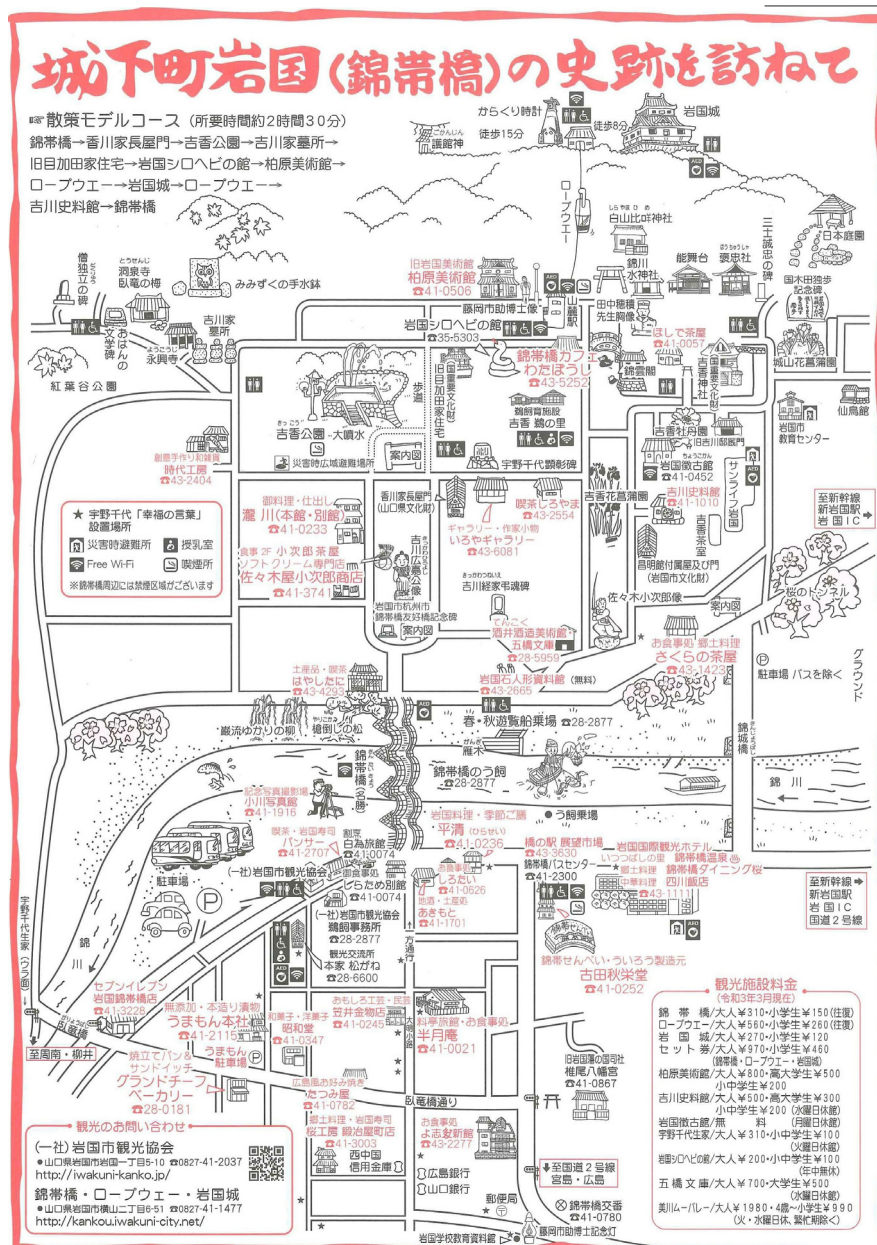


図1-4-1 岩国散策モデルコース



図 1-4-3 土間外壁剥落



図 1-4-4 中間部屋壁剥離



図 1-4-5 中間部屋壁剥離・鴨居抜け・壁チリ



図 1-4-6 柱損傷



図 1-4-7 式台建具損傷



図 1-4-8 戸棚上段戸損傷



図 1-4-9 軒回り腐朽



図 1-4-10 天井腐朽

2) 環境保全について

<現状>

- ・生垣、侵入防止柵などで建物の周りを囲繞している。
- ・庭園には様々な樹木が植えられており、中には当初存在しなかった外来種もみられる。
- ・表門跡や建物跡の痕跡調査が十分ではない。

<課題>

- ・活用を想定した主屋周囲のあり方を検討することが求められる。
- ・庭園の本来の姿を把握し、維持管理や活用に活かすため、樹種や石造物などを対象とした庭園の調査が求められる。
- ・復元や活用を視野に入れ、表門跡や建物跡についての史資料調査を含む痕跡調査の実施が求められる。



図 1-4-11 侵入防止柵



図 1-4-12 生垣と樹木



図 1-4-13 石灯籠など



図 1-4-14 建物跡

3) 防災・防犯について

<現状>

- ・建物内外において防災・防犯設備を設置している。
- ・耐震診断は実施していない。
- ・こたつや電気ストーブなどを使用することがある。
- ・屋外消火栓の放水量は1号が130L/min、2号が70L/min、地下貯水槽容量は40tである。

<課題>

- ・防災・防犯設備の定期的な更新が求められる。
- ・活用を想定した耐震診断を行ったうえで、文化財の価値に配慮した耐震対策が求められる。
- ・電気使用時の片付け等、継続的に防災意識を徹底することが求められる。
- ・1号・2号消火栓の放水継続可能時間は60分であり、消防車両が到着するまでの時間(約15分間)は継続して放水可能であるが、1号消火栓は操作に複数人を要し、対応人数が不足するとともに操作のしやすさに課題が残る。



図 1-4-15 防災・防犯設備の配置状況

第1章 計画の概要



図 1-4-16 屋外消火栓設備と屋外侵入監視装置



図 1-4-17 消火器



図 1-4-18 熱感知器



図 1-4-19 モーターサイレン



図 1-4-20 火災受信機



図 1-4-21 避雷針



図 1-4-22 ブレーカー



図 1-4-23 人感センサー（室内）

(2) 活用の現状と課題

<現状>

- ・ 錦帯橋と岩国城の間にあり、来訪者の多い場所に位置しているが、塀と屋根の葺きおろしにより吉香公園から建物が目立たず、吉香公園から直接ロープウェイ側を通りすぎる観光客もいる。
- ・ 通年で敷地の公開を行っているが、建物内部はあまり活用されていない。また、中間部屋が受託団体等の控室、土間が物置になっており、公開されていない。
- ・ かつて子どもガイドの実施など、学校教育と連携した取組を継続的に行っていたことがある。

<課題>

- ・ 敷地の外からも賑わいが感じられ、立ち寄ってみたいくなる活用を周辺の観光拠点とも連携しながら推進することが求められる。
- ・ 建物内部の活用を見据え、文化財の価値を損ねない活用のあり方を検討し、活用上必要な整備の推進が求められる。
- ・ 将来を担う子どもたちや若年層が、楽しみながら文化財にふれることができるよう、学校教育等と連携した取組の継続及び発展が求められる。

6. 計画の概要

(1) 計画区域

計画区域は、旧目加田家住宅として重要文化財に指定されている主屋とともに、土塀、木戸門、中門及び袖塀、井戸、便所、庭園等を含む屋敷地全体と重要文化財（建造物）等防災施設整備事業（防災施設等）指針による第二次近接距離（第一次近接建物等との近接距離が5m以下に該当する第二次近接建物等から5m以下の範囲）に接する歩道を含めた範囲とする。（p58 参照）なお、敷地境界線から計画区域の距離は都市計画図を元に算出した。

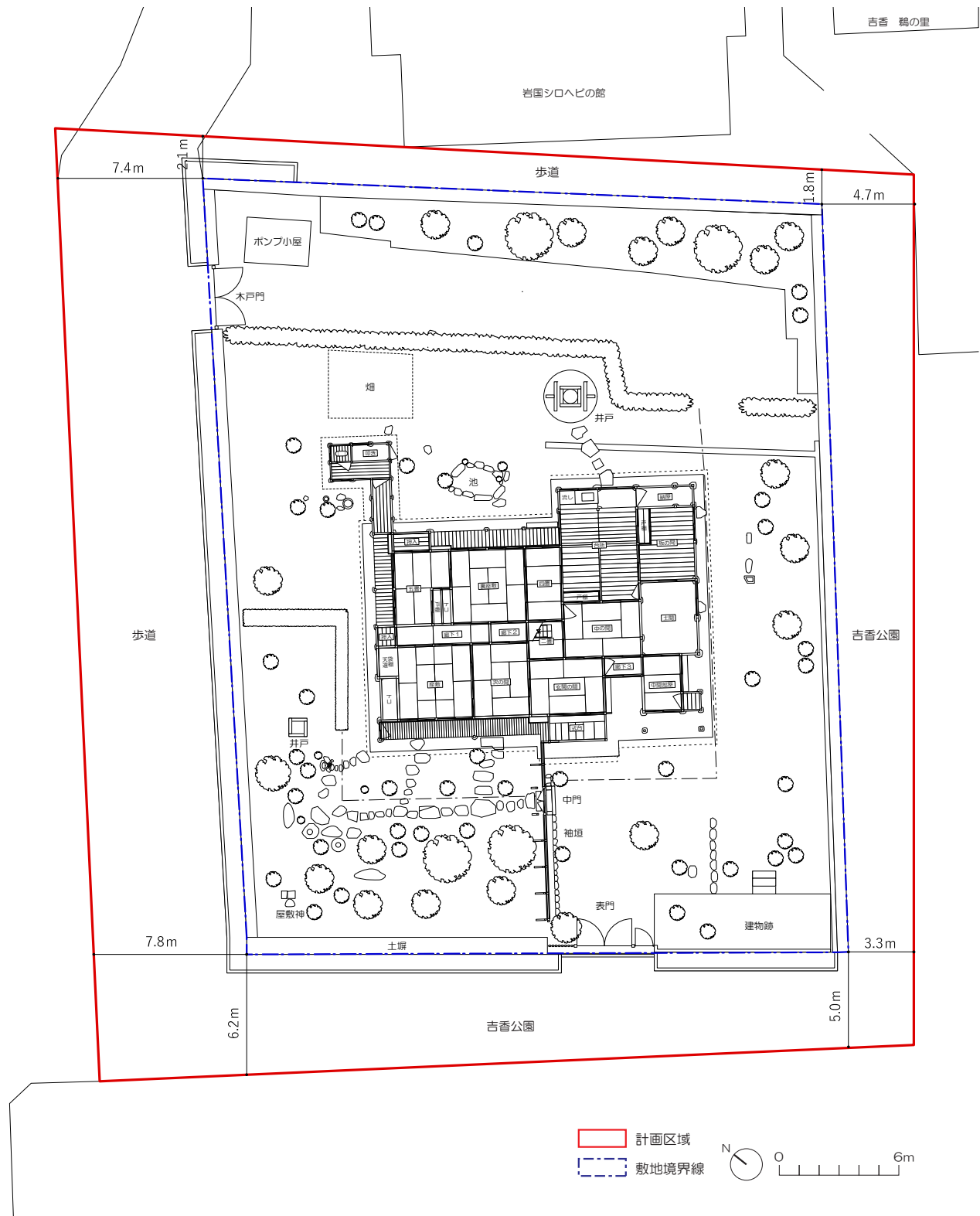


図 1-6-1 計画区域

(2) 計画の目的

本計画は、重要文化財に指定されている旧目加田家住宅について、大規模修理から40年以上が経過していることから、現状や課題を改めて把握し、文化財としての価値を堅実に守っていく保存管理の方法を定めるとともに、旧城下町の観光を支える関連施策と連携し、積極的な活用を展開していく方法を定めることで、更なる歴史文化のまちづくりを推進していくことを目的とする。

(3) 基本方針・計画の概要

旧城下町の往時を伝える重要文化財であるとともに、重要文化的景観の重要な構成要素であり、岩国観光の一拠点を担うことから、重要文化財としての価値の保存と、賑わいを創出する拠点施設としての活用を通して、歴史文化のまちづくりの持続的な推進を目指す。

旧目加田家住宅の価値の維持向上のため、重要文化財である主屋とともに、往時から継承されている未指定の建造物や庭園等を含む敷地一帯を保全し、防災対策の強化を図る。加えて、地域一帯の活性化に向けて、より親しみやすい拠点施設となるよう、旧城下町の歴史文化を発信するとともに、公開活用に残まらない住民や来訪者のニーズにあった弾力的な活用の推進を図る。

(4) 今後の計画

令和6年度からの5年間は、防災・防犯について重点的に取り組む。まず、防災・防犯設備についての実施設計を行い、将来の内部公開に耐えうる防災・防犯設備を整備する。さらに内部活用の方法や手段を具体化するためにも、耐震基礎診断を実施し、現状の耐震性能を把握したうえで必要に応じた耐震補強工事について検討する。

建造物については、適切に維持管理を行いながら、瓦・土壁等の修繕を適宜実施して美観の維持回復に努める。庭園については、適切に維持管理を行いながら、建造物との一体的活用を行うための整備に向けて、調査研究や情報収集に努める。活用については、現状の屋外公開を継続しながら、将来的な内部活用方法について具体的に検討を進めていく。

図 1-6-2 事業スケジュール

年次	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11～	R16～
計画	計画策定		計画期間					計画改訂	計画期間
防災・防犯			防災設備整備 実施設計	工事			耐震基礎診断	防災体制の検討	補強工事
建造物			美観維持回復 (瓦・土壁等)						耐震工事
			維持管理						
外構			庭園調査					庭園整備	
			維持管理						
公開活用			活用方法の検討						
			屋外公開（現状継続）					建物の内部公開	

第2章 保存管理計画

本章では、重要文化財に指定されている主屋の堅実な保存管理をするために、保存すべき部分・部位を特定するとともに、その部分・部位の適切な管理、今後の修理方針を定める。

1. 保存管理の現状

(1) 保存状況

重要文化財に指定された主屋は、これまで複数の改修・修理が行われてきた。建造後180年ほどが経過した昭和52年(1977)から昭和54年(1979)にかけては、文化庁の指導のもとに、後世の改変箇所やこれに伴う旧規の諸調査を踏まえた保存修理工事が行われ、建造当時の形式に復旧整備されている。その後も屋根修繕や襖・壁紙の修繕等の維持管理が実施され、保存状況は概ね良好であるが、昭和の保存修理事業から43年が経過していることもあり、経年による瓦・畳・建具の損傷、雨漏れによる壁面・軒回り・建具の腐朽、柱の傾斜に伴う鴨居の抜け、中塗仕上壁の剥落等が随所にみられる。

(2) 管理状況

岩国市が所有管理している。昭和49年(1974)2月に重要文化財(建造物)に指定されると同時に、国庫補助を受けて主屋、敷地ともに、岩国市が買収し、管理を開始した。

日常的な施錠や清掃は、受託団体等により実施されている。敷地内を日常的に公開しており、建物を周囲から見学できる。展示会場や琴の演奏会会場として活用した履歴もある。

2. 保護の方針

重要文化財としての価値を堅実に保存するため、主屋について部分・部位を設定し、保護の方針を定める。なお、敷地内の未指定建造物の保護の方針については、第3章環境保全計画で整理する。

(1) 部分・部位の設定と保護の方針の基本的考え方

以下、計画区域内の重要文化財(建造物)について、次に示す方法により部分及び部位を設定して保護の方針を定める。

【部分】とは、文化財(建造物)の屋根・外装(各面)・各部屋を単位とする区分。

【部位】とは、部材等(室内の床面・壁面・天井・開口部建具・主要材・その他)を単位として設定される区分で、各部分は各部位により構成される。部位の区分を基準1～5に設定し、各々について保護の方針を定める。

(2) 部分の設定と保護の方針

1) 部分の区分

ア 保存部分

文化財としての価値を特に有し、厳密な保存が必要な部分。

建築当初の部分。

昭和 52 ～ 54 年の保存修理工事で復元された部分。

イ 保全部分

建造物として、維持及び保全することが必要な部分。

増改築により文化財の価値が損なわれ、将来的に旧状に復する又は撤去が必要な部分。

ウ その他部分

文化財の活用又は安全向上のために改修等を行う部分。

2) 部分の設定

重要文化財を構成する物件は主屋 1 棟である。主屋は、昭和 52 年（1977）から昭和 54 年（1979）の文化庁補助による保存修理事業における解体修理工事において、後世の改変箇所や増設部については調査資料に基づき、建設当時の形式に復原整備されている。したがって、主屋すべてを保存部分として設定する。詳細は図 2 - 1 ～ 6 に示す通りとする。

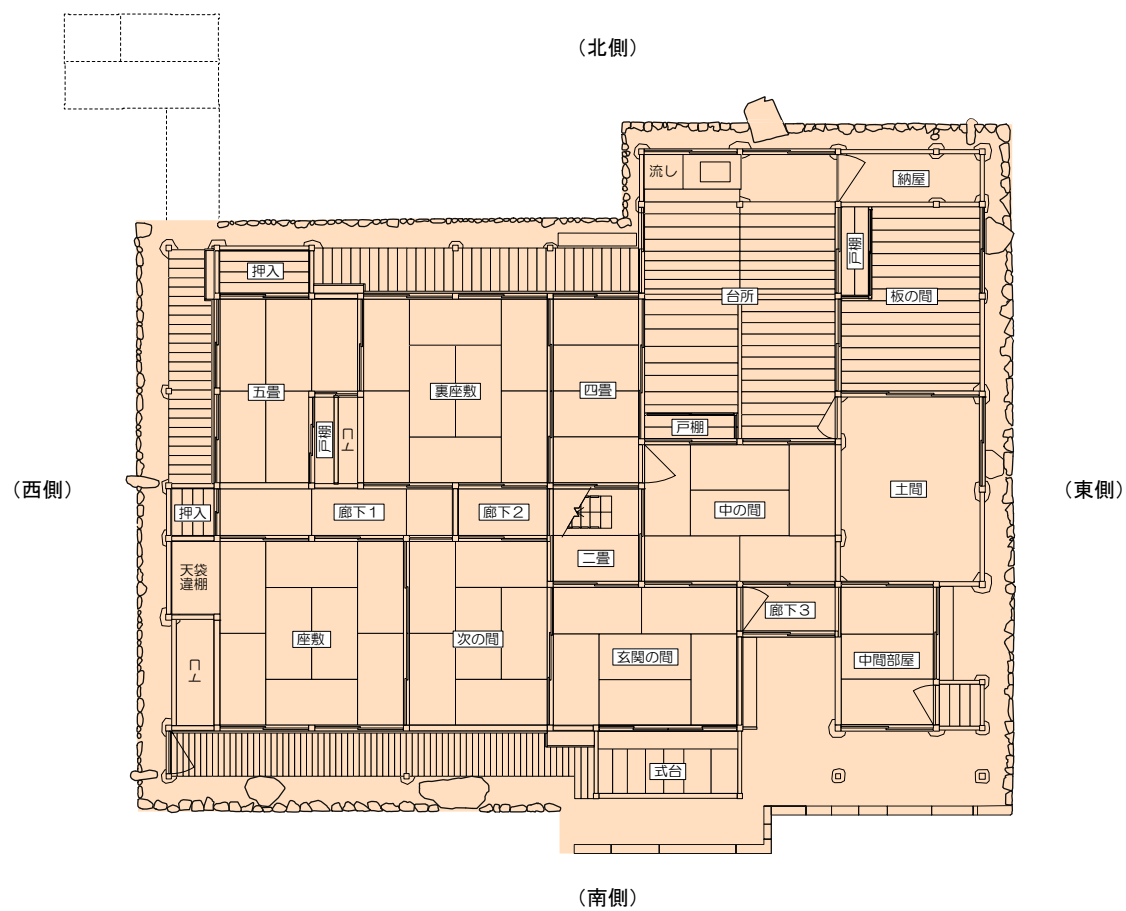
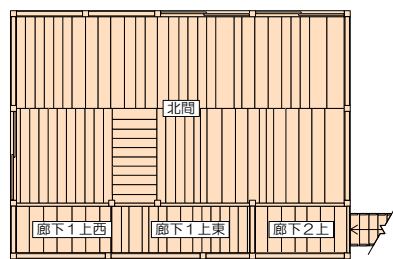


図 2 - 1 1 階平面図 部分の設定



凡例
保存部分



図 2 - 2 2 階平面図 部分の設定

5m

縮尺 : 1/150

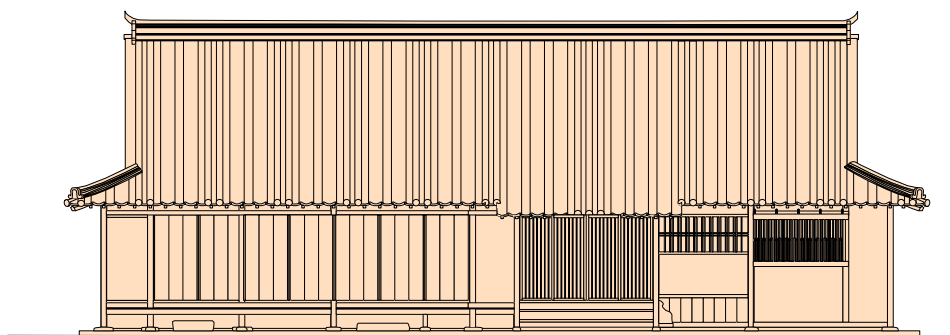


図2-3 南側立面図 部分の設定

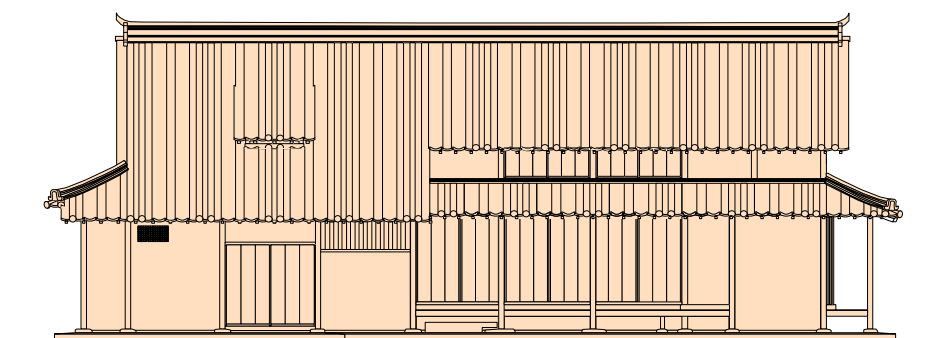


図2-4 北側立面図 部分の設定

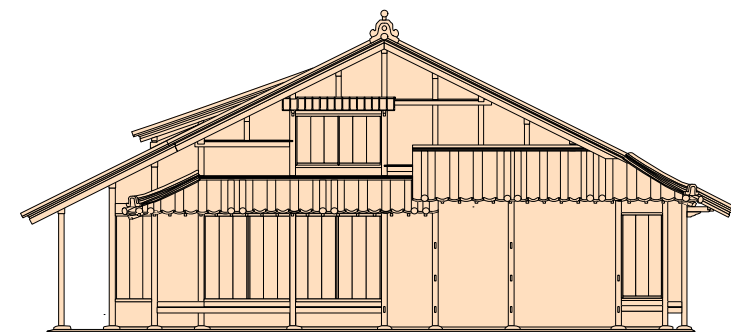


図2-5 西側立面図 部分の設定

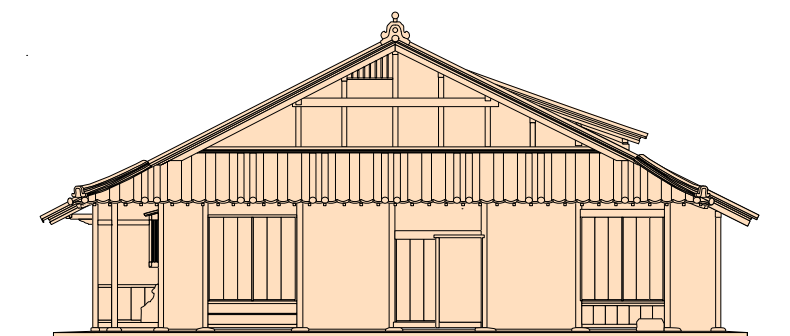


図2-6 東側立面図 部分の設定

凡例
 保存部分

0 5m

縮尺：1/150

(3) 部位の設定と保護の方針

1) 部位の区分

ア 基準1 材料自体を保存する部位。

特殊な材料又は仕様である部位。

主要な構造に関わる部位。

例) 柱、梁、天井、建具（全般）

イ 基準2 材料の形状・材質・仕上げ・色彩の保存を行う部位。

定期的に材料の取り替え等を行う補修が必要な部位。

例) 壁、瓦、畳、襖紙、障子紙

ウ 基準3 主たる形状及び色彩を保存する部位。

保存部分との調和を目指し面的に広がる部位。

建築当初以降に改変された部位。

例) 壁

エ 基準4 意匠上の配慮を必要とする部位。

例) 防災設備、照明設備

オ 基準5 所有者等の自由裁量にゆだねられている部位。

例) 後補材

部位	部分	保存部分
		文化財としての価値を特に有する部分
基準1 材料自体を保存する部位		・ 特殊な材料又は仕様である部位 ・ 主要な構造に関わる材
基準2 材料の形状・材質・仕上げ・色彩の保存を行う部位		・ 定期的に材料の取り替え等を行う補修が必要な部位
基準3 主たる形状及び色彩を保存する部位		・ 保存部分との調和を目指し面的に広がる部位 ・ 建築当初以降に改変された部位
基準4 意匠上の配慮を必要とする部位		
基準5 所有者等の自由裁量にゆだねられる部位		

2) 部位の設定

重要文化財について、1) で示す5つの基準に基づき以下に示す通り部位を設定する。詳細は表2-2～3、図2-7～27に示す通りとする。

内部)

床面：痕跡や履歴に基づき復原した土間・板張 基準1

定期的に取り替が必要な畳・薄縁 基準2

壁面：当初の戸棚 基準1

定期的な補修が必要な中塗仕上・壁紙貼 基準2

後補の壁紙貼 基準3

天井：痕跡や履歴に基づき復原した化粧小屋裏・根太天井・棹縁天井・板張天井 基準1

開口部建具：痕跡や履歴に基づき復原した建具 基準1

同上の襖紙・障子紙 基準2

主要材：基準1

その他：当初の天袋・違い棚 基準1

定期的な更新や取替が必要な防災設備・電気設備、

活用のための改変が想定される照明設備 基準4

活用のための改変が想定される流し台・給排水設備 基準5

外部)

基礎：基準1

主要材：基準1

壁面：痕跡や履歴に基づき復原した階・板張 基準1

定期的な補修が必要な中塗仕上 基準2

屋根：痕跡や履歴に基づき復原した霧除板庇 基準1

定期的な補修が必要な両袖瓦 基準2

煙出の後補クリアパネル 基準5

開口部建具：痕跡や履歴に基づき復原した建具 基準1

その他：雨樋・避雷針 基準4

表2-2 旧目加田家住宅内部 部位の設定リスト(1/4)

図表番号	部分	部位	基準	現状・摘要
2-7	1階	玄関の間	床面	畳
			壁面	中塗仕上
			天井	棹縁・天井板
			開口部建具	基準1：襖戸、障子戸（ただし襖紙、障子紙は基準2）
			主要材	柱、束、鴨居、長押
			その他	電話線プレート、コンセントプレート、人感センサー、照明
2-8	次の間	床面	床面	畳
			壁面	中塗仕上
			天井	棹縁・天井板
			開口部建具	基準1：欄間、襖戸、障子戸（ただし襖紙、障子紙は基準2）
			主要材	柱、束、鴨居、長押
			その他	照明
2-9	座敷	床面	床面	畳
			壁面	中塗仕上
			天井	棹縁・天井板
			開口部建具	基準1：欄間、障子戸（ただし障子紙は基準2）
			主要材	柱、束、鴨居、長押
			その他	照明
2-9	座敷 (トコ)	床面	床面	薄縁
			壁面	中塗仕上
			天井	棹縁・天井板
			開口部建具	—
			主要材	柱、床框、落し掛け
			その他	—
2-9	座敷 (天袋違棚)	床面	床面	畳
			壁面	中塗仕上
			天井	板張
			開口部建具	基準1：襖戸（ただし襖紙は基準2）
			主要材	柱、鴨居、長押
			その他	基準1：天袋・違い棚、基準4：熱感知器
2-10	廊下1	床面	床面	畳
			壁面	中塗仕上
			天井	根太・天井板
			開口部建具	基準1：襖戸（ただし襖紙は基準2）
			主要材	柱、鴨居
			その他	—
2-10	廊下1 (押入)	床面	床面	板張
			壁面	中塗仕上
			天井	板張
			開口部建具	基準1：舞良戸、襖戸（ただし襖紙は基準2）
			主要材	柱、鴨居、中敷居
			その他	基準4：コンセントプレート、ブレーカー、漏電火災警報器、熱感知器
2-11	五畳	床面	床面	畳
			壁面	中塗仕上
			天井	根太・天井板
			開口部建具	基準1：襖戸、障子戸（ただし襖紙、障子紙は基準2）
			主要材	柱、鴨居
			その他	基準4：コンセントプレート、照明

表2-2 旧目加田家住宅内部 部位の設定リスト(2/4)

図表番号	部分	部位	基準	現状・摘要
2-11	1階 (戸棚)	床面	1	板張
		壁面	2	中塗仕上
		天井	1	板張
		開口部建具	1、2	基準1：舞良戸、襖戸、両開戸（ただし襖紙は基準2）
		主要材	1	柱、中敷居、鴨居
		その他	4	熱感知器
2-11	五畳 (押入)	床面	1	板張
		壁面	2	中塗仕上
		天井	1	化粧小屋裏
		開口部建具	1	舞良戸
		主要材	1	柱、中敷居、鴨居
		その他	4	熱感知器
2-12	裏座敷	床面	2	畳
		壁面	2	中塗仕上
		天井	1	根太・天井板
		開口部建具	1、2	基準1：襖戸、障子戸（ただし襖紙、障子紙は基準2）
		主要材	1	柱、束、鴨居、長押
		その他	4	照明
2-12	裏座敷 (トコ)	床面	1	板張
		壁面	2	中塗仕上、壁紙貼
		天井	1	板張
		開口部建具	1、2	基準1：襖戸、障子戸（ただし襖紙、障子紙は基準2）
		主要材	1	柱、床框、落し掛け
		その他	—	—
2-13	四畳	床面	2	畳
		壁面	2	中塗仕上
		天井	1	棹縁・天井板
		開口部建具	1、2	基準1：板戸、襖戸、障子戸（ただし襖紙、障子紙は基準2）
		主要材	1	柱、束、鴨居、長押、差鴨居
		その他	4	照明
2-14	二畳	床面	2	畳
		壁面	2	中塗仕上
		天井	1	棹縁・天井板
		開口部建具	1、2	基準1：板戸、襖戸（ただし襖紙は基準2）
		主要材	1	柱、鴨居
		その他	4	照明
2-15	中の間	床面	2	畳
		壁面	2	中塗仕上
		天井	1	棹縁・天井板
		開口部建具	1、2	基準1：板戸、襖戸、障子戸（ただし襖紙、障子紙は基準2）
		主要材	1	柱、鴨居、差鴨居
		その他	4	コンセントプレート、照明
2-16	台所	床面	1	基準1：土間・板張
		壁面	1、2、3	基準1：戸棚、基準2：中塗仕上、基準3：壁紙貼
		天井	1	化粧小屋裏、棹縁・天井板
		開口部建具	1、2	基準1：無双窓、板戸、舞良戸、障子戸（ただし障子紙は基準2）
		主要材	1	土台、柱、束、鴨居、差鴨居
		その他	4、5	基準4：コンセントプレート、熱感知器、人感センサー、照明、基準5：流し台、給排水設備

表2-2 旧目加田家住宅内部 部位の設定リスト (3/4)

図表番号	部分	部位	基準	現状・摘要
2-17	1階	板の間	床面	1 板張
		壁面	1、2	基準1：戸棚、基準2：中塗仕上
		天井	1	化粧小屋裏
		開口部建具	1	板戸
		主要材	1	柱、束、差鴨居、梁
		その他	—	—
2-18	土間	床面	1	土間
		壁面	1、2	基準1：板張（下框含む）、犬除柵、基準2：中塗仕上
		天井	1	化粧小屋裏
		開口部建具	1、2	基準1：板戸、障子戸（ただし障子紙は基準2）
		主要材	1	柱、束、敷居、鴨居、差鴨居、梁
		その他	4	スイッチプレート、火災受信機、熱感知器、モーターサイロ、照明
2-19	納屋	床面	1	土間
		壁面	2	中塗仕上
		天井	1	化粧小屋裏
		開口部建具	1	下地窓、板戸
		主要材	1	柱、鴨居
		その他	4	熱感知器
2-20	中間部屋	床面	2	畳
		壁面	2	中塗仕上
		天井	1	棹縁・天井板
		開口部建具	1、2	基準1：板戸、障子戸（ただし障子紙は基準2）
		主要材	1	柱、鴨居、窓敷居
		その他	4	照明
2-20	中間部屋 (押入)	床面	1	板張
		壁面	2	中塗仕上
		天井	1	化粧小屋裏
		開口部建具	1	板戸
		主要材	1	柱、鴨居
		その他	4	熱感知器
2-21	廊下2	床面	2	畳
		壁面	2	中塗仕上、壁紙貼
		天井	1	根太・天井板
		開口部建具	1、2	基準1：襖戸（ただし襖紙は基準2）
		主要材	1	柱、鴨居
		その他	—	—
2-22	廊下3	床面	2	畳
		壁面	2	中塗仕上
		天井	1	根太・天井板
		開口部建具	1、2	基準1：襖戸、障子戸（ただし襖紙、障子紙は基準2）
		主要材	1	柱、鴨居、窓敷居
		その他	—	—
2-23	2階	北間	床面	1 板張
		壁面	2	中塗仕上
		天井	1	化粧小屋裏
		開口部建具	1、2	障子戸（ただし障子紙は基準2）
		主要材	1	柱、鴨居、窓敷居
		その他	4	スイッチプレート、照明

表2-2 旧目加田家住宅内部 部位の設定リスト(4/4)

図表番号	部分	部位	基準	現状・摘要
2-23	2階	廊下1西	床面	1 板張
			壁面	2 中塗仕上
			天井	1 棹縁・天井板
			開口部建具	—
			主要材	1 柱、梁
			その他	—
2-23		廊下1東	床面	1 板張
			壁面	2 中塗仕上
			天井	1 棹縁・天井板
			開口部建具	—
			主要材	1 柱、梁
			その他	4 コンセントプレート
2-23		廊下2上	床面	1 板張
			壁面	2 中塗仕上
			天井	1 棹縁・天井板
			開口部建具	1 板戸
			主要材	1 柱、梁、鴨居、差鴨居
			その他	—

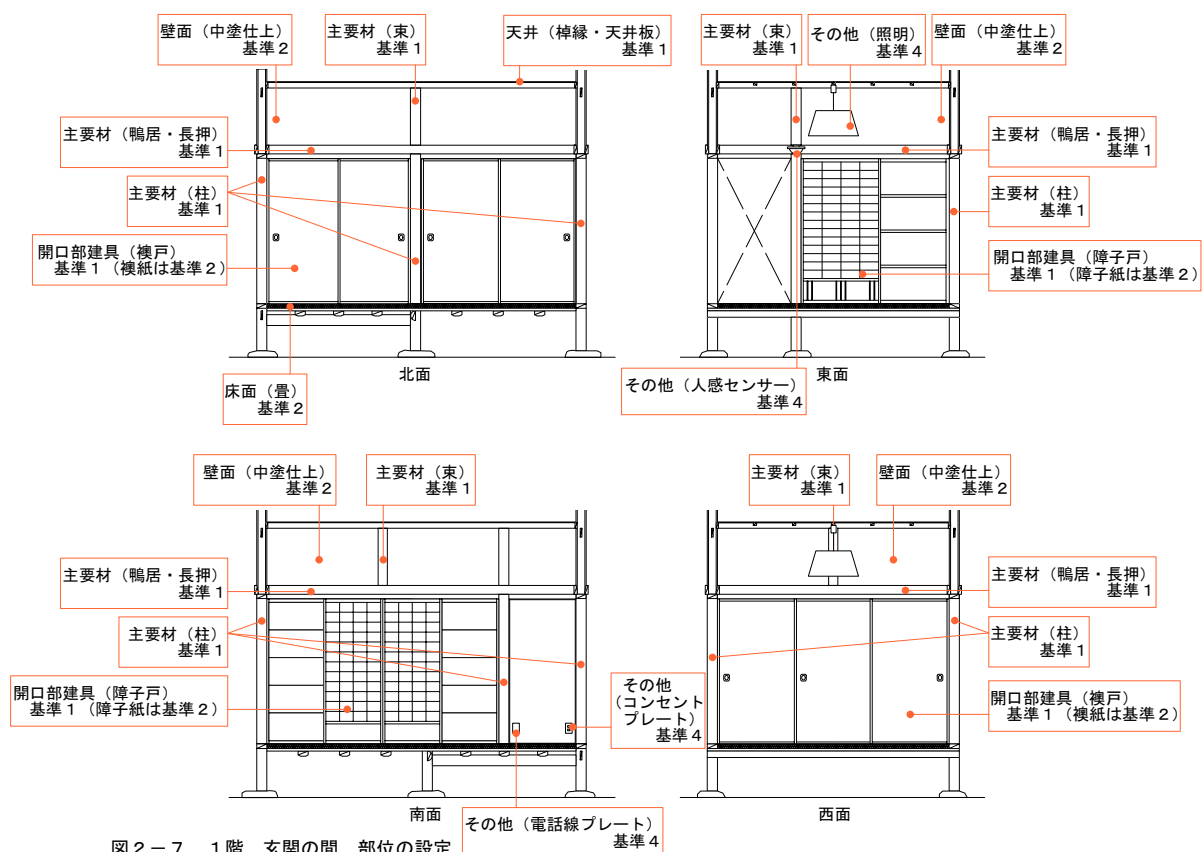


図2-7 1階 玄関の間 部位の設定

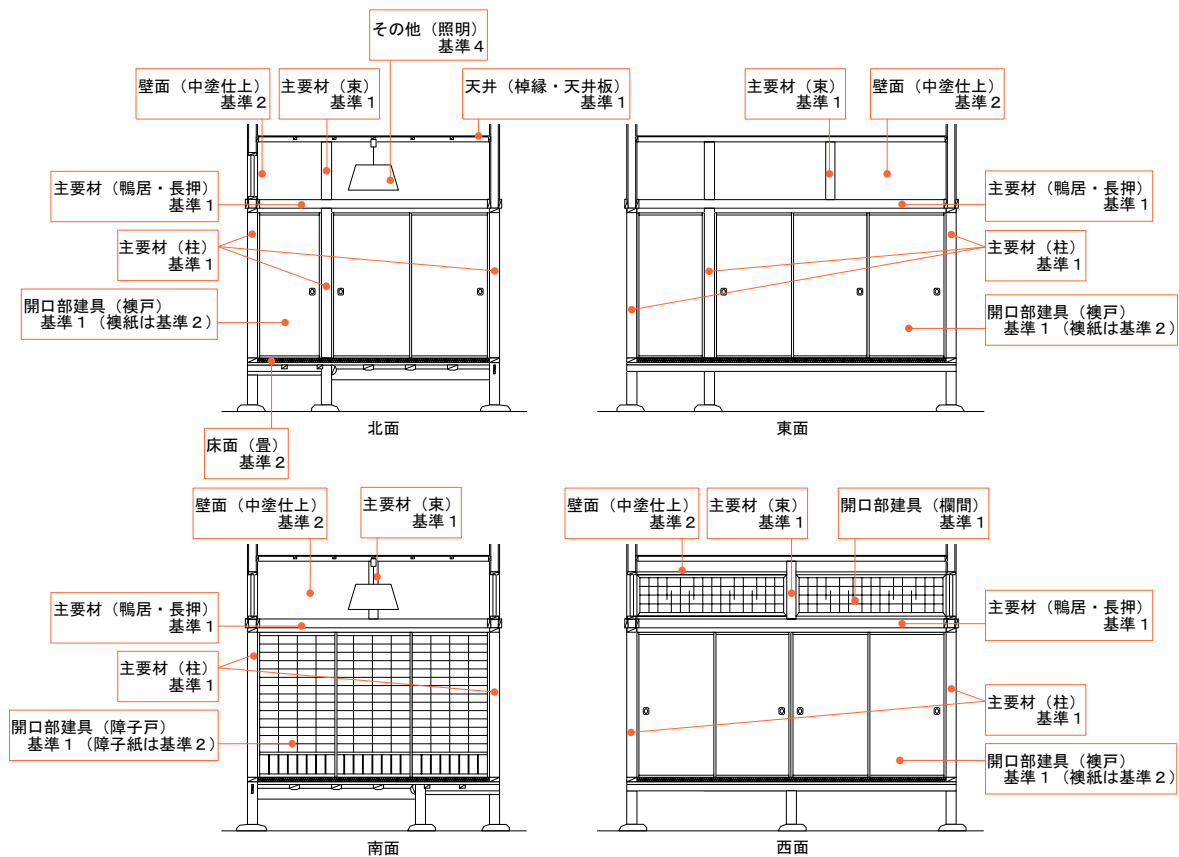
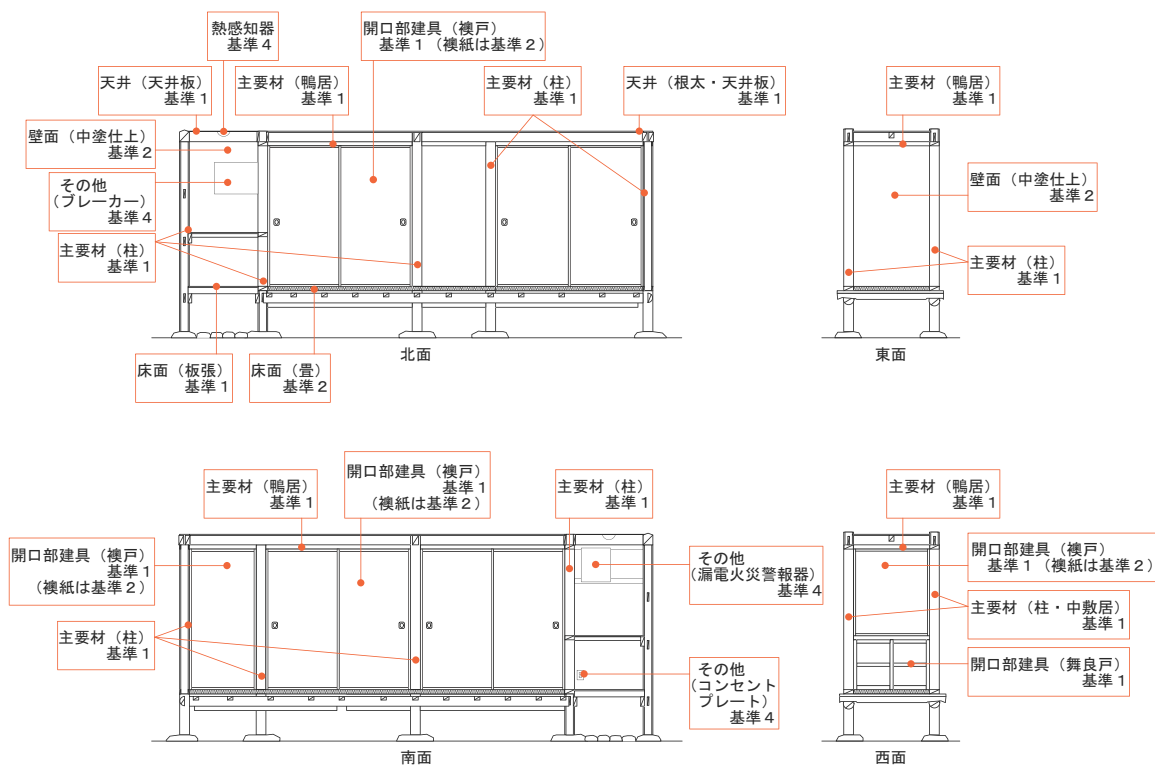
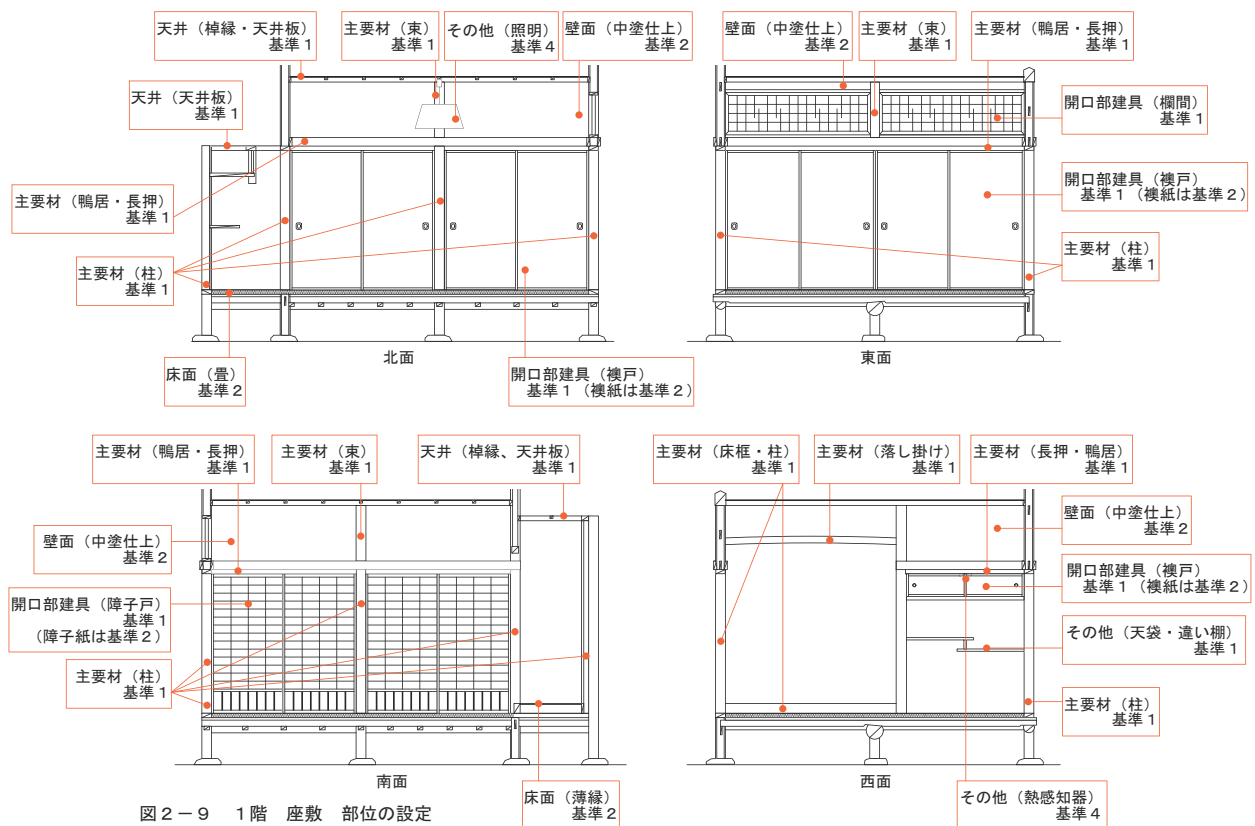
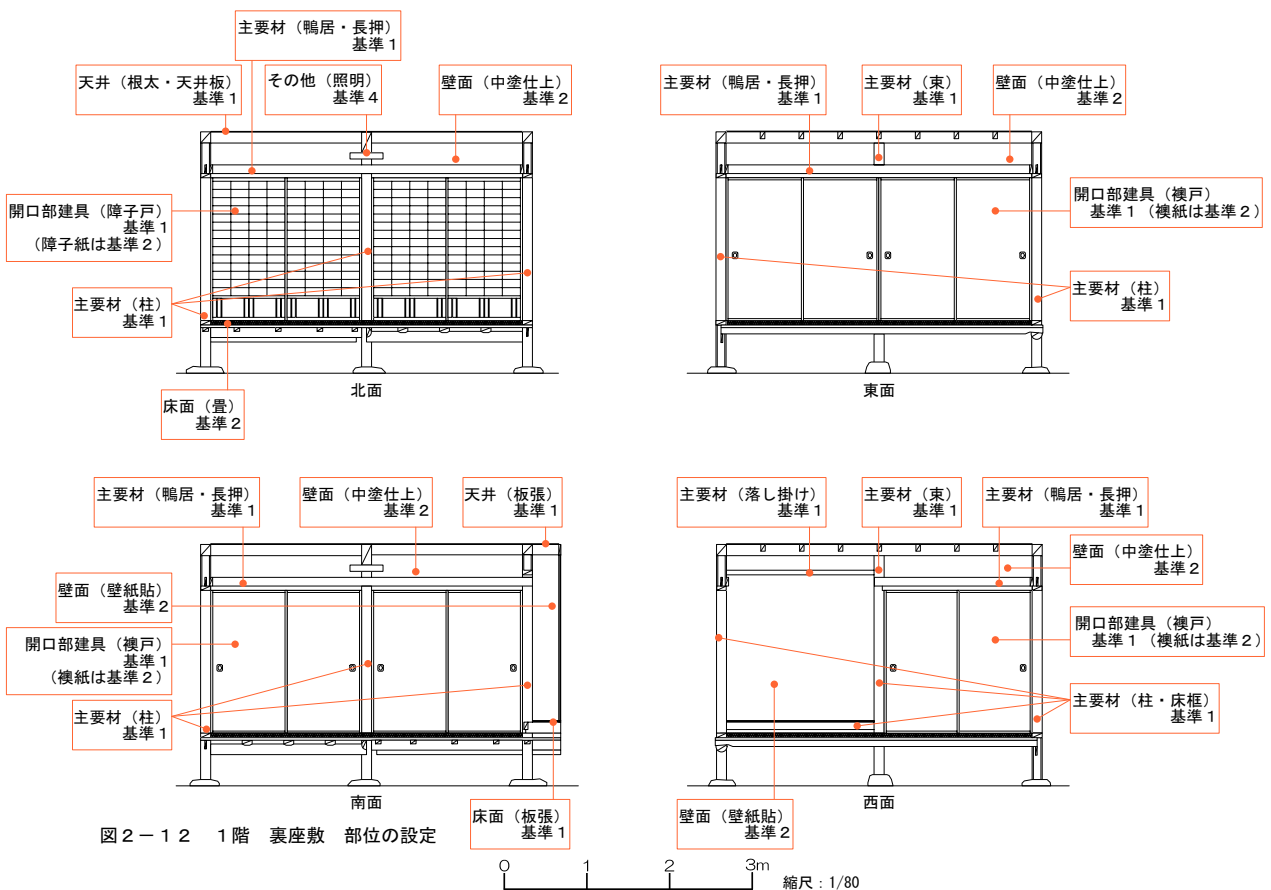
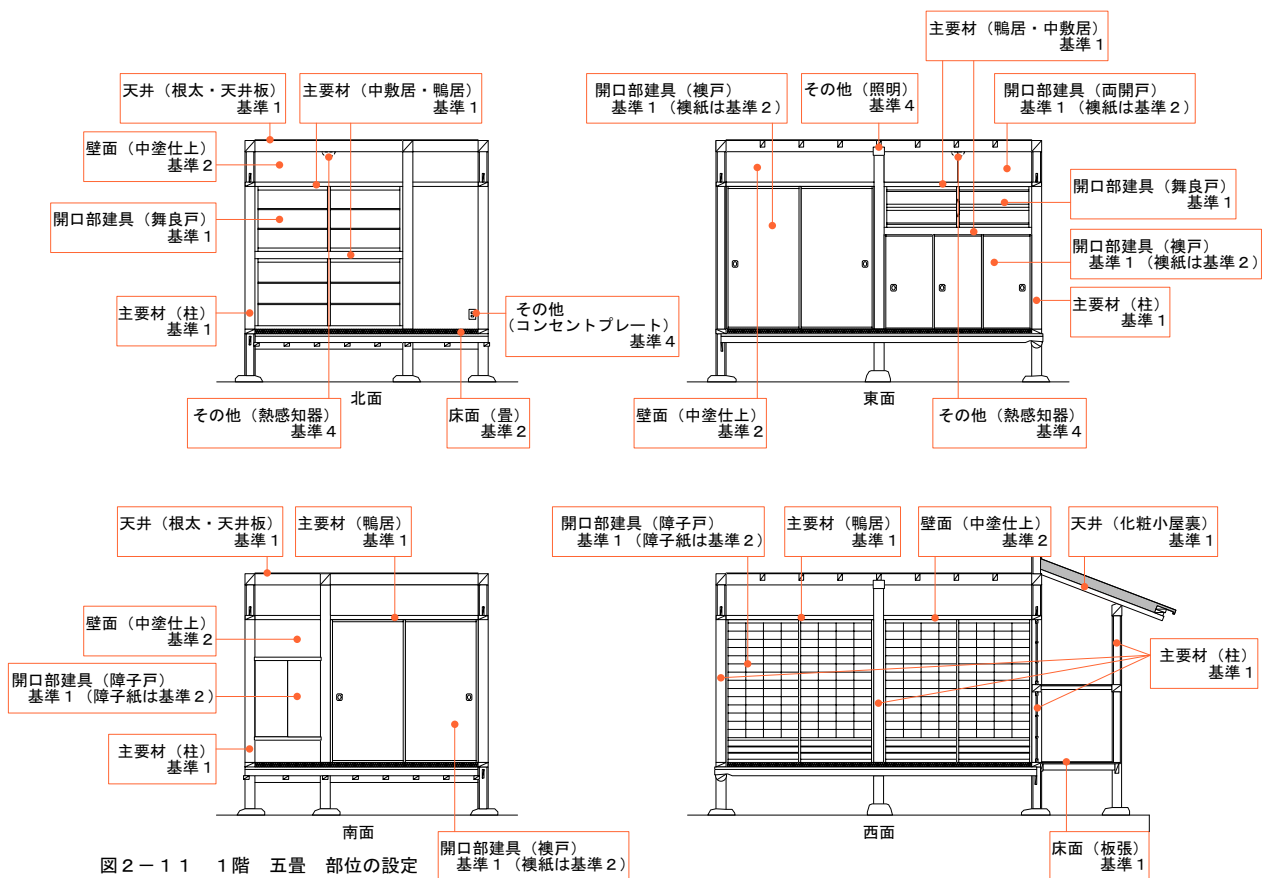


図2-8 1階 次の間 部位の設定

0 1 2 3m 縮尺: 1/80



0 1 2 3m 縮尺: 1/80



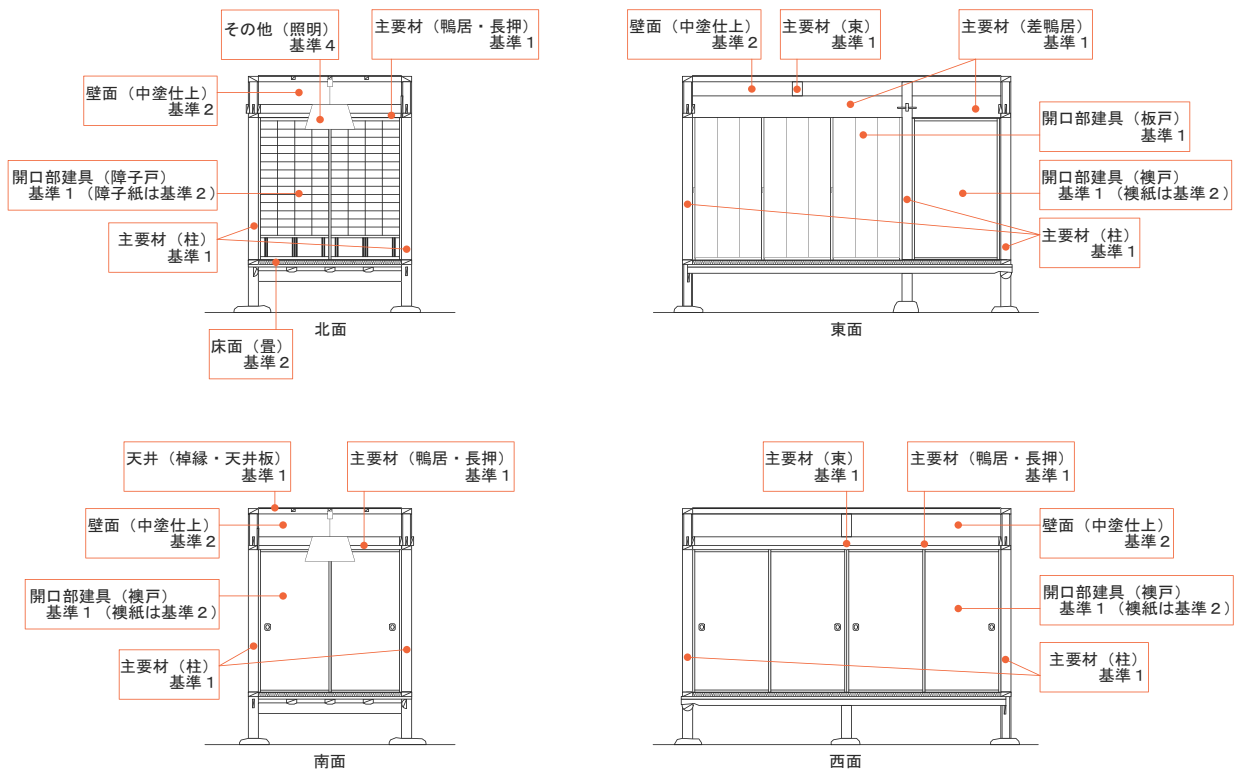


図2-13 1階 四畳 部位の設定

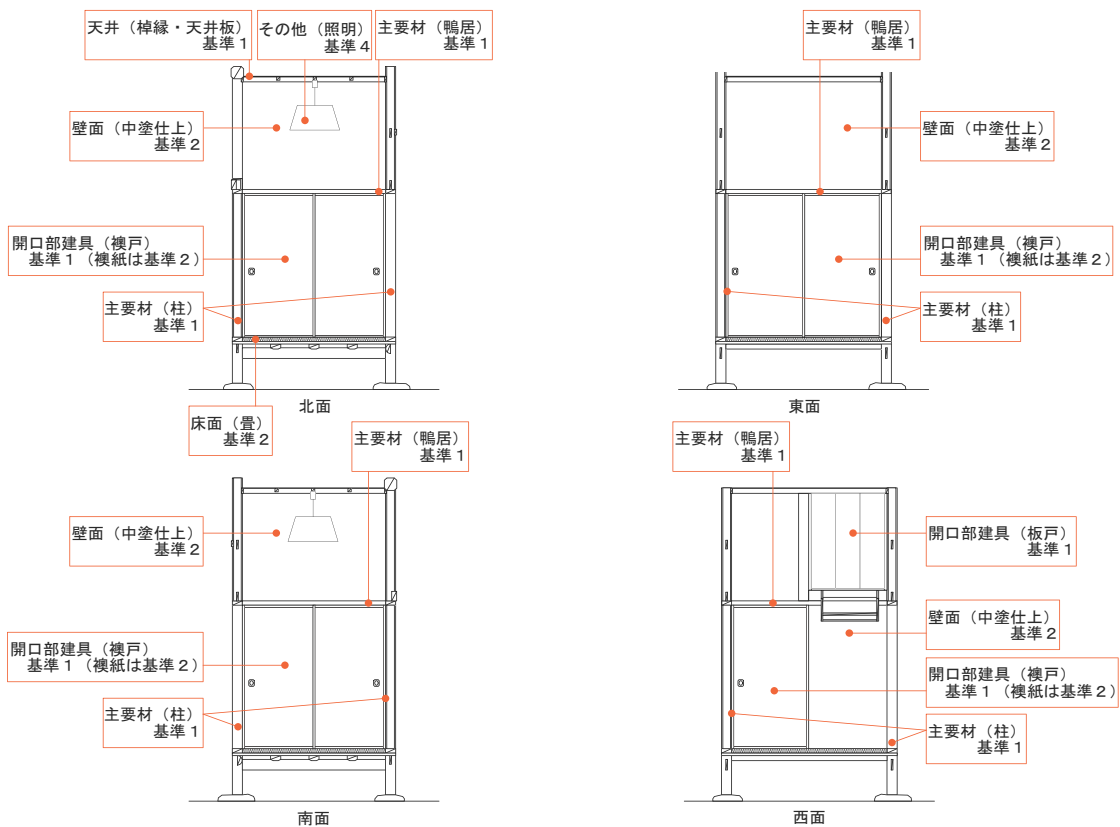
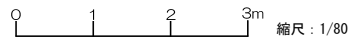


図2-14 1階 二畳 部位の設定

0 1 2 3m 縮尺: 1/80



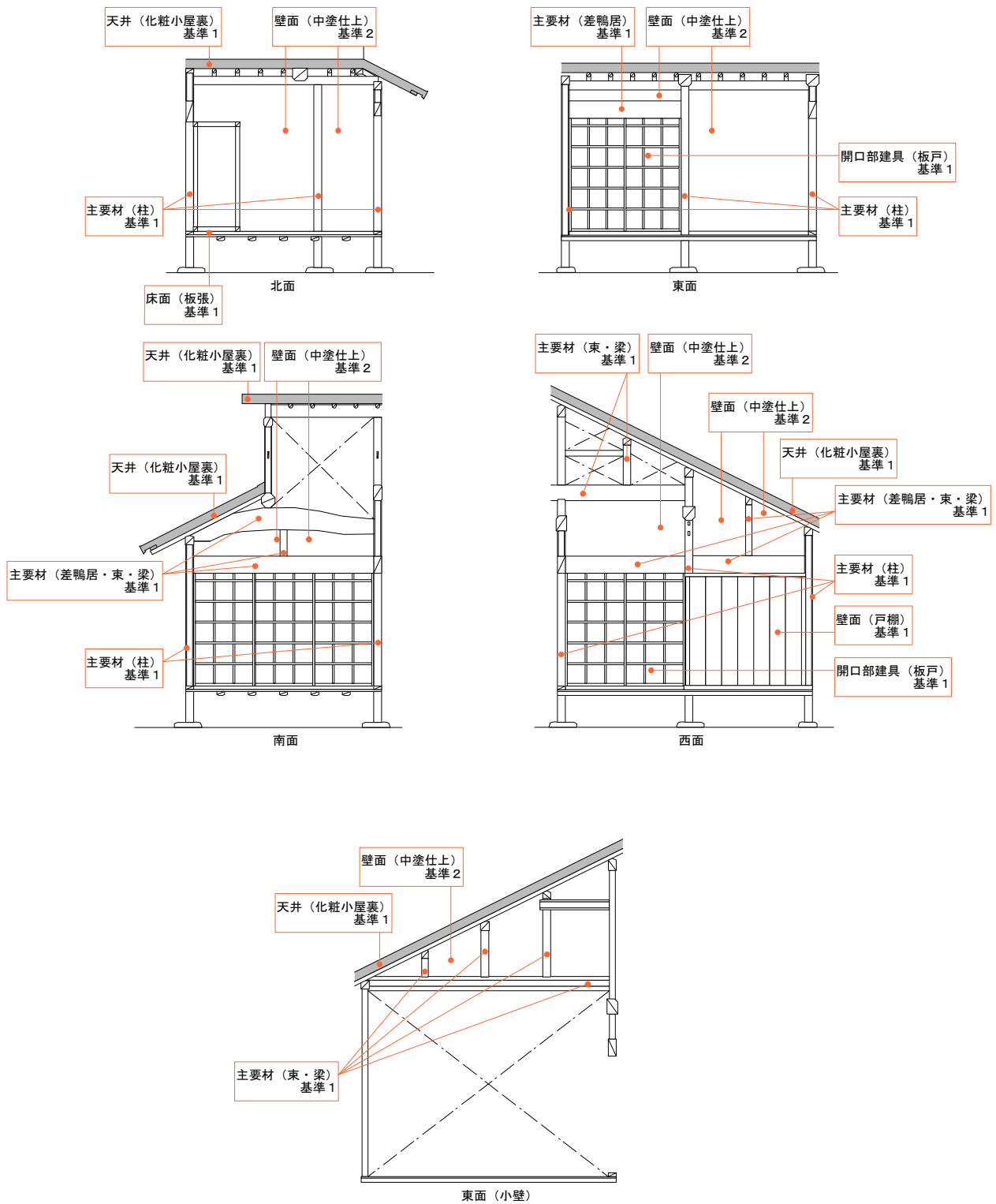


図2-17 1階 板の間 部位の設定

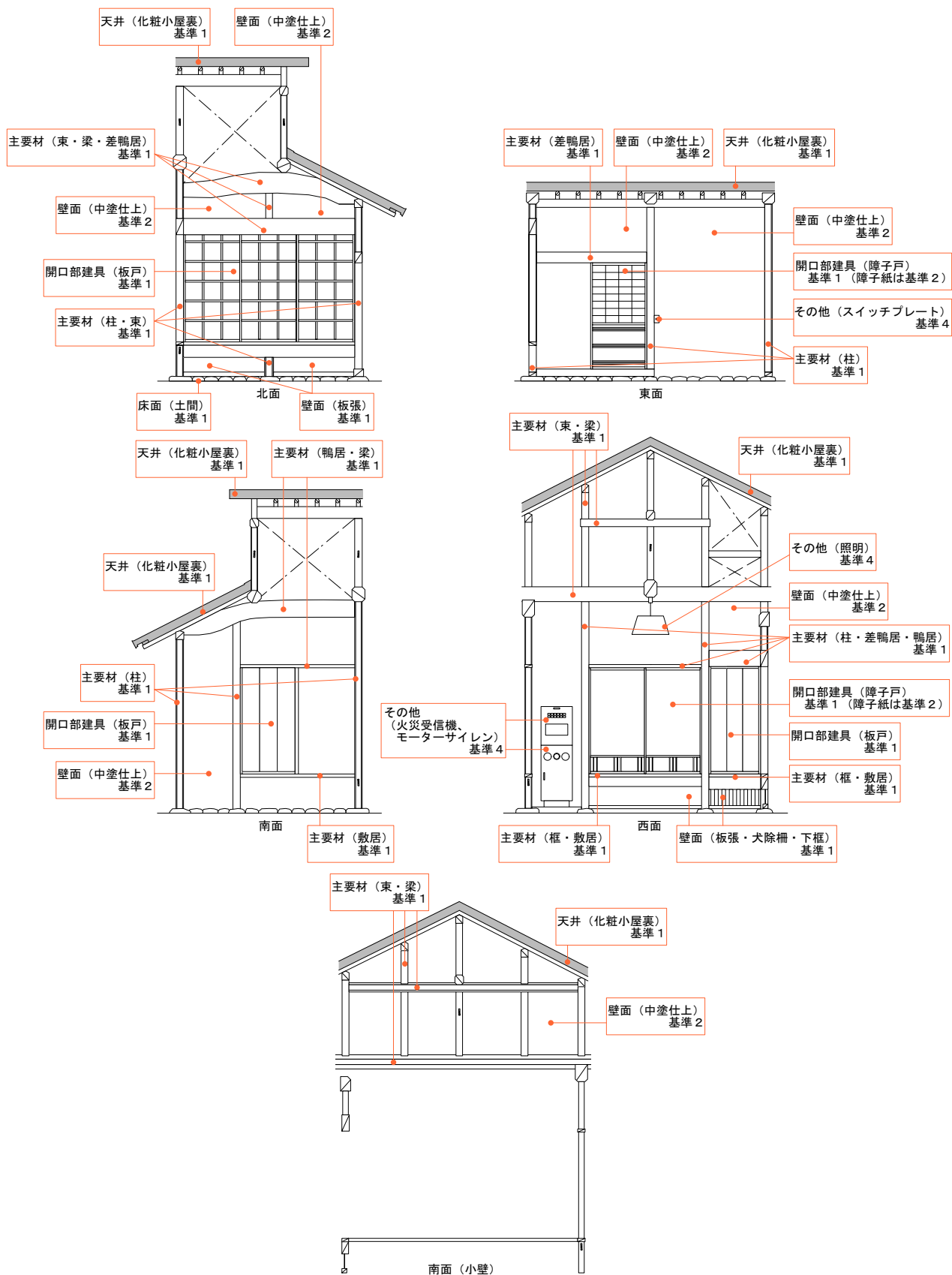


図2-18 1階 土間 部位の設定

0 1 2 3m 縮尺：1/80

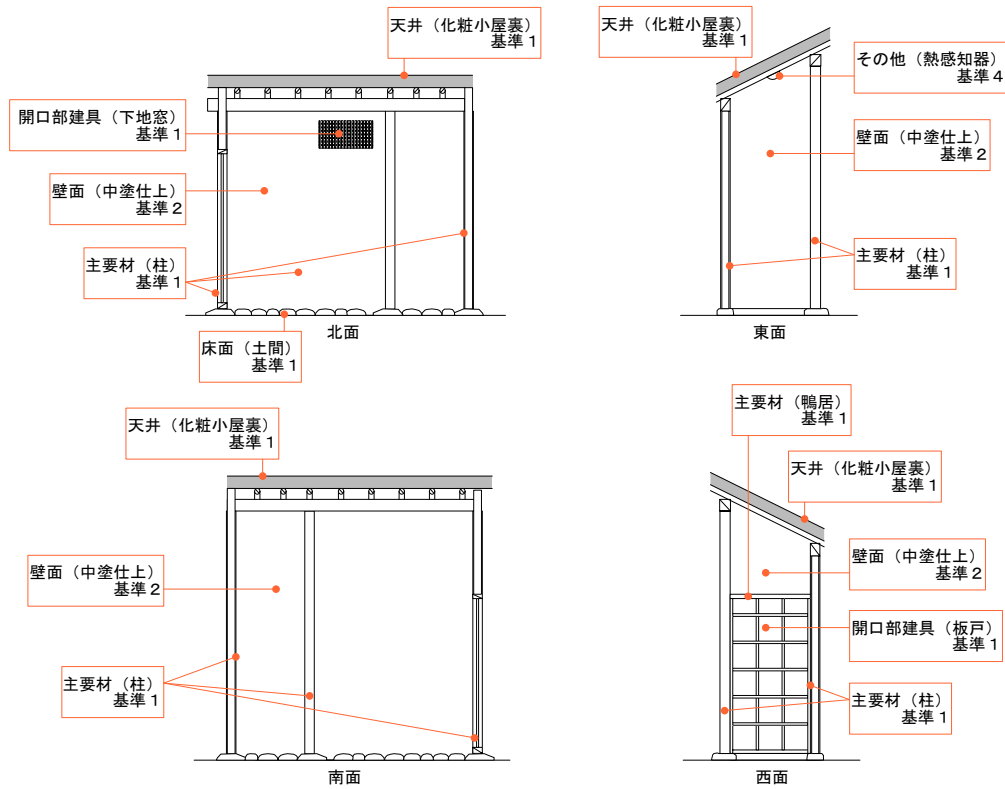


図2-19 1階 納屋 部位の設定

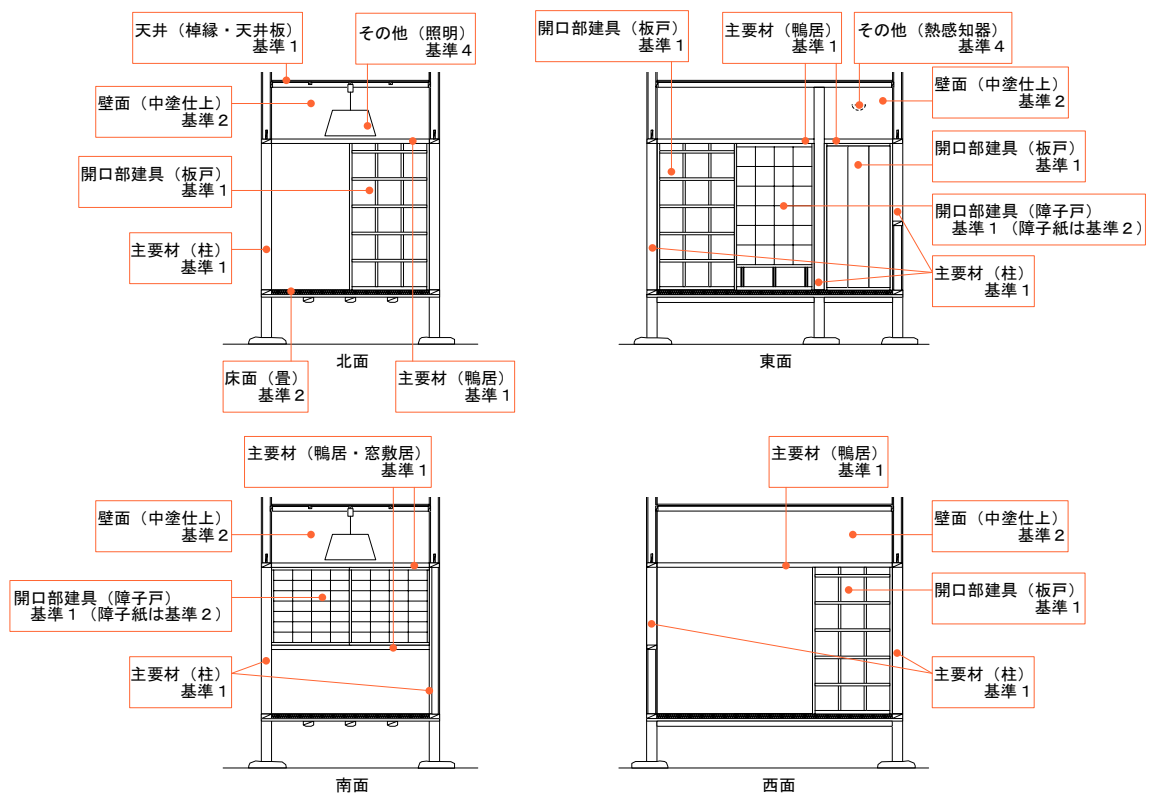


図2-20 1階 中間部屋 部位の設定

0 1 2 3m 縮尺: 1/80

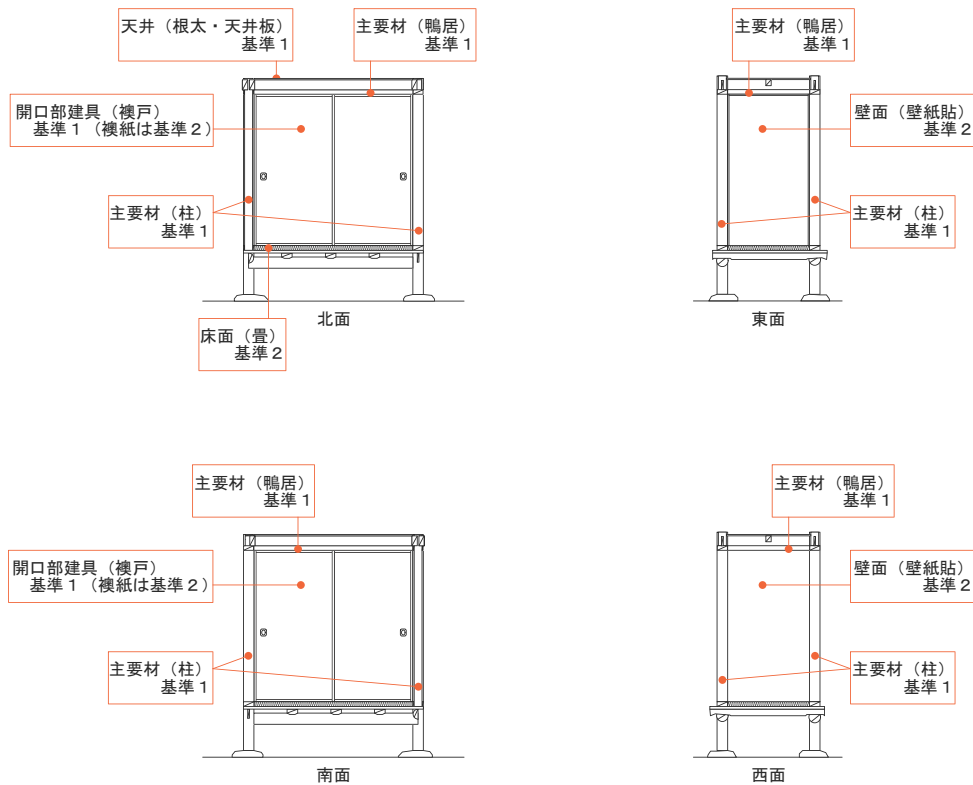


図2-21 1階 廊下2 部位の設定

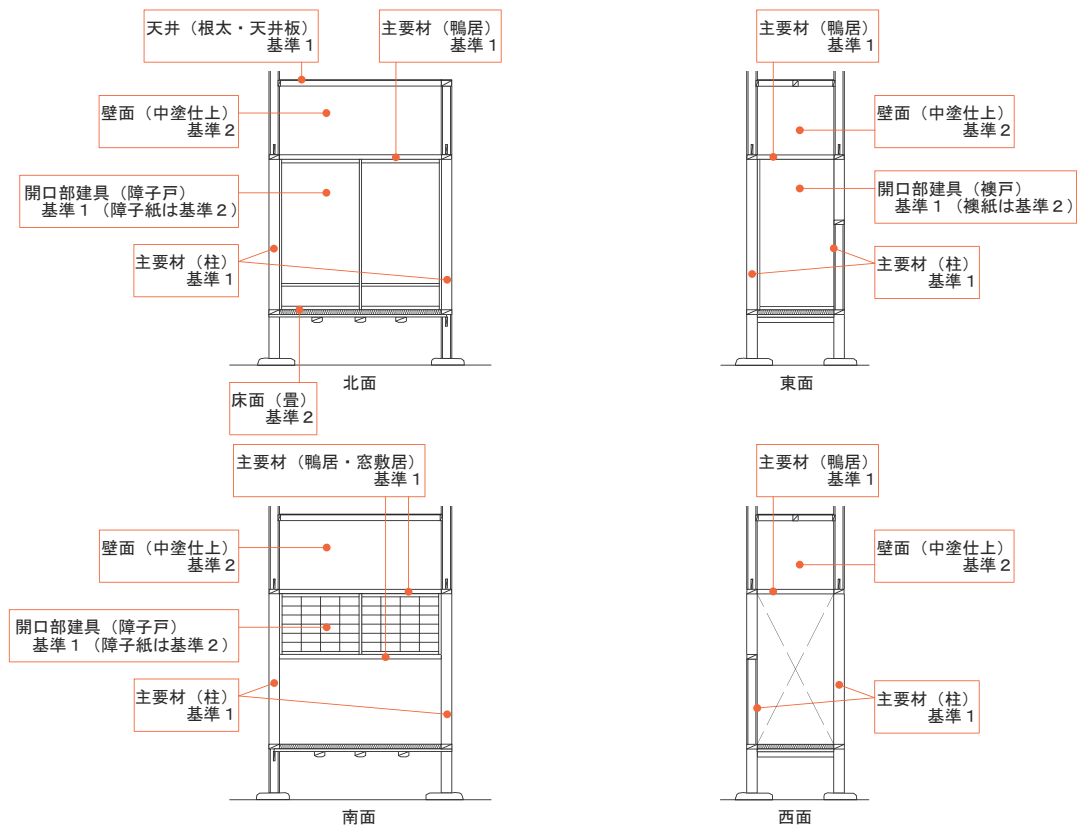


図2-22 1階 廊下3 部位の設定

0 1 2 3m 縮尺: 1/80

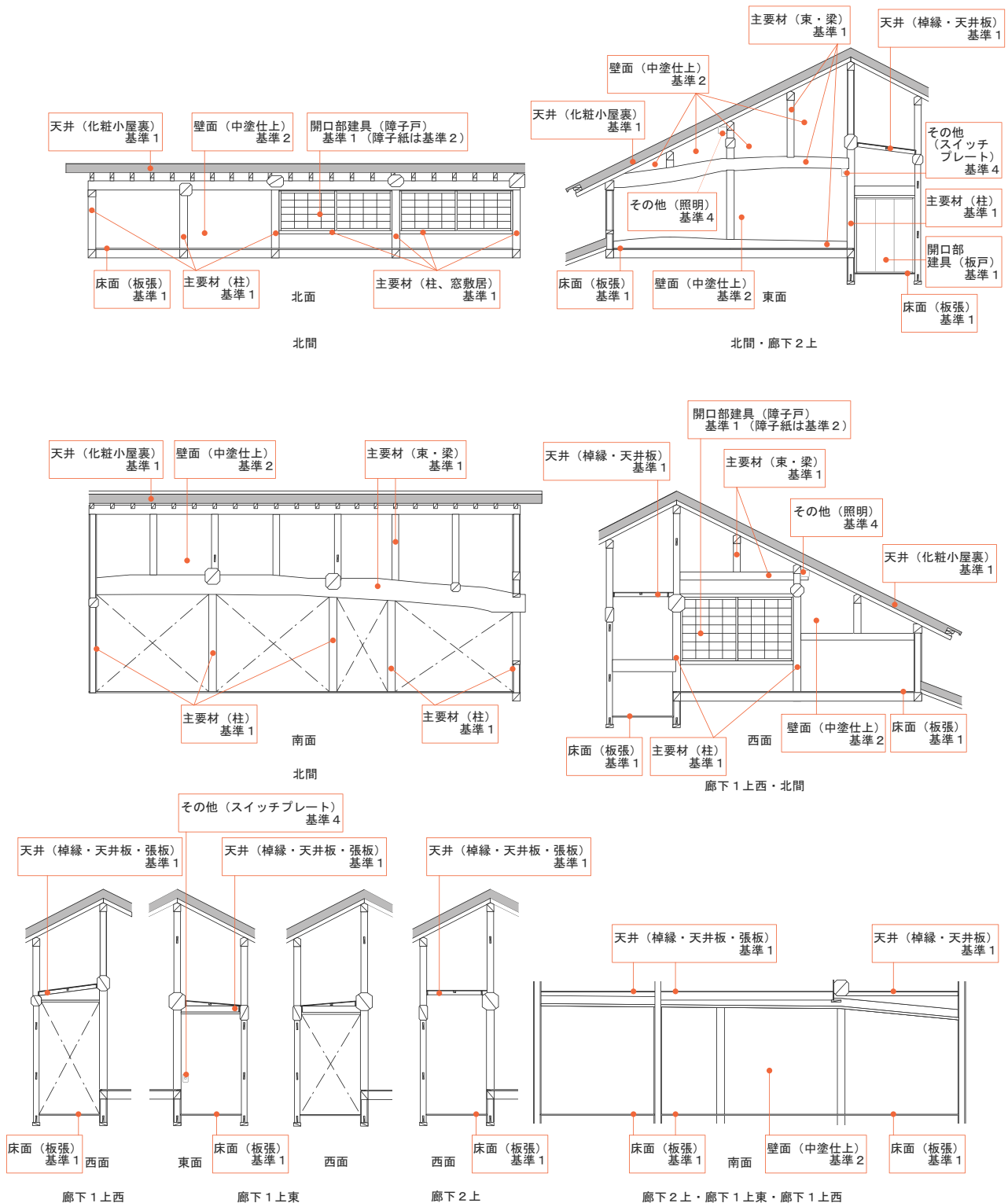


図2-23 2階 部位の設定

0 1 2 3m 縮尺: 1/80

表2-3 旧目加田家住宅外部 部分・部位の設定リスト

図表番号		部分・部位	基準	現状・摘要
2-24	南側	基礎	1	礎石、地覆石
		主要材	1	柱、縁板、雨戸鴨居、雨戸敷居
		壁面	1、2	基準1：階・板張、基準2：中塗仕上
		屋根	2	瓦
		開口部建具	1	格子、出格子、舞良戸、雨戸、台輪、はちまき
		その他	4	雨樋、避雷針
2-25	北側	基礎	1	礎石、地覆石
		主要材	1	柱、土台、鴨居、縁板、雨戸鴨居、雨戸敷居
		壁面	2	中塗仕上
		屋根	2	瓦
		開口部建具	1	格子、板戸、無双窓、雨戸、台輪、はちまき
		その他	4	雨樋、避雷針
2-26	西側	基礎	1	礎石、地覆石
		主要材	1	柱、敷居、鴨居、肘木、腕木、出桁、棟木、母屋、梁、束、破風
		壁面	2	中塗仕上
		屋根	1、2、5	基準1：霧除板庇、基準2：瓦、基準5：クリアパネル
		開口部建具	1	板戸、雨戸、台輪、はちまき
		その他	4	雨樋
2-27	東側	基礎	1	礎石、地覆石
		主要材	1	柱、肘木、腕木、出桁、階、敷居、マグサ、棟木、母屋、梁、束、破風
		壁面	2	中塗仕上
		屋根	2、5	基準2：瓦、基準5：クリアパネル
		開口部建具	1	出格子、板戸、雨戸
		その他	4	雨樋

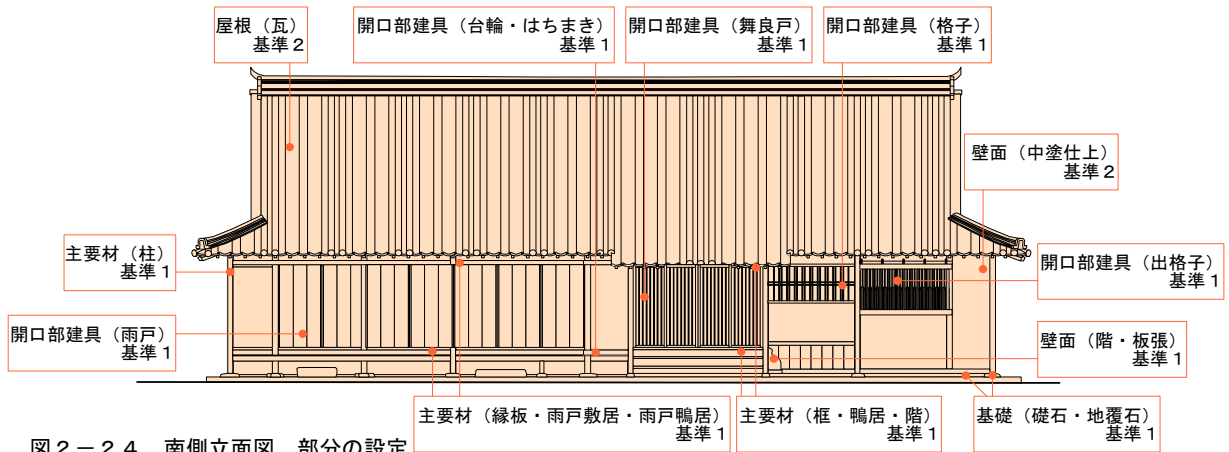


図2-24 南側立面図 部分の設定

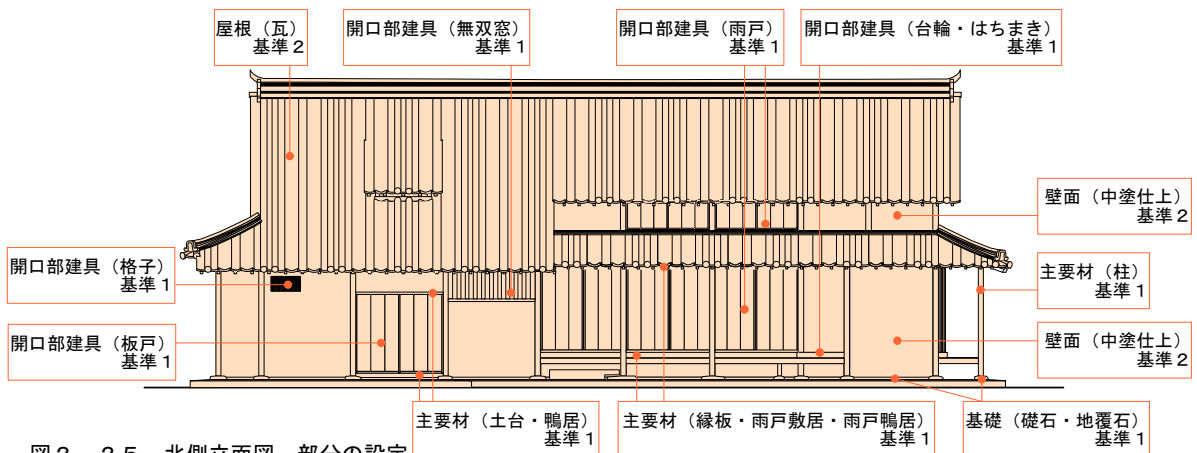


図2-25 北側立面図 部分の設定

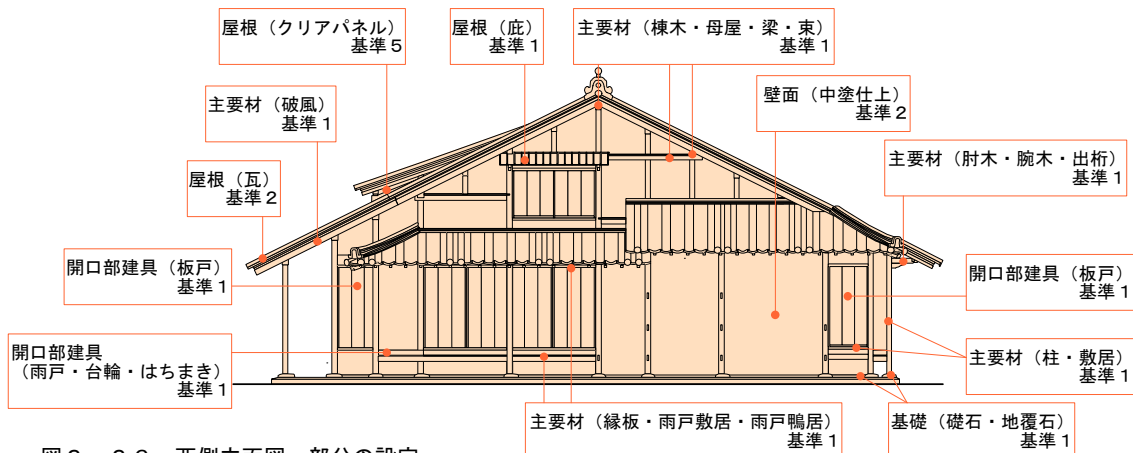


図2-26 西側立面図 部分の設定

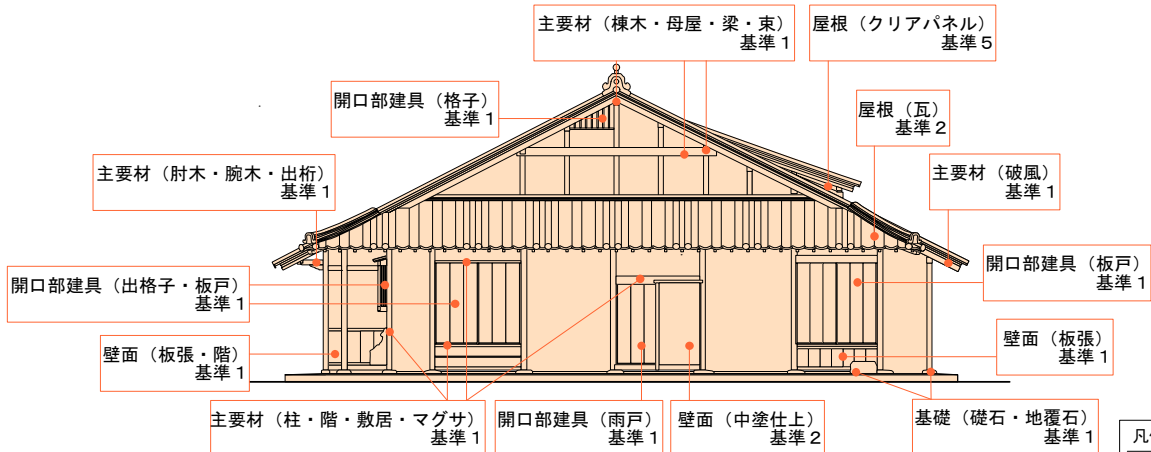


図2-27 東側立面図 部分の設定

0 5m 縮尺: 1/150

凡例
保存部分

3. 管理計画

(1) 管理体制

岩国市が管理者として管理する。

(2) 管理方法

1) 保存環境の管理

ア 清掃・整頓に関する事項

当面は、受託団体等の協力による清掃・整頓を行い、公開活用時には地域との連携による体制の構築も検討する。

イ 日照・通風に関する事項

当面は、受託団体等の協力による建具の開閉を行い、公開活用時には地域との連携による体制の構築も検討する。

ウ 蟻害・害虫・腐食防止に関する事項

受託団体等の協力を得ながら市が点検を行いつつ、5年に一度防腐処理を行う。

エ 風水雪害に関する事項

受託団体等の協力を得ながら市が点検を行い、公開活用時には地域との連携による体制の構築も検討する。災害発生時の対応については、第4章防災計画で別途定める。

オ 毀損・盗難・防火等の事故防止

当面は、受託団体等の協力による施錠管理とし、放火等の防止のため、市職員、文化財巡視員による巡回や地域住民による日ごろからの不審者への声かけを行う。今後の公開活用に向け、第4章防災計画に基づき、防火・防犯対策を講じる。

2) 建造物の維持管理

維持管理に必要な留意事項、き損届、修理届を要しない小規模な修繕について、以下の区分ごとに整理する。修理については、矧修理・埋木を原則とする。なお、補修を行う際は記録をとり、今後の保存修理の参考資料とする。

ア 犬走・基礎

留意事項 建物地盤を適切に維持するため、建造物周りの清掃や、樹木や雑草などの手入れに努めるだけでなく、冠水しないよう側溝等を整備する。

イ 縁回り及び床下

留意事項 縁下には物を入れず、また置かないようにする。

小規模な修理 0.5 m²未満の縁板の補修は適宜行う。

ウ 外壁

留意事項 壁土の中塗仕上の亀裂や破損、剥離箇所などの発見に努める。

小規模な修理 荒壁に至らない1 m²未満の壁土の補修は適宜行う。

エ 内壁

留意事項 壁土の中塗仕上の亀裂や破損、剥離箇所などの発見に努める。

小規模な修理 荒壁に至らない1 m²未満の壁土の補修は適宜行う。

オ 床及び畳

留意事項 板床や畳、土間等の床の上は、物を引きずらないようにする。

土間は乾燥しないようその発見に努め、定期的実施する定期清掃に合わせて水うちを行い、維持管理に努める。

小規模な修理 2 m²未満の床板の割れやヒビの軽微な補修や取替は適宜行う。
畳の表替えは適宜行う。

カ 屋根及び雨樋

留意事項 瓦屋根の欠落や欠損及び亀裂の発見に努める。また、雨樋の機能を維持するため、清掃とともに破損や脱落などの発見に努める。

小規模な修理 1 m²未満の瓦のき損は適宜葺替を行う。
0.2 m²未満の霧除板庇のき損は適宜補修を行う。

キ 建具

留意事項 引戸等を開閉する際は、日ごろから丁寧に取り扱うとともに、敷居や鴨居の清掃に努める。

小規模な修理 障子紙・襖紙の張替は適宜行う。
開閉に不具合がある場合は建付調整を適宜行う。
全体見付面積の1/10未満の木部の補修は適宜行う。

4. 修理計画

(1) 当面必要な維持管理の措置

- ・基礎の改修 雨水排水整備のための整地等
- ・床面の改修 畳表替え
- ・壁面の改修 内壁・外壁中塗仕上の補修
- ・天井の改修 雨染みの染み取り
- ・屋根の改修 瓦の葺替、霧除板庇の取替
- ・建具の改修 板戸の補修
- ・主要材の改修 軸組材の腐朽箇所の取替
- ・防災設備の改修 差動式分布型感知器の煙感知器への変更
放火対策のための炎センサーの設置
屋外消火栓の易操作性消火栓等への変更



図 2-4-1 外壁の損傷



図 2-4-2 軒回りの腐朽



図 2-4-3 長押・鴨居・天井板の腐朽



図 2-4-4 天井板の雨染み



図 2-4-5 霧除板庇の腐朽

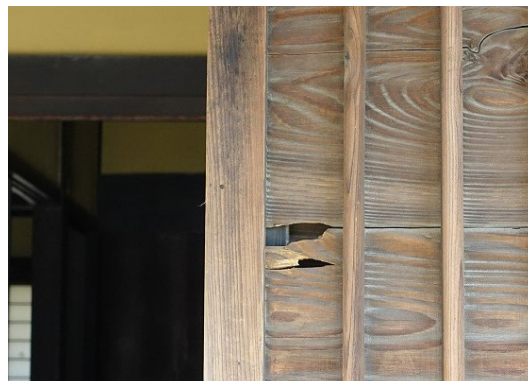


図 2-4-6 建具の損傷

(2) 修理の事後届出とできる範囲

一部の修理については手続き緩和のため、修理の事後届出とできる範囲を設定する。

範囲の条件は以下に示す。

- ・重要文化財目加田家住宅修理(昭和 52 ～ 54 年)で実施した修理で工法・材料が明確である修理。
- ・施工内容について山口県の技術職員の指導・助言の元に行う修理。
- ・定期的に発生する修理。
- ・国指定または県指定の文化財建造物修理の経験がある施工業者による修理。
- ・下記に示す範囲（施工規模）内の修理とし、かつ、矧修理・埋木（畳は除く）を原則とする。

ア 縁板	0.5 ～ 1 m ² 以内の割れやヒビの軽微な補修や取替
イ 外壁	荒壁に至らない 1 ～ 2.4 m ² 以内の壁土の補修
ウ 内壁	荒壁に至らない 1 ～ 2 m ² 以内の壁土の補修
エ 床板	2 ～ 4 m ² 以内の割れやヒビの補修や取替
オ 畳	2 畳半以下の床及び表替え
カ 屋根	1 ～ 3 m ² 以内の瓦の葺替 0.2 ～ 0.8 m ² 以内の霧除板庇の補修
キ 建具	全体見付面積の 1/10 ～ 1/5 以内の木部の補修

(3) 今後の保存修理計画

昭和の保存修理工事から 43 年が経過し、経年による腐朽・損傷が随所にみられる。腐朽・損傷が進行している部分・部位を対象とし、保存修理事業の実施を検討する。

活用に合わせた耐震診断の検討、防災対策の強化に向けた防災設備整備の検討、排水の改善についても検討する。

保存修理事業実施後も、適切な維持管理に努めつつ、経年による劣化等への対応が必要になった際は、定期的に保存修理事業を実施し、後世へ引き継ぐこととする。

第3章 環境保全計画

本章では、重要文化財に指定されている建造物の適切な管理とともに、歴史的風致や景観等を維持・形成するための環境保全を行うため、敷地全体及び重要文化財に指定されていない建造物の保護の方針を定める。

1. 環境保全の現状と課題

(1) 現状

ここでは、主屋の周囲を取り巻く環境の現状を整理する。

敷地内は土塀で囲繞され、表門、中門及び袖壁、庭園、背面には井戸や池があるなど、武家屋敷の一連の屋敷構えを伝えている。

庭園は、主屋同様に江戸時代後期の作庭と推定されている。城山の自然林を背景にした露地風の平庭式枯山水庭園である（『山口県の庭園』より）。



図 3-1-1 庭園の景観

主庭は、中門から表座敷まで飛び石が続いている。北西側には井戸、蹲、雪見灯籠などが配されている。また、敷地西端には屋敷神が残る。近代の増築として昭和56年（1981）の修理時に撤去された部分に茶室があったことから、その頃に庭園部にも改変が加えられたと想定される。

裏座敷前には池があるが、現在、水は張られていない。さらにその北側は生垣によって区分されている。

台所側には排水路があり、敷地東側から建物跡に向かって繋がれ、排水溝を横断して台所から井戸まで飛び石が配されている。

樹木はハナセンナ（アンデスノオトメ）、ルドベキアといった外来種も見られ、修理以降に移植されたものと推察される。

(2) 課題

- ・庭園については、作庭家や作庭当時の姿を示す史資料が見つからない。また、表門跡や建物跡についても史資料が少ない。庭園の本来の姿を把握し、復元や維持管理、活用に活かすため、樹種や石造物、付属屋などを対象とした調査が求められる。
- ・土塀は土壁が剥落し、コンクリートブロック積の目地が見えている箇所があるため、歴史的景観に配慮し、修繕の推進が求められる。
- ・表座敷側には主屋に近い位置に高木が見られるため、災害時の倒木等の対策が必要である。
- ・排水溝は機能不全になっているところがあるため、災害対策が求められる。

2. 環境保全の基本方針

文化財としての価値を堅実に保存しつつ、その価値を向上させるため、環境保全の基本方針を以下のように定める。

1. 重要文化財建造物の価値を堅実に保存するため、保存に影響を及ぼす周辺環境を改善する
2. 庭園と一体となった旧目加田家住宅の価値の向上を図るため、今後は調査研究を重ねつつ庭園を中心とした屋敷地の歴史的環境を整備する
3. 重要文化財の価値を発信するため、多様な活用に配慮した弾力的な環境を整備する

3. 区域区分と保全方針

(1) 区域区分

計画区域は、1) 保存区域、2) 保全区域、3) その他区域に区分する。

1) 保存区域

重要文化財建造物が集中する区域であり、旧目加田家住宅の外観を望む上で顔となる重要な区域である。保存区域は、主屋の犬走で囲まれた区域とする。

2) 保全区域

重要文化財ではないものの、旧目加田家住宅の価値を構成する要素が集積する区域である。保全区域は、計画区域のうち、1) と主屋北側生垣を境界として木戸門・ポンプ小屋を含む土堀に囲まれた区域及び土堀の外側を除いた区域とする。

3) その他区域

重要文化財の価値を維持するための設備や来訪者を受け入れるための施設等の機能を配置する区域である。その他区域は、主屋北側生垣を境界として木戸門・ポンプ小屋を含む土堀に囲まれた区域及び土堀の外側の区域とする。

(2) 各区域の保全方針

(1) で設定した3つの区域に応じて、保全方針を以下の通り設定する。

1) 保存区域

- ・原則、建造物の新築は認めない。
- ・防災・防犯上必要な施設は、防災計画に従って行う。

2) 保全区域

- ・庭園は、調査研究により作庭当初の姿の検証に努め、可能な限り当時の武家住宅の庭園が持つ特徴や佇まいの再現を目指した整備を行い、適切な維持管理により良好な環境を保つ。
- ・樹木の剪定、除草及び清浄など武家住宅らしい整った屋敷地の美観の維持に努める。
- ・新たに植栽する際は、庭園等の景観や座敷からの眺望を損ねないように配置や樹種等に配慮する。
- ・雨水の適切な排水や冠水箇所の改善など屋敷地内の衛生性の確保に努める。

3) その他区域

- ・重要文化財建造物や屋敷地の景観を阻害しない範囲で、保存や活用に必要な施設の整備を認める。



図 3-1-2 区域の設定

4. 建造物の区分と保護の方針

(1) 建造物の区分

計画区域内に現存する建造物は、1) 保存建造物、2) 保全建造物、3) その他建造物に区分する。

1) 保存建造物

保存建造物は、南西側と南東側の土塀の一部とする。



図 3-1-3 土塀（南西側）



図 3-1-4 土塀（南東側）

2) 保全建造物

保全建造物は、表門、中門及び袖垣、便所、建物跡、排水路、井戸、池、屋敷神や蹲踞、雪見灯籠といった庭園を構成する石造物、木塀及び北西から北東にかけての土塀とする。



図 3-1-5 中門及び袖垣



図 3-1-6 池



図 3-1-7 蹲踞



図 3-1-8 雪見灯籠

（２）建造物保護の方針

（１）で設定した３つの区分に応じて、建造物保護の方針を以下の通り設定する。

１）保存建造物の方針

- ・材料を取り換える修理が必要な場合は、材料の形状・材質・仕上・色彩を保存する。
- ・保存または補強のため特に変更が必要な場合、外観と意匠に配慮して変更することができる。
- ・重要文化財に指定されている建造物と同等の価値を有することが判明した場合、将来的に重要文化財等への追加あるいは附指定を図るものとする。

２）保全建造物の方針

- ・敷地を取り囲む建造物や塀垣は現在の屋敷地の空間領域と構成を維持するため、保全を図ることとする。
- ・保存建造物への影響を最小限にとどめ、適切な修理や改修を行い、文化財としての公開活用の効果向上を目的として屋敷地全体の景観形成を図る。
- ・十分な調査検討を行った上で、重要文化財建造物と一体となって価値を構成すると判断できる場合は、景観回復を目的として復原整備を行うことができる。

３）その他建造物の方針

- ・保存建造物、保全建造物、歴史的景観、周辺環境との調和に配慮し、保存活用上必要な撤去、取り換え又は修景整備を行う。
- ・保存活用上必要な建造物を新築・新設する場合は、歴史的景観、環境、保存建造物、保全建造物との調和に配慮し、配置、平面、構造、形態、意匠、材質、仕上、色彩を決定する。

５．防災上の課題と対策

（１）防災上の課題

- ・敷地東側の土塀内側の排水路は、大雨の際、土砂が流れ込むことで機能不全を起こしている。また、建物跡や表門周辺に水が溜まりやすく、大雨時の防災の観点から改善が求められる。
- ・表座敷前には高木かつ近接する樹木があるため、倒木による重要文化財建造物のき損の危険性がある。

（２）当面の改善措置と今後の対応方針

- ・排水溝については、落ち葉や枝などにより目詰まりを起こさないよう日常的に点検し、維持管理に努める。

（３）環境保全施設整備計画

- ・排水溝については、目詰まり防止のため、防止装置の設置を検討する。また、台風や大雨の後に必ず点検することとする。

(4) 周辺樹木の管理

- ・重要文化財建造物に隣接する樹木は、倒木による被災を防ぐため、定期的な剪定その他の維持管理に努める。
- ・必要に応じて、樹木医等の専門家による診断を行い、樹勢回復、支持材設置、枝払い等の対策を施す。

第4章 防災計画

本章では、重要文化財を災害から守るため、過去の被災履歴や想定される災害リスクを踏まえ、1. 防火対策、2. 耐震対策、3. 耐風対策、4. 防犯対策の視点から、その対応方針・方策を定める。

1. 防火対策

(1) 火災時の安全性に係る現状・課題

1) 過去の被災履歴

旧目加田家住宅の重要文化財である主屋（以下、当該文化財という）は罹災しておらず、火災による被害の履歴はない。

2) 防火環境

ア 当該文化財の燃焼特性

木造であり、外部内部ともに木材による仕上げであり、燃焼性は高い。

イ 近接する建物等と延焼の危険性

第一次近接建物等

当該文化財との近接距離が20m以下に該当する建物等（第一次近接建物等）として便所、井戸、中門、袖垣、土堀、ポンプ小屋、シロヘビの館が該当する。

第二次近接建物等

第一次近接建物等との近接距離が5m以下に該当する建物等（第二次近接建物等）として、シロヘビの館北側の錦帯橋カフェわたぼうし、東側の鶴の里が該当する。

延焼の危険性

当該文化財はすべてが瓦葺屋根であり、外壁が大壁の漆喰塗であるなど一定の耐火性を有するものの、木部が露出する下見板張の腰壁や軒回り等耐火性の弱い箇所もあり、延焼には注意が必要である。

ウ 火気の使用状況と想定される出火原因

敷地内においては、現在火気を使用する場所はない。敷地外においても、第一次近接距離内の岩国シロヘビの館及び第二次近接距離内東側の鶴の里では現在火気は使用していない。第二次近接距離内北側の錦帯橋カフェわたぼうしでは火気を使用している。

出火原因には、放火、落雷、タバコの不始末、漏電、失火による火災が想定される。

3) 防火対策及び管理の現状と使用状況

昭和54年（1979）の防災設備工事の際、P型1級受信機、モーターサイレン、差動式分布型感知器、差動式スポット型感知器、1号屋外消火栓4台、消火エンジンポンプ、副受水槽、貯水槽（40t）、避雷針が整備された。平成8年（1996）の防災設備工事の際、2号屋外消火栓2台、ポンプ起動盤が整備された。平成30年（2018）にはP型1級受信機の更新が実施され、平成31年（2019）には貯水槽（40t）の配管修理を実施した。

消防法施行令別表第一（十七）項に掲げる特定防火対象物（重要文化財）は、消火器及び自動火災報知設備の設置が義務付けられており、当該重要文化財では、消火器が一階に2基、二階に1基、自動火災報知設備として、警戒区域が10窓あるP型1級の受信機が土間に1基、漏電火災警報器が1基、音響装置としてモーターサイレンが便所への渡り廊下に1基、差動式分布型感知器、差動式スポット型感知器が設置されている。

これらの防火対策に係る設備は岩国市が管理しており、現在までに火災による設備の稼働履歴はない。

当該文化財の北西部において、公設消火栓が設置されている。

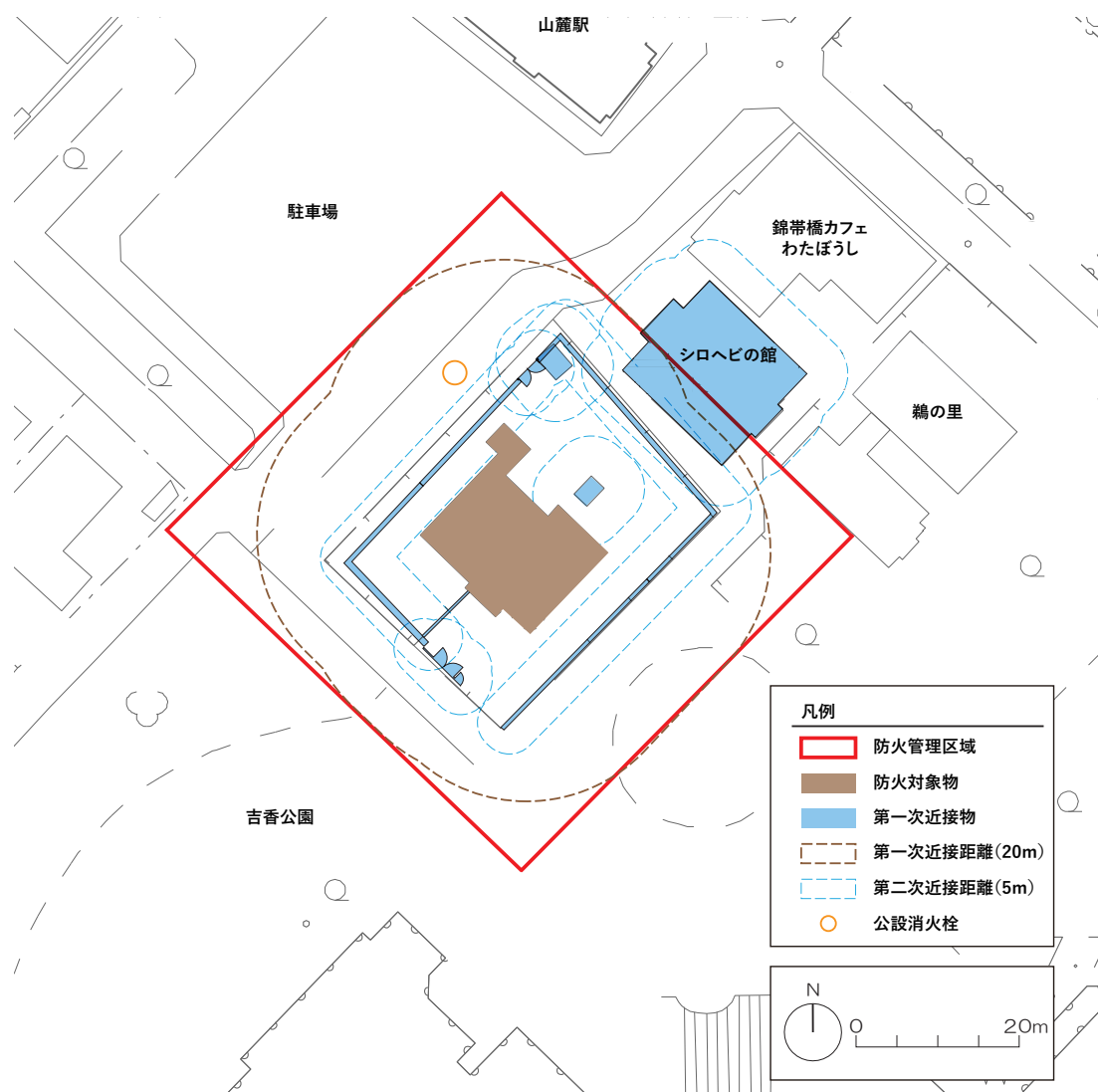


図 4-1-1 重要文化財周辺の防火環境

4) 消火体制及び防火訓練

ア 初期消火体制

当該文化財から出火した際の初期消火の体制は、開館時間内では、発見が自動火災報知設備による場合、火災を感知器が感知し、火災報知ベルの作動後、受託団体等火災発見者が消防機関（119番）へ通報するとともに、岩国市へ連絡し、消火器や消火栓を用いて初期消火にあたる。発見が人為的な場合、火災を発見した者が直ちに近くの火災報知機を押し、消防機関へ通報するとともに、岩国市へ連絡し、初期消火にあたる。閉館時間内では、火災を感知器が感知し、火災報知ベルの作動後、火災報知ベルに気づいた発見者が現地を確認後、消防機関、岩国市へ通報するとともに、初期消火にあたる。

岩国市は連絡が入り次第、消防機関へ連絡を入れるとともに、現地に急行し、初期消火にあたることとしている。

イ 本格消火体制

消防第1出動は、当該文化財から南東5.7km、約13分の場所に位置するいわくに消防防災センターである。

消防団は岩国市西方面隊岩国分団の管轄であり、当該文化財の南東400m、約3分の場所にポンプ車庫が位置する。

なお、当該文化財周辺に狭隘道路はない。

ウ 防火訓練

毎年1月26日の文化財防火デー前後において消防訓練を実施している。訓練の一環として自治会によるバケツリレーも行っている。

(2) 防火管理計画

1) 防火管理区域

防火管理区域は、旧目加田家住宅として重要文化財に指定されている主屋とともに、土塀、木戸門、中門及び袖塀、井戸、便所、庭園等を含む屋敷地全体及び第一次近接距離の接線を結んだ範囲とする。なお、第一次近接建物等であるシロヘビの館は、屋根は瓦葺、外壁の大部分は漆喰塗であるなど一定の防火性能を有し延焼の危険性は高くないと考えられるため、第一次近接距離と重複しない第二次近接距離の範囲は防火管理区域には含めないものとする。

2) 予防措置

防火管理区域内の予防措置として、屋敷地内では原則火気の使用を禁止する。今後の公開活用においては、屋敷地内におけるタバコを禁止する等、火元の発生源となるものを敷地内に持ち込まないよう徹底する。

また、電気設備による漏洩火災が起きないように、今後の公開活用に向けて電気配線の確認を行い、必要に応じて取替工事を実施する。

放火等の犯罪を防止するため、防火管理区域内の目の付きやすい場所には不用意に可燃物を置かないよう整理整頓を徹底する。また、既設の外周にさらに赤外線センサーを増設する等、監視能力の向上も検討していく。

3) 消火体制

当該文化財から出火した際の当面の初期消火体制を下表に示す。

今後の常時公開活用に向けて、施設の管理運営体制の検討・構築をするとともに、建物の公開時及び閉館時における消火体制を検討し、関係者間で連携した体制を構築することとする。

ア 平時の消火体制

現在、建物内部の常時公開活用は行っていないため、平日・休日ともに火災発生時の感知は自動火災報知設備による場合、もしくは受託団体等による発見が多いと考えられる。火災が発生した際は下表に従い、状況に応じて消火活動にあたることとする。

現在の受託団体による日常的管理は、平時1名体制であるため、消防通報、初期消火、避難誘導を同時に行うための人員が不足している。

イ 夜間の消火体制

表の「無人の場合」と同様に消火活動にあたることとするが、公園区域内であり近隣住民も少なく、早期の火災の発見・通報連絡には課題が残る。

ウ 防火訓練

関係者は通報連絡、初期消火活動、避難誘導、消防隊への引継ぎ等の役割を確認するとともに、消火設備の操作を習得するため、年1回以上の防火訓練を消防機関と共同で行うこととする。

防火訓練にあたっては、自主防災組織の防災訓練との連携も視野に入れつつ、連携体制の強化を図ることとする。

なお、現在、防火訓練には自治会にも参加をいただきバケツリレーを実施しているが、訓練の一層の充実を図るため、消防機関や自治会と相談しながら訓練内容は随時更新してゆく。

表 4-1-1 当面の消火活動の対応

対応項目	対応の内容			担当者
	無人の場合（自動火災報知設備の作動による場合）	有人の場合 自動火災報知設備の作動による場合	人為的に発見した場合	
火災の発見	モーターサイレンの作動により、発見者は現地を確認する。	受信機により火災の発生場所を確認し、現場へ急行する。	火災を発見した者は、直ちに近くの火災報知機を押す。	火災発見者
通報連絡	消防機関（119番）へ「所在地、物件名称及び火元、被害の状況等」を通報するとともに、岩国市へ連絡を入れる。 岩国市は消防機関へ連絡を入れるとともに、現場へ急行する。			火災発見者 市職員
初期消火	消火器や消火栓を活用して適切な初期消火を行い、火災の延焼拡大防止に努める。			火災発見者、市職員、近隣住民
避難誘導	イベント等により来訪者がいる場合、市職員等が落ち着いて避難誘導を行い、安全を確保する。			市職員等
消防機関への引継ぎ	消防車両が到着したら、出火現場へ誘導するとともに、火災や避難の状況報告、水利等の消火に係る情報提供を行う。			火災発見者、市職員
本格消火	消防機関により消火活動を行う。			消防機関

(3) 防火設備計画

1) 設備整備計画

本計画では、火災予防設備、火災報知設備、消火設備の整備を計画する。

現状と課題から、次のア～エに示す設備整備を検討しており、今後、実施設計を行うこととしている。実施設計時において、今後の公開活用の具体的手法を見据えたうえでこれら個々の設備の必要性及び優先度を改めて検討し、実際に整備する設備を決定するものとする。

ア 火災予防設備

避雷針が整備後40年程経過しているため、更新する。

イ 火災報知設備

建物内部は、既存の差動式分布型感知器・差動式スポット型感知器から火災を早期に感知できる煙感知器等へ更新する。P型受信機については、感度を高く設定して火災の初期段階で注意情報を発信可能なR型受信機へ更新する。また、別棟等、指定部分に負荷のかからない場所への移設もあわせて検討し、副受信機の設置、電線、ケーブルの盛替も検討する。

建物外部については、放火等の覚知・通報を強化するため、炎感知器や放火監視センサー等を設置する。

ウ 火災通報装置

火災通報装置の設置等、消防機関に自動通報する設備を整備する。

エ 消火設備

初期消火を確実に実施できるように、既存の1号・2号屋外消火栓を一人でも操作可能な易操作性消火栓設備へ更新する。

消火栓の変更に伴い、必要に応じて貯水槽の容量の見直し、耐震性貯水槽への更新もあわせて行う。

2) 保守管理計画

消防法17条の3の3に基づく法定点検（機器点検、総合点検）を実施するとともに、その結果を維持台帳に記録し、3年に1回消防長又は消防署長に報告する。

防災設備の機能を保持するため、法定点検とは別途、防災設備の位置や不良事項等の適宜把握するなど、自主点検に努めることとする。

表 4-1-2 防火設備の点検・点検結果の報告

項目		内容	周期	根拠法令等
自主点検		消防設備の位置や不良事項等を把握し、防災設備の機能を保持する。	適宜	—
法定点検	機器点検	(1) 消防用設備等に附置される非常電源（自家発電設備に限る。）又は動力消防ポンプの正常な作動 (2) 消防用設備等の機器の適正な配置、損傷等の有無その他主として外観から判別できる事項 (3) 消防用設備等の機能について、外観から又は簡易な操作により判別できる事項	2 回 / 年	平成 16 年 5 月 31 日 消防庁告示第 9 号
	総合点検	消防用設備等の全部若しくは一部を作動させ、又は当該消防用設備等を使用することにより、当該消防用設備等の総合的な機能を消防用設備等の種類等に応じ、消防庁告示で定める基準に従い確認する。	1 回 / 年	同上
点検結果の報告		法定点検の結果を、維持台帳に記録するとともに、消防長又は消防署長に報告する。	1 回 / 3 年	消防法施行規則 第 31 条の 6 第 3 項第 2

2. 耐震対策

(1) 地震履歴

当該文化財敷地の約1km付近に岩国断層があるが、岩国市は比較的有感地震の発生が少ない地域である。近年最も大規模な地震としては平成13年（2001）の安芸灘震央の震度5弱がある。以降、震度5以上の地震は発生していない。

江戸時代における岩国の歴史を記した『岩邑年代記』に、安政元年11月に発生した大地震により多くの家屋で塀崩れが発生したとの記録があるものの、その他過去に発生した地震に関する情報が少なく、当該文化財のこれまでの地震に係る被災の履歴はない。しかし、平成26年（2014）に内閣総理大臣より、山口県内の南海トラフ地震防災対策推進地域の1つに指定されている。

(2) 耐震診断・耐震補強

1) 現状・課題

重要文化財（建造物）耐震診断指針において、耐震診断には「耐震予備診断」「耐震基礎診断」「耐震専門診断」の3段階の手法がある。当該文化財では、平成21年（2009）に耐震予備診断を行い、「耐震性をおおむね確保している」と診断されている。しかしながら、予備診断から時間が経過しており、当面本格的な修理も想定していないため、耐震基礎診断を実施する必要がある。

2) 今後の対処方針

今後、内部の常時または非限定的公開活用を計画するにあたっては、耐震基礎診断の実施を行う。その結果に応じて、診断に基づく補強工事についても検討していく。

(3) 地震時の対処方針

当該文化財は、開口部が多く、比較的容易に避難できる。現在常時内部公開活用を行っていないため内部に多くの人がいる状況は少ないが、地震時には敷地西側駐車場、もしくは南側吉香公園まで速やかに避難する。

今後の公開活用にあたって、地震時にとるべき行動として以下の内容を関係者間で共有し、周知の徹底を図る。

- | | |
|---|---|
| ア | 見学者及び施設利用者の避難誘導・救護 |
| イ | 当該文化財関係者や消防署（消火・救急要請）等への連絡 |
| ウ | 倒壊の危険性のある場合は、建造物周辺への立入りの制限 |
| エ | 傾斜した柱や落下のおそれのある部材には支柱、屋根のき損には養生シート等で応急処置を実施 |
| オ | 倒壊した場合には建造物の部材を確保 |

3. 耐風対策

(1) 被害の想定

これまでのところ、強風による大きな被災の履歴はない。しかし、台風等の強風時には、建造物や建具のき損等の被害が想定される。また、北面換気口からの吹込みにも注意が必要である。

(2) 今後の対処方針

災害の発生が予想される気象条件下では、通常の公開・利用を中止する。建造物や建具がき損した場合は、部材の確保に努めるとともに、被害が拡大しないよう応急の措置をとる。

4. 防犯対策

(1) 事故履歴

放火・盗難等に係る事故の履歴はない。

(2) 事故防止のために講じている措置

屋敷地内は、周囲を土塀・門に囲まれている。屋敷地内へのアクセスは、吉香公園に面する南面の表門、もしくは岩国城ロープウェー山麓駅前駐車場に面する西面の木戸門の2箇所があり、どちらも閉館時間は施錠されている。主屋は、閉館日、閉館時間は全ての開口部を内側から戸締りし、外部から開閉不可の状態とし、北側台所の引違い板戸の1箇所を外部から施錠している。

開館時間内には受託団体等による巡回を実施し、閉館時間は敷地内に主屋を囲むように赤外線警報器を設置し、屋外侵入者を感知後、警備会社に通報され、市に連絡がいくシステムを構築している。しかしながら、放火があった場合、警備会社は現地へ急行し市に通報するものの、初期消火にはあたらないため、現在の体制では、通報から初期消火までに時間がかかる。

(3) 今後の対処方針

管理人員が限られており、今後の公開活用によっては不特定多数の人が出入りすることとなるため、敷地内外に防犯カメラ、炎センサー、夜間照明を設置し、現在以上の防犯体制を整えていく。警備会社とその他関係者と協力し閉館時間内における初期消火体制についても整えていく。

第5章 活用計画

本章では、重要文化財に指定されている建造物及びその他建造物、それらと一体として構成されている庭園等を含む敷地全体の公開活用を図るため、公開活用の方針を定める。なお、今後の保存修理事業を想定しているため、本計画は、事業の進捗に応じ、具体的な内容の検討を行うこととする。

1. 公開その他の活用の基本方針

(1) 現状

現在、旧目加田家住宅は敷地内を日常的に公開しており、建物を周囲から見学できる。岩国市では、岩国観光ガイドボランティア協会が観光客へのガイド活動をしており、主要な案内コースに旧目加田家住宅が含まれている。

建物内部の公開については、毎年2～3月に行われる「岩国城下町ひなまつり」の展示会場や琴の演奏会会場、「親子まつり」の会場などとして活用したことがあるほか、受託団体等の控室として日常的に利用されている。しかし、恒常的な建物内部の公開は行われていない。

(2) 公開活用の基本方針

文化財としての価値をわかりやすく発信していくことで、重要文化財建造物を堅実に保存することとし、そのための公開活用の基本方針を以下のように定める。

1. 重要文化財建造物の価値を堅実に保存した修理及び活用整備を実施する
2. 重要文化財の価値をわかりやすく伝えるための解説や展示をするとともに、継続的に訪れたいくなるような工夫を凝らす
3. 安全で安心して利用できるよう環境を整備する
4. 旧城下町を構成する構成要素として、錦帯橋やその他歴史的建造物、観光拠点等との連携を図り、エリア全体の回遊性向上や魅力向上に向けた活用整備を行う
5. 地域コミュニティの交流の場として活用する

2. 公開計画

(1) 旧目加田家住宅の公開範囲及びエリア

旧目加田家住宅の公開活用にあたっては、往時の中級武家住宅の生活文化を体感するために、図表5-2-1に示すように、屋敷地の生活の作法に応じた空間の領域を建造物を含め敷地全体で5つのエリアに区分し、エリアの特性に応じた公開活用を図ることとする。

1) 主屋エリア

主屋は建造物そのものを体験する場とするため、原則、管理スペースを除いた全ての部屋を公開することとし、往時の生活空間を体験できる場とする。主庭園に面し三間が続く表側の畳空間、北側裏側の畳空間、板の間や土間、2階といった性格の異なる空間を活かし、観光や地域活動、イベ

ント、休憩等の場として活用する。ただし、建物内部の公開は、保存修理事業の実施や管理運営体制の検討を踏まえて行うこととし、暫定的には部分的な公開に留めることとする。

2) エントランスエリア

来場者を迎え、建物に導く導入部としての活用を図る。旧目加田家住宅は塀と屋根の葺きおろしにより建物が目立たないため、視認性を高めるエントランスとする。

3) 表庭園エリア

主屋エリアからの座鑑賞、散策の公開活用を図る。

4) 裏庭園エリア

主屋エリアからの座鑑賞、散策の公開活用を図りつつ、イベント等活用時は建物との一体的な利用を推進する。

5) 多目的活用エリア

屋外における多目的な活動を行うことのできる空間として公開活用を図る。

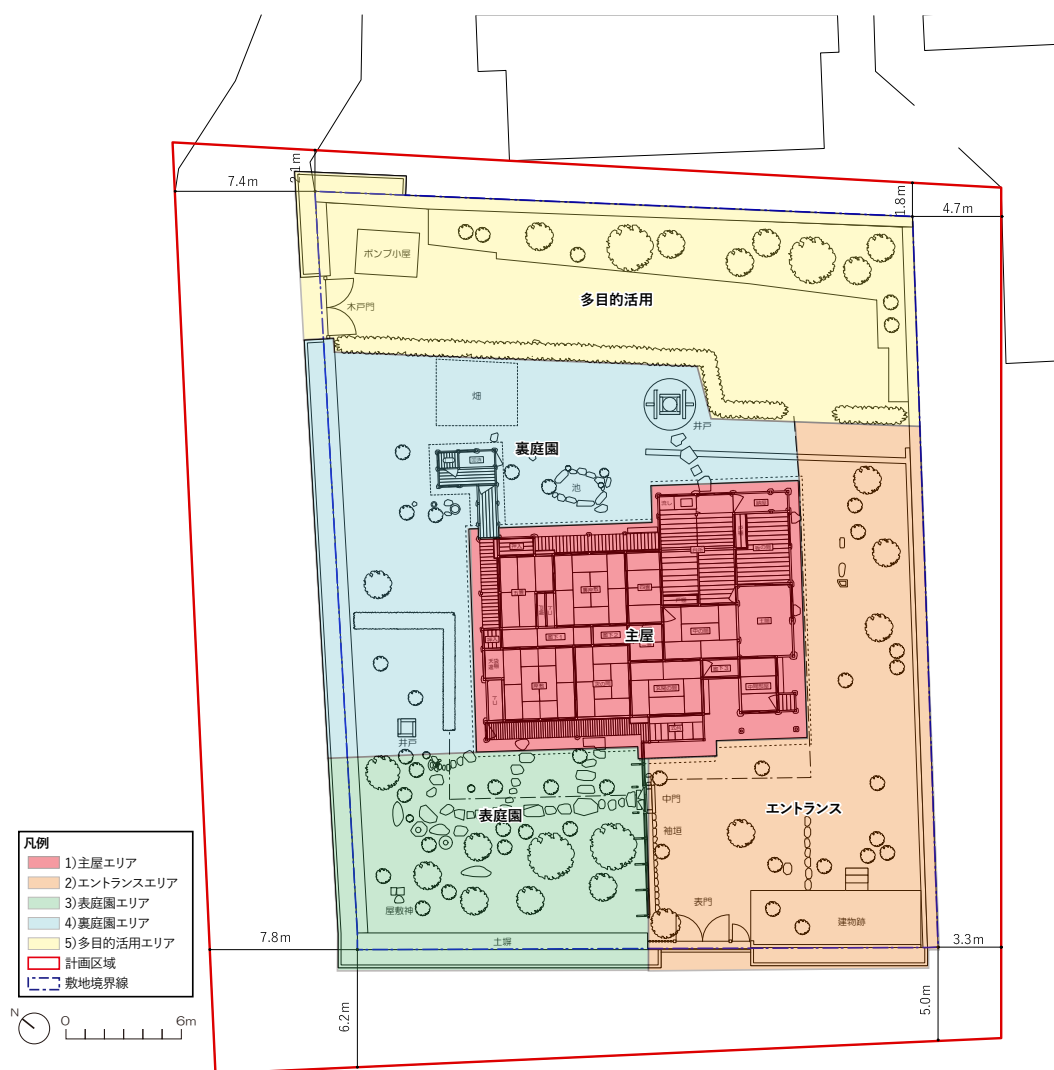


図 5-2-1 旧目加田家住宅の公開範囲案

(2) 関連資料等の公開

文化財の価値をより広く発信し、深く認識してもらうため、旧目加田家住宅に関連する資料の公開展示を行うとともに、来訪者が継続的に訪れたいような企画展示等の機会を設ける。なお、公開展示にあたっては、展示にかかる施設の整備について、重要文化財に毀損を及ぼさないような方法や場所、設備等を原則とする。

1) 常設展示

旧目加田家住宅の関連する資料としては、過去の保存修理に係る図面や写真等の資料の他、江戸時代後期の中級武士住宅としての文化的・形態的な解説を展示することにより、旧目加田家住宅のより深い理解を促すとともに、広く発信する。

2) 企画展示

観光や周辺施設と連携した展示企画や、地域住民の活動による展示企画など、時期に応じて展示物を変更するなど検討することとし、展示に際しては建築空間の趣きを損なわないよう配慮することとする。

3) その他情報発信

資料の公開にあたっては、パンフレットなどを作成し、現地で配布するとともに、市のホームページなどでの積極的な案内を進め、文化財の価値をより広く発信する。

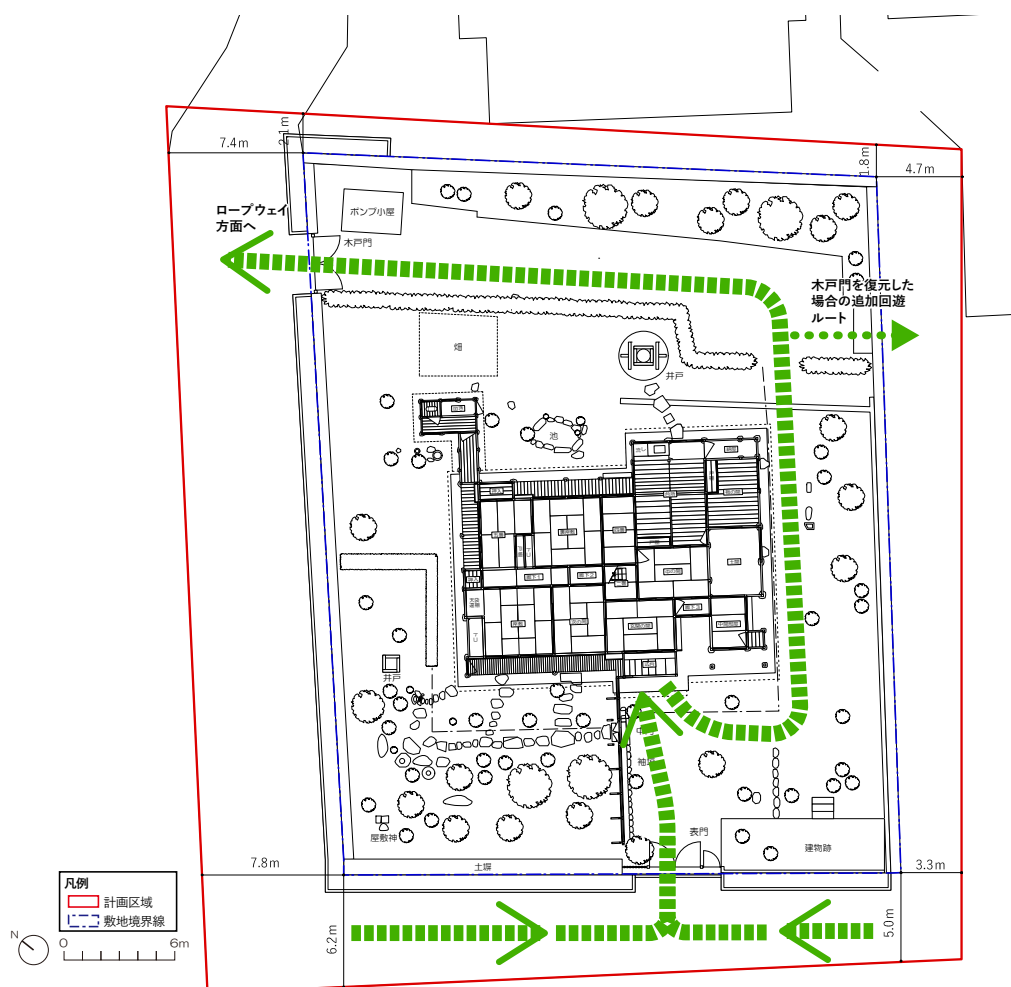


図 5-2-2 旧目加田家住宅のアクセスルート案

3. 活用基本計画

(1) 計画条件の整理

1) 関連計画

- ア. 岩国市総合計画
- イ. 岩国市都市計画マスタープラン
- ウ. 岩国市景観計画
- エ. 「錦川下流域における錦帯橋と岩国城下町の文化的景観」保存活用計画
- オ. 岩国市観光ビジョン

2) 関連法令

- ア. 文化財保護法
- イ. 都市計画法
- ウ. 建築基準法
- エ. 景観法
- オ. 消防法

(2) 建築計画

1) 平面計画

主屋は、重要文化財としての価値を利用者に広く知ってもらうため、公開することで形態・意匠、構造形式など武家住宅そのものを見学できることを基本とする。その中で、主屋と一体となって文化財の価値を構成する庭園等の屋外空間もあわせた一体的な公開活用を進める。なお、庭園等を含めた一体的公開活用にあたっては、来訪者や利用者に庭園等も含めた往時の武家住宅について深い理解を促すため、敷地内各エリアの歴史性と空間特性に応じたゾーニングも考慮しつつ、その用途や手法を具体化するものとする。

ア. 滞在・鑑賞ゾーン

座敷・次の間と表庭園は、往時の武家住宅の格式を体感できる場として、滞在・鑑賞を主とし、表空間としての格調を活かしたイベント等を含めた活用を行う。

イ. 内外一体利用ゾーン

五畳・裏座敷、四畳の間と裏庭園は、庭と建物を一体的に利用する小規模なイベントや地域活動、企画展示等、建物と庭園を活かした利活用を行う場とする。

ウ. ガイダンスゾーン

玄関の間、中の間、中間部屋、土間及び前庭空間は、文化財の入り口として、屋外展示も含め、文化財の価値や情報を発信する場として活用する。

エ. 多目的・イベント活用ゾーン

台所、板の間及び後庭空間は、多目的に利用できる屋外空間及び、控室・事務・水回りなど、各ゾーンの活動を支援する場とする。

オ. 建築技術体験ゾーン

二階は、迫力のある小屋組みによる空間構造と建築技術を実感するとともに、部材の保管・展示等を行い活用を図る。

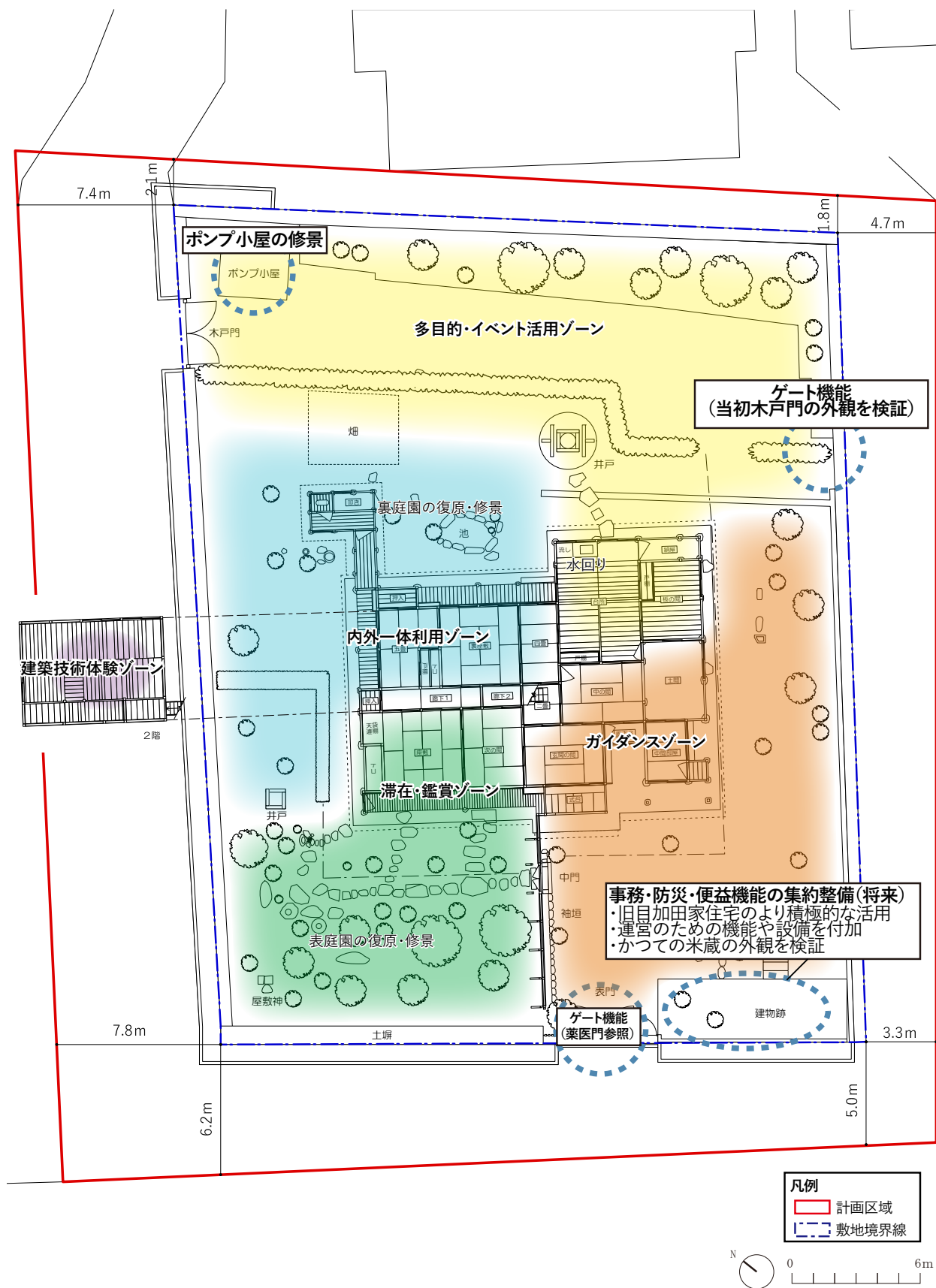


図 5-3-1 旧目加田家住宅の公開活用と整備イメージ

2) 施設等整備計画

ア. 保存管理、環境保全、防災に関わる施設等

第2章から第4章で言及した通り、当該重要文化財には消火設備、警報設備、排水設備等が設置されているものの、各種対策を講じる必要があることから、ここでは今後の公開活用に向けた整備の中で、必要な設備等の合理的かつ効果的な設置を整理する。

イ. 公開、活用に係る施設等

現状は建物内の常時の公開を行っていないため、公開活用に係る施設等は設置されていない。第2章から第4章を踏まえつつ、今後の公開活用に向け、利用者を受け入れるための休憩施設等の便益施設、文化財の価値をわかりやすく伝えるための説明版や誘導サイン等の公共サイン及び夜間時の建造物のライトアップや敷地内を照らす照明、緊急時のための誘導灯・誘導標識等の設備、その他室内照明等の基本的な設備を設置する。また、多くの来訪者を受け入れるため、アクセス部分に対応した取り外し可能な木スロープを設置するなど、バリアフリーにも配慮する。

今後の公開活用における用途や管理運営体制の構築にあたっては、市のみならず地域住民や関係団体等の意見を踏まえ検討することとする。

建物内の管理スペースは建物の価値を保全すべく最小限に留めつつ、受託団体等が常駐して維持管理、活動を行うことができるよう、活動物品などの環境を整えることとする。将来的に公開・活用に係る機能を拡充する場合には、今後、敷地内の建物跡等において、別棟建物を整備し、受付窓口・スタッフ控室等の事務管理機能や便益機能、受信盤等の防災機能を集約して確保することを検討する。別棟建物の外観はかつてあった米蔵の意匠を参照することを基本とする。

台所の流し台については、受託団体等の利便性を考慮し、老朽度合いに応じて更新するものとし、別棟に事務・防災・便益機能を集約整備した際には、当初の姿への復原を検討する。

なお、管理用を含めた駐車場は近隣のロープウェイ用駐車場等と兼用することとし、トイレは近隣の公共トイレを利用するものとして、計画対象地内には整備しない。

ウ. 展示施設、家具、事務機器等の配備に係る計画

展示施設は公開計画を踏まえ設置することとする。展示ケース、パネル台、映像機器は建造物に固定しない可動式のものとし、室内空間の価値を損なわないよう配慮する。照明は滞在・鑑賞ゾーンでは床置・可動式を中心とし、その他のゾーンでは上部設置とし、必要な照度を確保するためにスポット照明で補完する。照明の設置においては、文化財の価値を損なわないよう配慮するとともに、室内空間と調和したデザインとする。家具や冷暖房、事務機器等の配備についても、管理・運営体制の検討内容を踏まえ、必要に応じて設置することとする。

(3) 外構及び周辺整備計画

第2章から第4章で言及した通り、排水設備や樹木の定期的な維持管理を行い、重要文化財の価値を保存する。

庭園を含む外構については、調査研究により作庭当初の姿の検証に努め、可能な限り当時の武家住宅の庭園が持つ特徴や佇まいを再現し良好な環境を保つこと、座敷からの眺望に配慮した樹種等の選定・配置とすること、武家住宅らしい整った屋敷地の美観とすることを修景の方針とした整備を行う。

また、ポンプ小屋等の付属建築物や消火設備、工作物等については、建造物を含む庭園全体の景観と調和した意匠・配置とする。

夜間の防災対策及び良好な景観形成・観光促進のために、屋外に照明器機を設置し、文化財及び庭園のライトアップを検討する。

計画対象区域の価値の維持向上及び周辺からの視認性及びアクセス性の向上のために、かつてあった薬医門、木戸門を参照しゲート機能の整備検討を行うほか、計画区域外での整備改善についても関係機関と調整を行う。

(4) 管理・運営計画

1) 管理・運営の基本方針

当該重要文化財は、所有者である岩国市が適切に管理しその保護を図る。文化財保護法の目的を踏まえ、文化財である旧目加田家住宅を堅実に保存するとともに、文化財が価値あるものとして後世に伝えるべきものであることについて理解を広げ、深めるため、文化財の活用を適切に進めることとする。加えて、保存・活用の活動の展開度合いに合わせて、管理・運営の体制を柔軟に検討することとする。

2) 管理・運営の方法、体制

公開活用は岩国市が主体となって推進し、受託団体等や地域住民その他関係団体等との連携・協働による管理運営体制を構築する。具体的な管理運営方法や体制については、今後これら関係者との意見交換を随時実施し検討する。

4. 実施に向けての課題

(1) 建築的課題

1) 公開活用時の動線確保

公開活用にあたっての建物・部屋の活用用途・方法や、それに伴う利用者の動線について検討を行い、当該建造物の特性の理解に最適で、かつ安全に見学ができるようにする必要がある。

2) 調査研究を踏まえた整備の実施

文化財の価値を保ちつつ活用するために、建造物と一体となって文化財の価値を構成する庭園については、調査研究により作庭当初の姿の検証に努め、可能な限り当時の武家住宅の庭園が持つ特徴や佇まいの再現を目指した整備を検討する必要がある。また、建物跡等に設置を検討する別棟の事務・防災・便益機能や、薬医門・木戸門を参照するゲート機能についても、当初の姿を検証した上で、外観を検討する必要がある。

3) 長期的かつ関連する計画・事業と連携し足並みを揃えた整備の実施

第2章に記載のとおり、旧目加田家住宅は経年により腐朽・損傷が進む箇所を対象に保存修理事業の実施を検討することとしている。また、本章では、旧目加田家住宅のみではなく、庭園の整備や別棟の設置など、外構部も含めた保存活用に向けた整備を検討することとしている。施設公開や管理運営の方法も含めた関係を整理し、段階的に文化財の価値を高め、利活用が促進されるよう各工程を検討する必要がある。

また、旧目加田家住宅の保存活用の効果を最大化するためにも、地域の魅力化や歴史的街並みの保存・活用に向けて策定された各種計画や事業と連携・調整し、足並みを揃えた上で保存・活用の内容の具体化を検討し、整備を行う必要がある。

(2) 管理・運営に関する課題

1) 公開活用時の管理運営体制

公開活用にあたっては、地域住民との協働による管理運営体制の構築や、受託団体等と連携した現地での案内やイベントの開催等を検討するとともに、災害発生時などの緊急時の行動計画を関係者間で共有する必要がある。

また、観光拠点の一つとして、エリア全体の魅力を高めるために、周辺施設との連携や庁内各課との連携を図る管理運営体制の構築が必要である。

第6章 保護に係る手続き

本章では重要文化財に指定されている建造物の保存・活用にあたって必要な諸手続について、運用の方針を定める。ただし、手続きの方法が明確でない行為については、その都度山口県及び文化庁と協議することとする。

1. 文化庁長官への届出を要する行為

(1) 所有者又は管理責任者の変更

新所有者または新管理責任者が届出なければならない。

(2) 所有者又は管理責任者の氏名・名称・住所の変更

所有者または管理責任者が届出なければならない。

(3) 滅失・き損・亡失・盗難

火災などの災害によって文化財建造物の全部あるいは一部が滅失したり、き損した場合か、あるいは例として、今後発見され附指定となった棟札などの物件を紛失したり、盗みとられたりした場合に届出なければならない。

(4) 所在場所の変更

移動可能な重要文化財について、これらを収納して保存するために位置を変更する場合などがこれに該当する。附指定の物件の所在場所の変更にあたっては、事務業務の権限移譲を踏まえ、山口県へ届出することとする。重要文化財そのものの移築はその周辺環境や歴史的価値に重大な影響を及ぼすので、後述の現状変更として取り扱われ、文化庁長官の許可が必要である。

表 6-1-1 文化庁長官への届出が必要な事項一覧

項目	手続者	受理者	提出期限	備考	根拠法令等
所有者・管理責任者の変更	新所有者 新管理責任者	文化庁長官	20 日以内	指定書添付	文化財保護法（以下、法）32 第 1、2 項
所有者・管理責任者の氏名・名称・住所の変更	所有者 管理責任者		20 日以内	所有者に係る時は指定書添付	法 32 第 3 項
滅失・き損・亡失・盗難	所有者 (管理責任者 または管理団体)		10 日以内	—	法 33
所在の場所の変更	所有者 (管理責任者 または管理団体)		20 日以内	指定書添付 ただし補助金による修理や現状変更などほかの手続きがすでに行われている場合は届出を要しない	法 34

(5) 修理

1) 修理届

重要文化財の修理を行う場合、次に示す修理届の事後届出に該当するものを除き修理に着手しようとする30日前までに、工事内容を記した修理届を提出し、技術的な検討や指導を受ける必要がある。ただし、国庫補助金の交付を受けて修理を行うとき、また現状変更の許可をうけて行う場合などは修理届は不要である。

2) 修理届の事後届出

小修理、き損の拡大を防ぐための応急の措置の中で、重要文化財目加田家住宅修理（昭和52～54年）で実施した修理で工法・材料が明確である修理、施工内容について山口県の技術職員の指導・助言の元に行う修理、定期的に発生する修理、国指定または県指定の文化財建造物修理の経験がある施工業者による修理という条件を満たしたうえで、下表に示す範囲（施工規模）内の修理、かつ矧修理・埋木（畳は除く）を原則とするものは、修理届の事前届出を不要とし、事後の届出とすることができるものとする。

表 6-1-2 修理規模による修理届の緩和の基準

項目	修理内容	範囲
縁板	割れやヒビの軽微な補修や取替	0.5 ～ 1 m ² 以内
外壁	荒壁に至らない壁土の補修	1 ～ 2.4 m ² 以内
内壁	荒壁に至らない壁土の補修	1 ～ 2 m ² 以内
床板	割れやヒビの補修や取替	2 ～ 4 m ² 以内
畳	床及び表替え	2 畳半以内
屋根	瓦の葺替	1 ～ 3 m ² 以内
	霧除板庇の補修	0.2 ～ 0.8 m ² 以内
建具	木部の補修	全体見付面積の 1/10 ～ 1/5 以内

2. 文化庁長官の許可を要する行為

(1) 現状変更

現状変更とは、以下のような行為を指す。

- ア 改造する場合（間仕切りの取り付けまたは撤去、窓の取り付けなど）
- イ 構造、形式、規模を変える場合
- ウ 意匠を変える場合
- エ 復原しようとする場合
- オ 移築または曳家をする場合
- カ 建物の建つ地盤の高さを変える場合

当該文化財は、すでに昭和52年（1977）から昭和54年（1979）にかけて、現状変更の許可を得て創建当初の姿に復原されているため、現状変更の許可を要する行為は、当面ないものと想定される。なお、文化財建造物を維持していくための必要な措置として、軽微な小修理、または災害による損傷及び被害の拡大を防ぐための応急措置は、現状変更に該当しない。

(2) 保存に影響を及ぼす行為

保存に影響を及ぼす行為とは、文化財建造物そのものには改造を加えなくても、その行為によって災害やき損の恐れが生じたり、構造耐力を弱めるなど、文化財建造物の保存上好ましくない影響を与える行為をいい、以下のような行為を指す。

- ア 文化財建造物の敷地内で、その建造物に影響を与える恐れのある場所に建物の新築・増築を行ったり、現在ある建物を改築したりする場合
- イ 文化財建造物の敷地内に火気や多量の危険物を扱う施設を設置する場合
- ウ 文化財建造物の周辺における切土、盛土でその周辺の構造耐力を弱めたり、災害を及ぼす恐れのある場合
- エ 文化財建造物の内部に、防災及び美観上問題を生じやすいような仮設的な施設を設ける場合
- オ 文化財建造物内に、重量物を搬入しようとする場合
- カ 文化財建造物の一部に、直接触れる手法により模写する場合
- キ 文化財建造物から直接型取りを行う場合
- ク 文化財建造物の一部に、強い光線をあてて写真の撮影などを行う場合

表 6-2-1 文化庁長官の許可が必要な事項一覧

項目	手続者	受理者	提出期限	備考	根拠法令等
現状変更または保存に影響を及ぼす行為	行為を行おうとする者	文化庁長官	事前	但し維持の措置もしくは応急措置または影響が軽微の場合は除外される	文化財保護法 43 条第 1 項

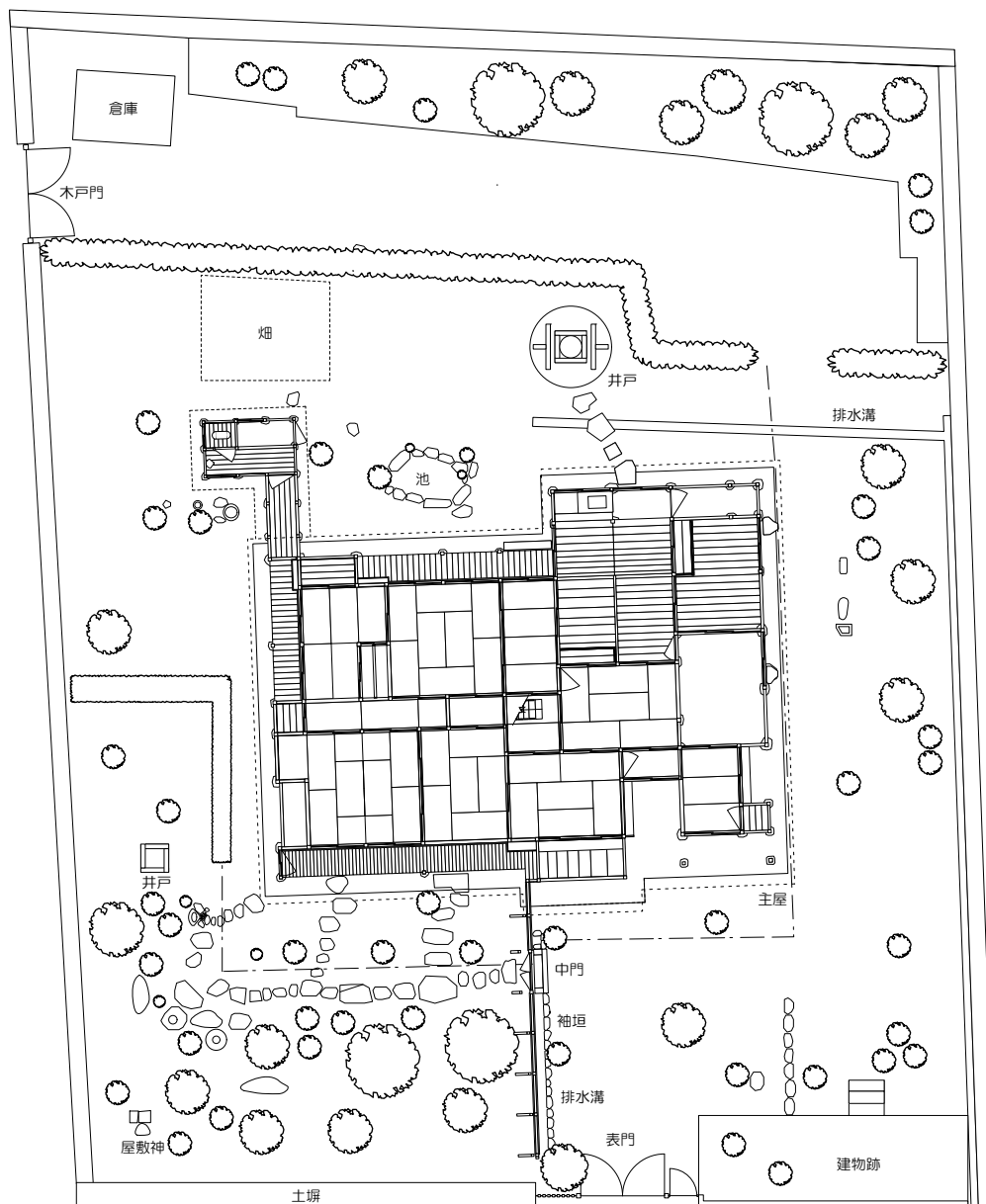
3. 計画の改定に係る手続き

本計画は、第1章で前述した通り、関連法令や社会情勢の変化、痕跡調査の進展等を踏まえ、必要に応じて計画を見直し、改定を行うこととし、改定を行う際は、所有者である岩国市は文化庁並びに山口県、その他関係機関と協議、調整を実施の上、取りまとめた改定計画案を文化庁へ提出し、再認定を受けることとする。

上記の手続きを経て改定した計画は、所有者である岩国市、山口県、文化庁において各一部を保管する。

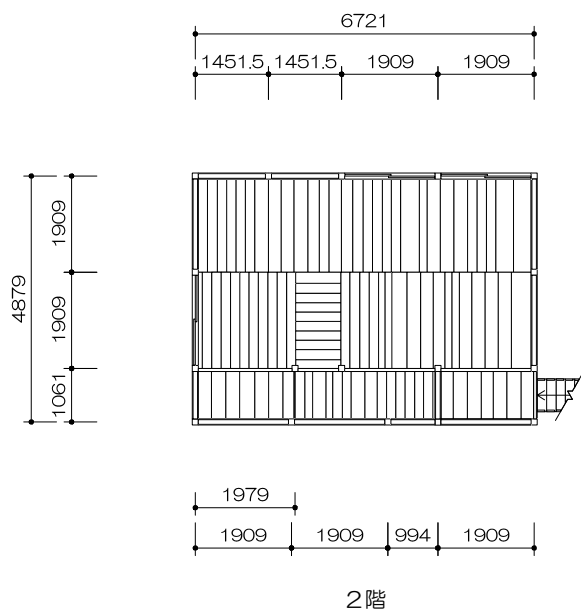
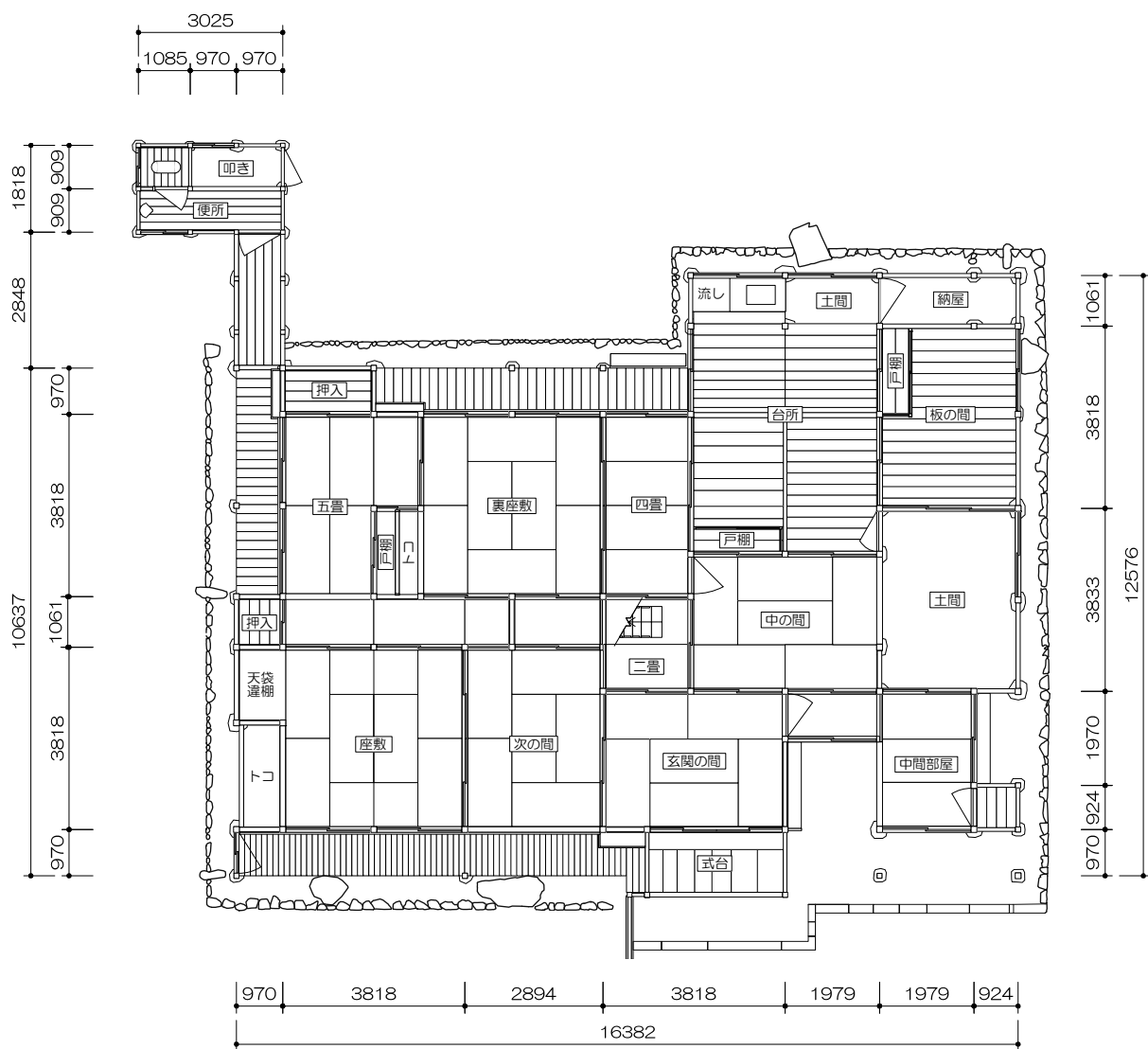
図 面

図面番号	図面名	縮尺
1	配置図	1/250
2	平面図	1/150
3	軒天井見上図	1/150
4	屋根伏図	1/150
5	立面図	1/150
6	断面図	1/100
7	便所	1/60
8	井戸	1/60
9	中門・袖塀	1/60



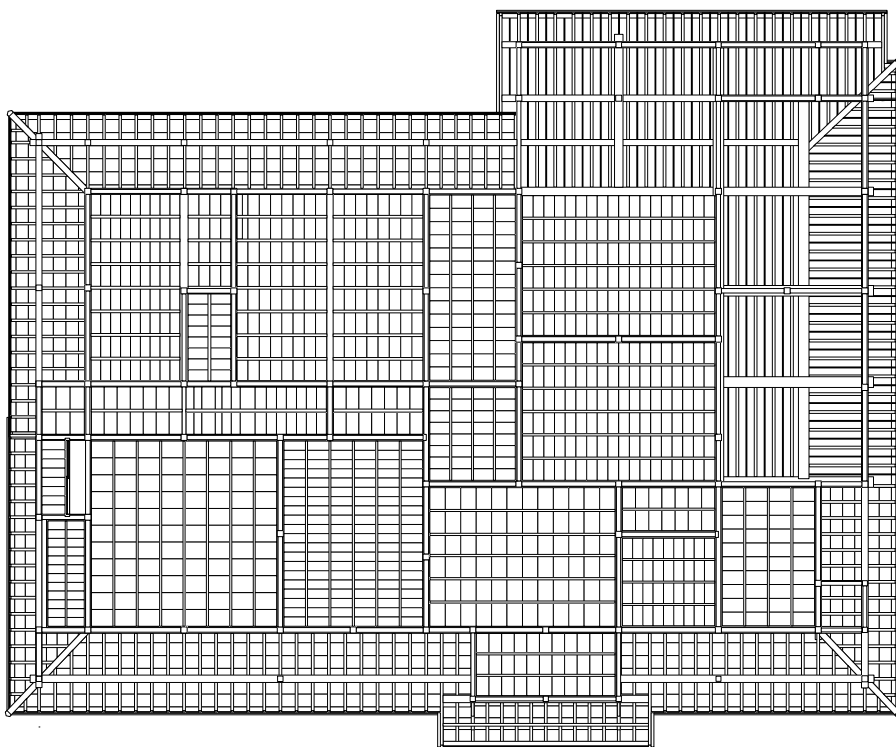
縮尺 : 1/250

1 配置図

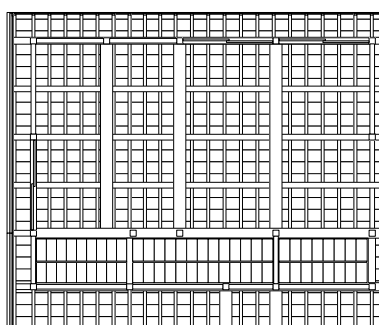


縮尺: 1/150

2 平面図



1 階

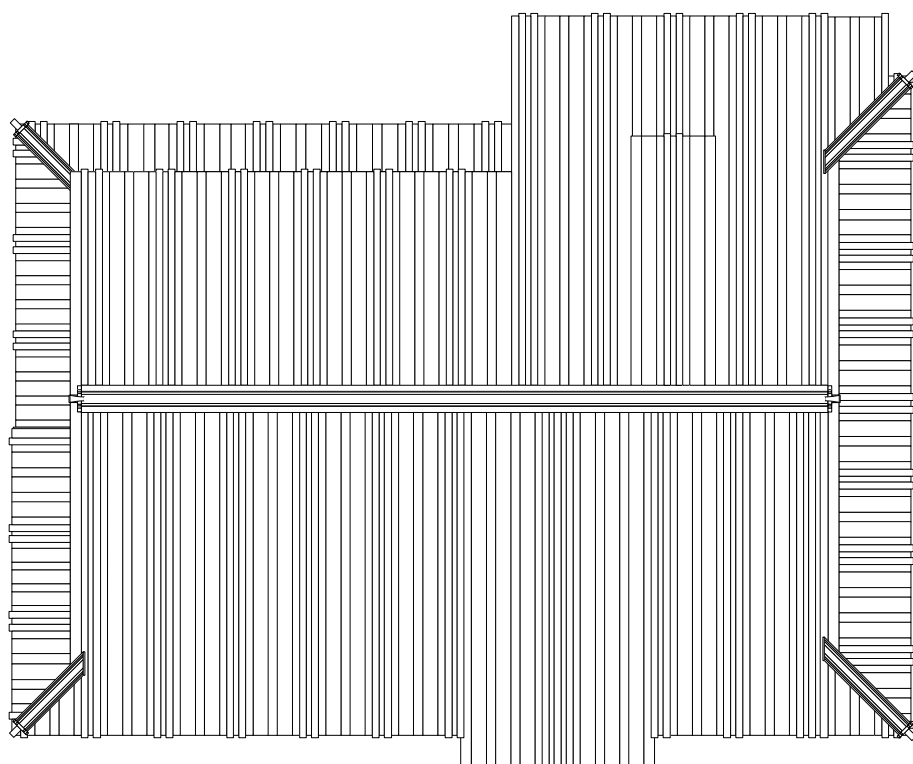


2 階



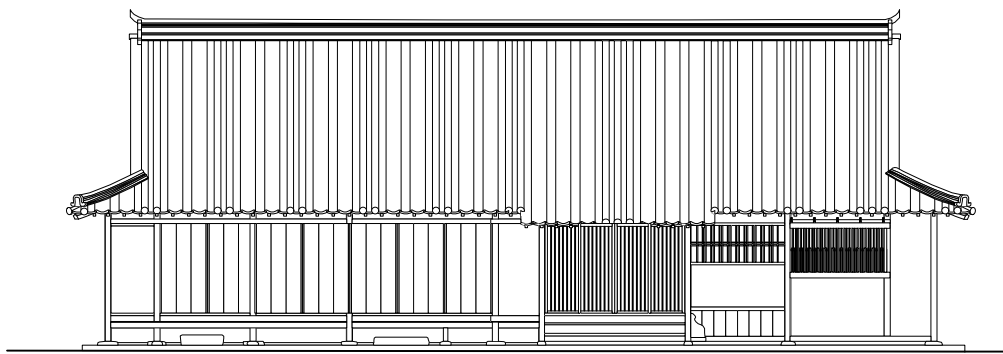
縮尺 : 1/150

3 軒天井見上図

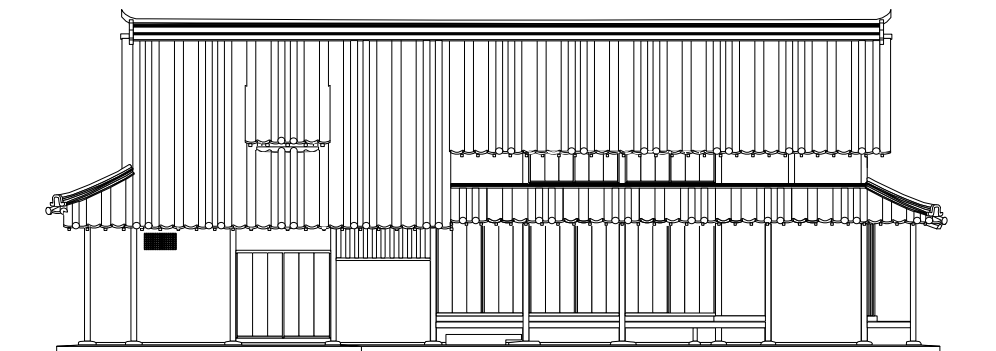


縮尺 : 1/150

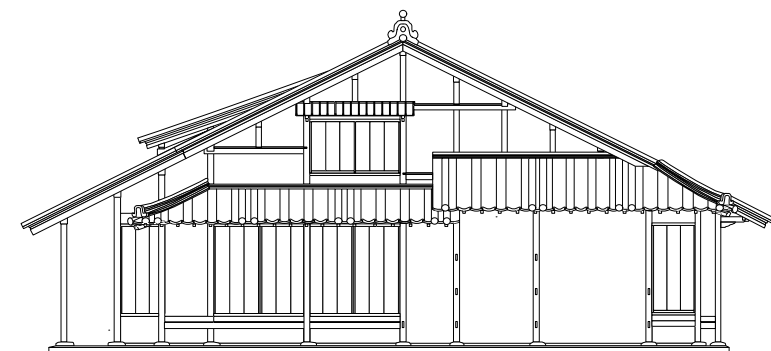
4 屋根伏図



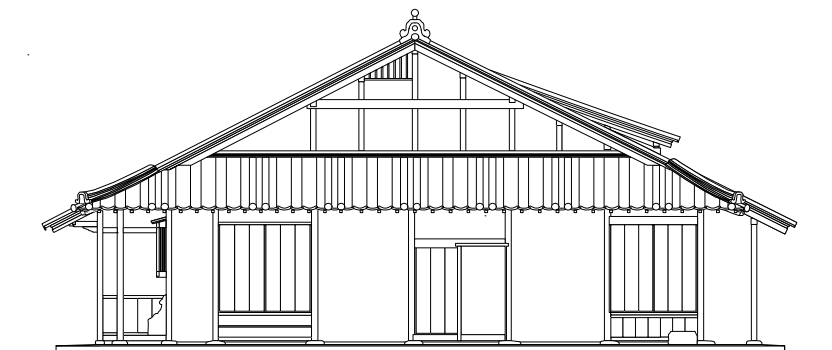
南側立面図



北側立面図



西側立面図

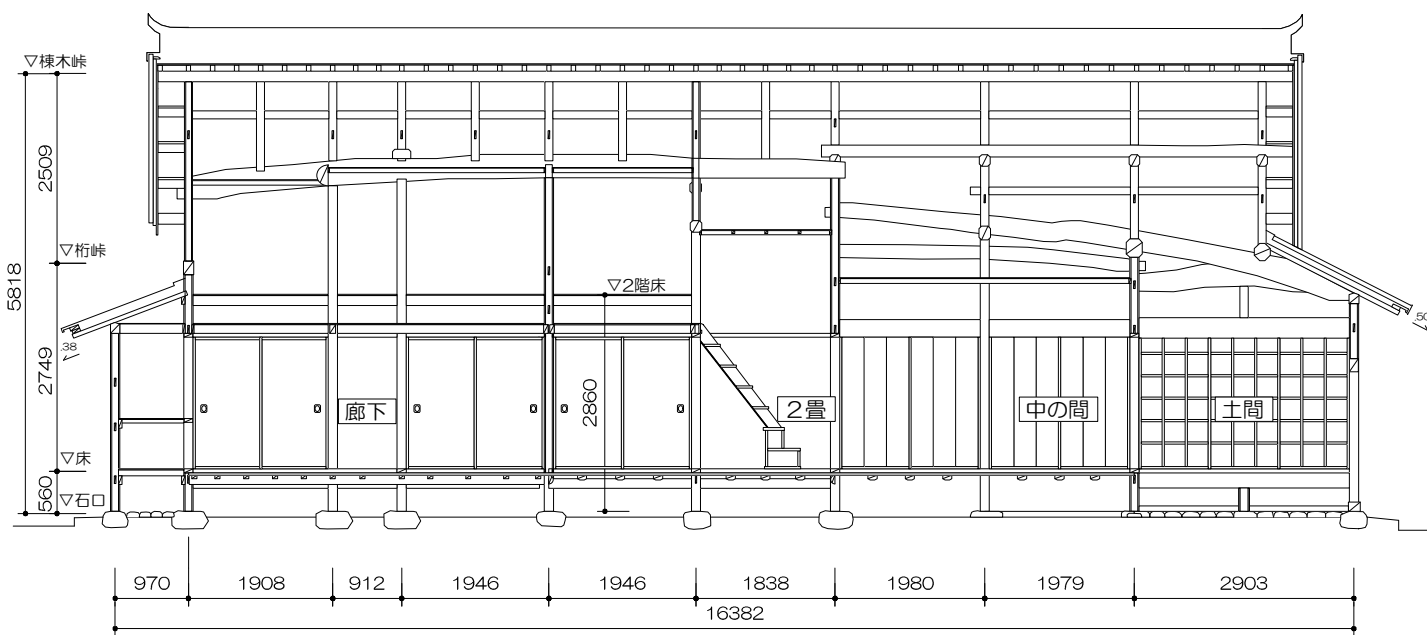
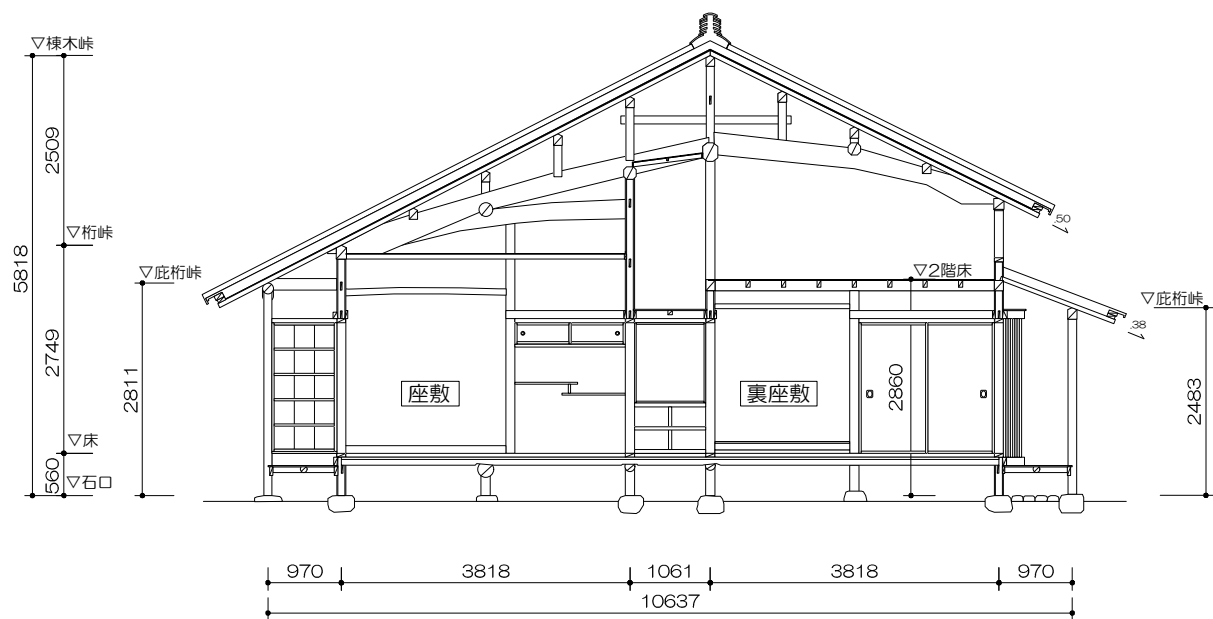


東側立面図



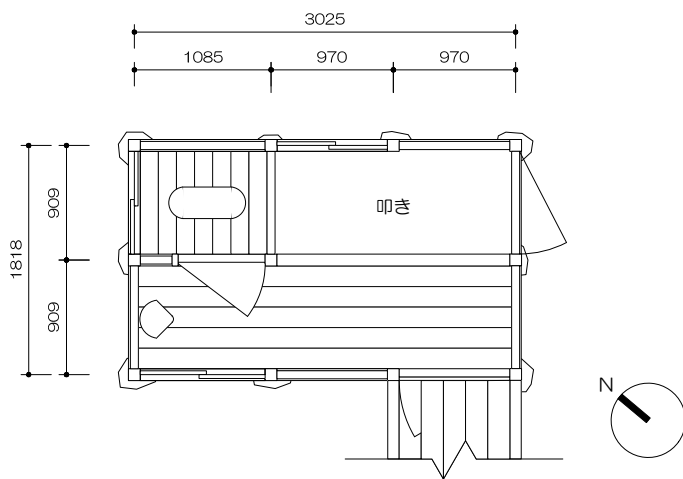
縮尺：1/150

5 立面図



縮尺：1/100

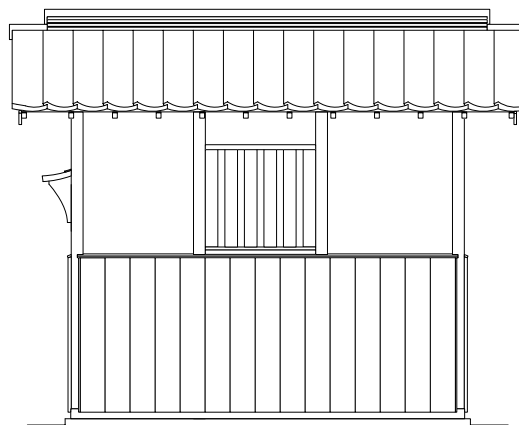
6 断面図



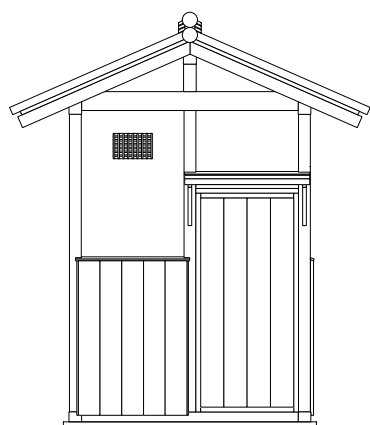
平面図



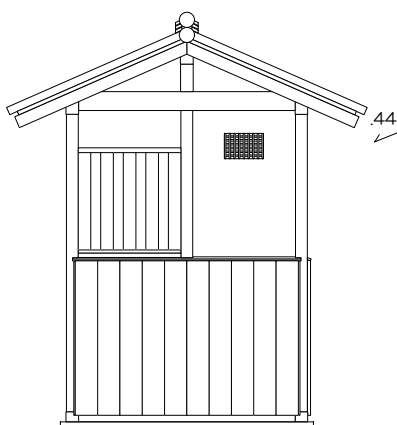
南側立面図



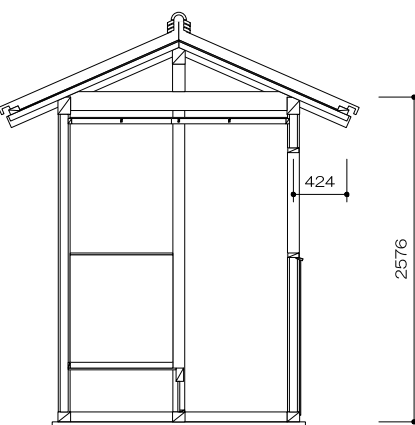
北側立面図



東側立面図



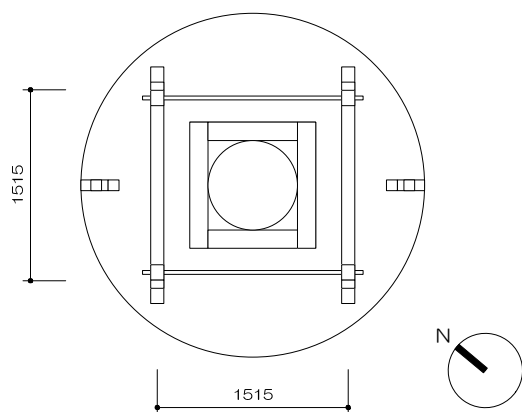
西側立面図



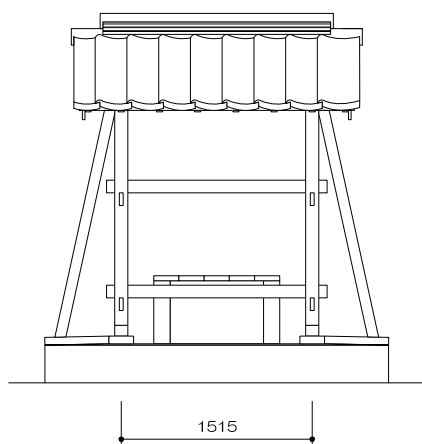
断面図



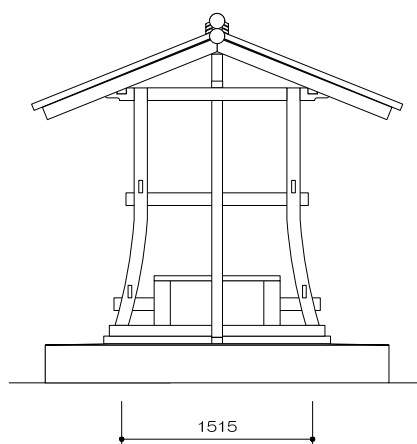
縮尺 : 1/60



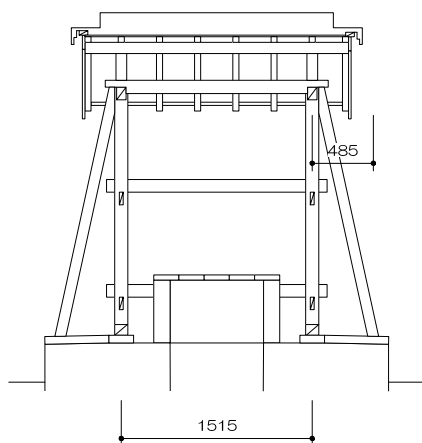
平面図



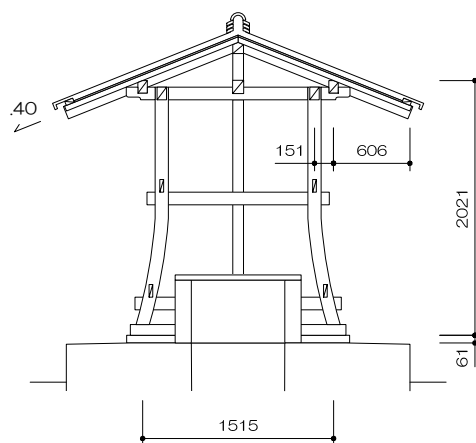
正面図



側面図



桁行断面図

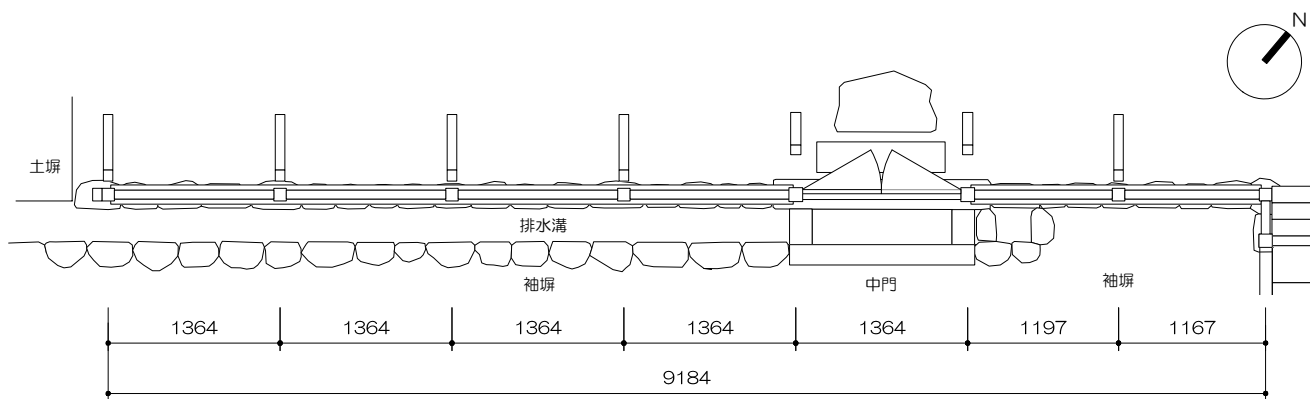


梁間断面図

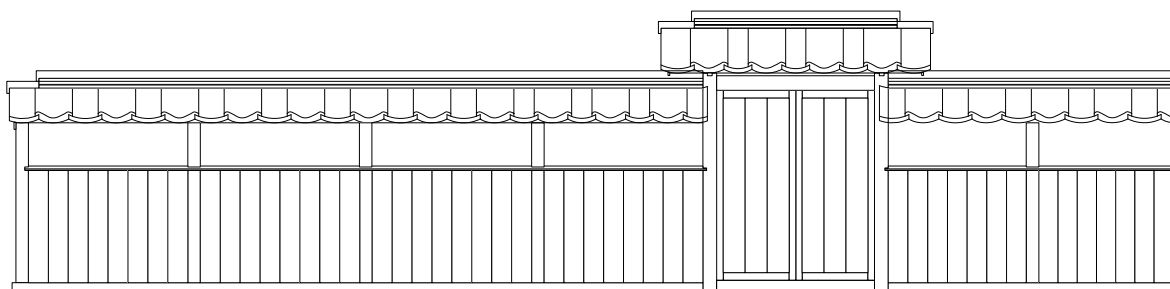


縮尺 : 1/60

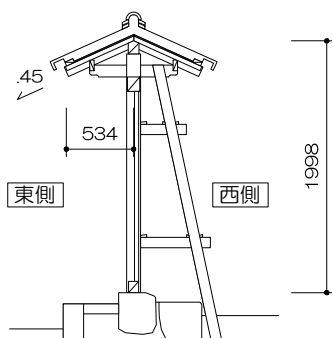
8 井戸



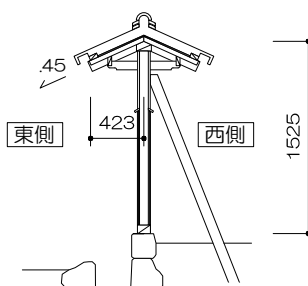
平面図



正面図



中門 断面図



袖塀 断面図



縮尺：1/60

9 中門・袖塀